別　冊　2

事務事業一元化調書

報告第 16 号　各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 1

第 4 回　相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書　目次

報告第 16 号　各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 1

企画部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

市民部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

都市部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109

土木部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　147

管理部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　203

学校教育部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　255

監査委員部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　302

会計部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　314

報告第 16 号　各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 1

土　木　部　会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	相模原市みちの協会補助金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	都市計画課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	87,000千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 （財）相模原市みちの協会が自主事業として実施する道路愛護意識の普及啓発や道路の環境美化推進等に関する事業及び法人の運営に係る経費に対する補助。 【事業内容】 自主事業 ・道路愛護意識の普及啓発に関する事業 ・道路の環境美化推進に関する事業 ・道路の適正利用啓発事業 ・機関誌その他印刷物等による広報事業 ・街路樹の再利用事業 管理費等 ・人件費 ・施設使用料等	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ○課題なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
8	道路交通量調査委託		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	都市計画課・都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	9,009千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 現況道路の断面交通量等の調査を行い、道路の利用実態や現状を把握し、交通対策や道路の計画・整備のための基礎資料とする。 【内容】 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）に合わせ市内幹線道路の交通量を把握する。 (調査方法) ＊断面交通量調査 ＊方向別交通量調査 ＊旅行速度調査	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 ○道路交通量調査については、５年毎に行っており次回は平成２１年度に予定しているため、３町の必要箇所を検討し５年後に相模原市の制度に統合して実施する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	土木工事積算事務電算処理経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	都市整備課・施設管理課・財務課	建設課・上下水道課	都市整備課・下水道課・産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	15,284千円	1,731千円（765千円）	3,404千円	3,271千円		
根拠法令等	相模原市土木工事費積算システム運用要領					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	408千円	120千円（120千円）	400千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	電算システム		
電算システム名	富士通　スーパーエスティマＶ４	イン・エックス「基」	ＣＤＣ情報システム(株)　ＡｄｐｅｃＷｉｎ	(株)千葉電子計算センター　ＡｄｐｅｃＷｉｎ		
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、市担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。 【内　容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模原市土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年１回）、基礎単価改定（年４回）　に伴うシステムデータ改定作業 ・積算基準となる、関連図書(神奈川県土木工事標準積算基準書等)の購入 ・消耗品（システムのプリンタートナー、用紙等)の購入 ・土木工事共通仕様書等、有償頒布用印刷製本費 【特定財源】 ○名称　行政資料コーナーでの有償刊行物の販売 ○内容　道路標準構造図、土木工事共通仕様書等の販売見込数量　285冊 ○金額　408千円	【目　的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。 【内　容】 土木工事積算システム利用に係る事務 ・ソフトウェア、ハードウェアのリース ・歩掛、単価データの修正業務委託（年1回） ・単価データの改定作業（年3回） ・積算基準となる関連図書（神奈川県土木工事標準積算基準書等）の購入 【特定財源】 ・国庫補助　20千円〔 20千円〕 ・町債　100千円〔100千円〕	【目　的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。 【内　容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・機械器具借上 ・歩掛データ作成業務 ・機器及び積算システム賃借料及び使用料 ・歩掛改定（年１回）、単価改定（年４回）に伴うデータ作成、修正業務委託 ※作成、修正等したデータはCDR等により納品されるため、職員がデータ入力を行なう。 【特定財源】 ・国庫補助　400千円	【目　的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の設計上の違算を無くし、工事監督の効率化を図ることを目的とする。 【内　容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模湖町土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年１回）、基礎単価改定（年４回）に伴うシステムデータ改定作業 【特定財源】 ・無し	【課題】 各市町が、各々異なる積算システムを導入しており、ソフト・ハードのリース期間もまちまちである。	【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
11	災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	5,956千円					
根拠法令等	相模原市災害用トイレマンホール蓋の運用要領					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	2,700千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地震等災害発生時における家庭用水洗トイレ等の使用不能に備え、在宅被災者用に既設の下水道用マンホールを溜置き式の簡易トイレとして利用する仮設トイレ用移動型人孔蓋を市内の小中学校の防災備蓄倉庫等に計画的に配備していく。 【事業概要】 平成10年度から事業を着手し、平成１７年度までに市内の小中学校８２箇所に各5組、一般倉庫4箇所に120組（計530組）を配備する。 【配備計画】 相模原市地域防災計画（平成１２年度修正）による《総人口平成７年８月１日現在人口》 ◎り災者数　　８７，３６２人…① ◎避難所収容者数３４，９４５人…② ◎在宅被災者数　５２，４１７人…③ 在宅被災者１００人に対し１組を設置 計５３０組を配備 【特定財源】 ◎名称 災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業補助金 ◎補助 １／２	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 平成１７年度で事業終了のため、合併時に廃止とする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	開発行為（開発行為に準ずるものを含む）における道路及び下水道に係る協議、指導及び検査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課・建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法 津久井町住環境整備条例	都市計画法 相模湖町まちづくり条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 本市の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。 【内容】 ・都市計画法第３２条、同法第３９条及び同法第４０条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水(貯留、浸透を含む)・汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路･下水道施設の完了検査 【開発行為に伴う技術基準】 ○道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・袋状道路の場合で、幅員6m以上で延長35m以上は終端部に回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 ○雨水調整池 ・事業区域面積が0.5ha以上の場合は雨水調整池を設置 ・事業区域面積が0.5ha未満の場合は雨水浸透施設を設置 ○下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水Φ200㎜、雨水Φ250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.5m以上 ○汚水桝の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が１m以内 ※詳細については「開発行為等技術基準」「道路に係る事務取扱要領」「雨水調整施設設置基準」等により指導している。	【目　的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。 【内容】 ・都市計画法第３２条、同法第３９条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水・汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・道路･下水道施設の完了検査 【開発行為に伴う技術基準】 ○道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・交差部の隅切り長は3m以上確保 ○雨水調整池 ・必要に応じて雨水調整池を設置 ○下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水Φ200㎜以上 ・管渠の最低土被りは1.2m以上 ○汚水桝の基準 ・官民境界から１m以内の民地 ※詳細については「城山町開発指導要綱」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。	【目　的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。 【内容】 ・都市計画法第３２条、同法第３９条及び同法第４０条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路･下水道施設の完了検査 【開発行為に伴う技術基準】 ○道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は4.5m以上 ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 ○下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水Φ200㎜以上、雨水Φ250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.2m以上 ○汚水桝の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が1.4m以内 ※詳細については「津久井町住環境整備条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。	【目　的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。 【内容】 ・都市計画法第３２条、同法第３９条及び同法第４０条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路･下水道施設の完了検査 【開発行為に伴う技術基準】 ○道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は4．5m以上 ・原則として袋路状または階段状としない ・交差部の隅切り長は3m以上確保 ○下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水Φ200㎜以上、雨水Φ250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 ○汚水桝の基準 ・官民境界から1.5m以内の民地 ※詳細については「相模湖町まちづくり条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。 ※会計の種別については、道路関係は、一般会計 下水道関係は、特別会計	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、整備すべき道路等の基準に若干の差違が見受けられるため、これらは都市部会が所管する「開発行為等指導事務」で、新市において調整する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
19	公共工事に伴う発生残材の有効利用の推進		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。 【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること	【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。 【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること	【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。 【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること	【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。 【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
20	公共建設発生土の処理処分対策		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	11,897千円	0千円	0千円		
根拠法令等	・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例	・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例	・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 ・津久井町建設残土利用対策委員会設置要綱	・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。 【内　容】 ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ ・「相模原地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「相模原地区建設副産物連絡協議会」に関すること	【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。 【内容】 ・公共建設発生土の処分対策 ・公共建設発生土に関する取りまとめ ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・城山町発生土対策場に関すること	【目　的】 建設残土の処分、利用について、調査研究し、建設残土に関わる諸問題を解決する。 【内　容】 ・建設残土の利用計画 ・公共残土処分場の確保 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること	【目　的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。 【内　容】 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ	【課題】 ○城山町において、独自の残土処分場を運営しており、民間の処分場を利用している他の市町との相違がある。 ○改良土プラントによる公共建設発生土の再利用は、相模原市のみが実施している。	【調整方針】 ○現行のまま新市に引き継ぐ。 ○改良土プラントによる公共建設発生土の再利用は、新市においても推進する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課土木システム推進室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	路線再編成基準に基づく路線の編成		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	道路法					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　現在の認定路線の基本は昭和４５年に実施した市道再編成事業により形成された。 　その後、急激な都市化により道路施設が増大し、計画的な路線網の形成が追いつかず、現在は道路管理業務に支障をきたすようになってきている。 　このようなことから、一定の基準に従った道路網を確立し、効率的な道路管理業務を行い、さらには迅速な市民サービスを提供するため、認定路線の再編成（組替え）を行う。 【内容】 ①　平成１５年度までに検討した再編成の路線認定方針（案）及び再編成認定・廃止基準（案）に基づき、市域全域についてシミュレーションを行い、方針（案）及び基準（案）に対する問題点の抽出及び整理を行う。 ②　不明路線、不正使用路線及び水路敷を含む路線等について、各々の課題路線調書を作成する。 ③　認定路線再編成事業実施の優位性や課題等を抽出及び整理、実施工程の作成や事業費の算定及び事業実施関係課との調整など、事業実施に向けた検討を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 　本事務事業は相模原市独自のものであり、効率的な道路管理業務を行なうため、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課土木システム推進室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	道路情報管理システム業務委託		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	94,487千円					
根拠法令等	道路法 測量法 公共測量作業規定					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　多様化する道路形態等に対し、道路管理の適正化が従来以上に求められており、膨大な各種道路情報を電子化し共有化を図ることが不可欠なものとなっている。 　道路台帳整備により作成された図面と調書の一元管理を行い、道路財産管理の効率化を図る。併せて庁内ＬＡＮを利用し、各課における業務への活用を図る。 【内容】 　平成１６年度は、基本設計から４年が経過し、国土地理院から「地理情報標準第２版※１」に準拠した「製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン（案）※２」が出されたことなどによりシステムの見直しを図る。併せて業務分析結果からシステム化が必要な業務を精査し、今後の開発対象業務範囲の明確化やデータ取得方法の再検討による経費節減及び庁内ＬＡＮの活用による効率化を図ることなど、費用対効果を高める方策を検討する。 ※１地理情報を異種システム間で相互利用する際に、必要な情報を伝達するため、データの構造、記録方法、表現方法、品質、所在、製品仕様等についての仕組み等を定めたもの。 ※２公共測量を実施する際に必要な製品仕様書及び品質に関連する事項について解説すると共にその基準を示したもの。 ①道路情報管理システム開発業務 ・新技術、業務見直しによる詳細設計 ・データ作成ガイドラインによるデータ構築 ・庁内ＬＡＮを利用したシステムの構築及び開発 ②当年度データ補正業務 ③既存機器保守業務 ④道路情報通報システム運用サーバ保守業務 ⑤既存システム消耗品購入 ⑥開発用ソフトウェア購入	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 　合併後、５年間を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課国県道対策室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課国県道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	80千円	40千円	40千円	40千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 ○ 首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金８万円 ○ 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し ○ 広域幹線道路整備事業県央8市連絡会 負担金無し ○ さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し ○ 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し	【目的】 首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 ○ 首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金　40千円 ○ 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し ○ さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し ○ 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し ○ さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会 負担金無し	【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 ○ 首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金４０千円 ○ 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し ○ さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し ○ 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し	【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 ○ 首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金４０千円 ○ 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し ○ さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し ○ 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し	【課題】 １市３町が共通で加盟している協議会以外に、城山町が「さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会」の事務局を行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、「さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会」の事務局については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課国県道対策室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	広域幹線道路整備構想の推進の要請		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課国県道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	185千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 京浜津久井連携軸の整備・強化を図るため、さがみ縦貫道路から核都市広域幹線道路方向への「(仮称)相模野幹線構想」及び保土谷バイパスに続き国道２４６号以北への延伸路線の「(仮称)横浜多摩幹線構想」について、実現化に向けた活動をおこなう 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	土木計画課国県道対策室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	国県道の整備促進		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課国県道対策室	都市計画課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	699千円	140千円	233千円	136千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	65千円（財産区繰入金）	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市内の国道、県道の整備促進を図る 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 市長が会長の協議会 ○ 相模原津久井広域道路及び国道４１３号整備促進協議会 負担金180千円 ○ 相模原市幹線道路網整備促進協議会 補助金185千円 ○ 関東国道協会 負担金40千円 ○ 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金等　無し 負担金等の支出がある協議会 ○ 都市計画道路相模原二ツ塚線及び水窪座間線建設促進協議会 負担金80千円 ○ 神奈川県都市計画街路事業促進協議会 負担金170千円 ○ 神奈川県道路利用者会議 負担金44千円 負担金等無しの協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会全国協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 ○ 全国街路事業促進協議会 ○ 全国高速道路建設協議会	【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る。 【内容） 協議会等を通じ要望活動を実施。 ○ 相模原、津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金　60千円 ○ 関東国道協会 負担金　20千円 ○ 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金無し ○ 神奈川県道路利用者会議 負担金　60千円 ○ 道路整備促進期成同盟会全国協議会 負担金無し ○ 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 負担金無し	【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 負担金等の支出がある協議会 ○ 関東国道協会 負担金20千円 ○ 神奈川県道路利用者会議 負担金33千円 ○ 相模原津久井広域道路及び国道４１３号整備促進協議会 負担金60千円 ○ 国道４１２号線建設改良促進協議会 負担金40千円 ○ 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 負担金30千円 〈町内組織〉 ○ 国道４１３号建設促進協議会 負担金40千円 ○ 主要地方道伊勢原津久井線改良促進協議会 負担金50千円 負担金等無しの協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会全国協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 【特定財源】 ○ 財産区繰入金　　65千円	【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る 【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施 負担金等の支出がある協議会 ○ 関東国道協会 負担金２０千円 ○ 神奈川県道路利用者会議 負担金１６千円 ○ 相模原津久井広域道路及び国道４１３号整備促進協議会 負担金６０千円 ○ 国道４１２号線建設改良促進協議会 負担金４０千円 負担金等無しの協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会全国協議会 ○ 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会	【課題】 １市３町が共通で加盟している協議会以外に、各市町で加盟若しくは組織している協議会等があり調整が必要。 他市町と組織する協議会 ○ 都市計画道路相模原二ツ塚線及び水窪座間線建設促進協議会 （相模原市、座間市、大和市） ○ 国道４１２号線建設改良促進協議会 （津久井町、相模湖町、厚木市、愛川町、藤野町） ○ 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 （津久井町、藤野町） 市・町内で組織する協議会 ○ 相模原市幹線道路網整備促進協議会 （相模原市、相模原商工会議所、他） ○ 国道４１３号建設促進協議会 （津久井町青野原、青根地区） ○ 主要地方道伊勢原津久井線改良促進協議会 （津久井町鳥屋、青野原地区）	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、市、町が単独で加入している協議会等については、現行のまま新市に引き継ぐ．

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	公共工事安全点検パトロール経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	7,687千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市公共工事安全点検パトロール員制度実施要綱					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	47千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、安全点検パトロール員を置き､公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。 【内容】 　毎週月曜日　　9:00～17：00 　毎週火・木曜日　14：30～19：30 　毎週水曜日　　9:00～16:00 　毎週金曜日　　9:00～15:00 【参考】(平成15年度実績) 　公共工事安全点検パトロール数 　　パトロール日数　239日 　　道路関係　　576件(72工事個所) 　　下水道関係　581件（60工事個所） 　　合計　　1,157件(132工事個所) 【その他】 「公共土木施設破損処理」 　公共土木施設(道路,道路付属物)の破損原因者に原形復旧をさせるもの 　　ガードレール　55件 　　カーブミラー　13件 　　ガードポール　30件 　　道路照明　　5件 　　街路樹　　5件 　　その他　　15件 　　合計　　123件 【特定財源】 　労働保険（雇用保険料本人支払分） 　４７千円	【目的】 　道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。 【内容】 　道路の安全確保のため、公共工事に対して、職員によるパトロールを実施している。	【目的】 　道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。 【内容】 　道路の安全確保のため、公共工事に関して、随時職員がパトロールを実施する。 【その他】 「公共土木施設破損処理」 　公共土木施設(道路,道路付属物)の破損原因者に原形復旧をさせるもの　5件 　　車止ポール　　2件 　　ガードレール　　1件 　　ガードパイプ　　1件 　　横断防止柵　　1件 　　合計　　5件	【目的】 　道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。 【内容】 　職員によるパトロールを実施している。	【課題】 相模原市は非常勤特別職員３名でパトロールを実施し、他の3町は正規職員で対応。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	路上違反広告物撤去事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	14,598千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	屋外広告物法 相模原市屋外広告物条例	屋外広告物法	屋外広告物法	屋外広告物法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。 【内容】 Ｈ１５年度実績　委託料１３,５３１千円 ①　業者委託による路上違反広告物の除去 ・はり紙　３７,５４８枚 ・はり札　７０,０４２枚 ・立看板　１６,８２９枚 合計撤去枚数　１２４,４１９枚 ②　路上違反広告物追放推進員による撤去 延１２５回、４３０人 ・はり紙　３,５２６枚 ・はり札　５,５５１枚 ・立看板　１,０１９枚 合計撤去枚数　１０,０９６枚 ③　市民参加による撤去活動 参加団体　４６団体、６１２人 ・はり紙　２,２２２枚 ・はり札　９５４枚 ・立看板　４９５枚 合計撤去枚数　３,６７１枚 ④　職員による違反是正及び指導	【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。 【内容】 平成１５年度　実績　０件 路上違反公告物撤去作業 非常勤特別職員で撤去 年１回　４人　26千円 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。	【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。 【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。	【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。 【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。	【課題】 ３町は県条例に基づき是正指導をしている。	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	道路認定路線網図作成委託		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,800千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路認定路線網図作成委託仕様書					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの市道認定、廃止及び区域変更に伴う市道認定路線網図の改訂を行う。 【内容】 全額が市道認定路線網図作成委託料 製図費、製本等(縮小原図作成49枚) 作成部数　B1版(SSP)　1/2,500　2冊 B1版(陽画焼)　1/2,500　2冊 B3版(陽画焼)　1/5,000　70冊 配布先　警察署、県土木、市関係各課等	【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、変更が少ないため数年に一度改定作業を行う。 【内容】 平成１４年度実施 路線網図作成部数 ＡＯ版　1/10000　50部	【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂を行う。 【内容】 道路台帳補正更新業務委託の中で作成しており、路線網図単独での委託はない。 作成部数　ＡＯ版(SSP)　1/10,000　4枚 ＡＯ版(第二原図)　1/10,000　4枚	【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、毎年改訂している。 予算については、事務事業番号１１（道路境界整備事業）に含む。	【課題】 相模原市のみ製本している。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
11	道路境界整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	69,378千円	5,400千円	1,500千円	940千円		
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法第28条	道路法第２８条		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調書及び図面の整備補正を行う。 【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界整備　65,000千円 境界確定図整備以降、新たに寄附・開発及び 改良された道路について境界確定図面の補正業務を実施する。 約13Km 窓口支援システム入力・補正事務1,200千円 道路境界点管理事務や窓口業務の効率化、迅速化を目的に道路台帳整備事業の一般確定、区画整理、その他改良・開発寄附等の道路境界点及び基準点について未入力データを入力補正する。 約3750点入力 道路台帳調書集計表補正業務　3,178千円 「道路区域線基礎数値表」について、認定・廃止・区域変更のあった路線及び道路境界確定した路線の延長、面積を入力、修正を行う。 約800件 実施率94%（実施延長/平成15年度認定総延長）	【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調書及び図面の整備補正を行う。 【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳整備測量業務 5路線　4,400千円 道路管理調書作成業務　1,000千円	【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調書及び図面の整備補正を行う。 【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳補正更新業務　1,500千円 補正距離583m（認定3路線、区変1路線）	【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調書及び図面の整備補正を行う。 【内容】 平成１６年度の事業内容 道路台帳整備事務委託　９４０千円	【課題】 道路台帳が１市３町で異なる。 市は測地2、000対応。 ３町は任意座標対応。	【調整方針】 ５年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
12	国有財産取得事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	7，286千円	200千円	4,384千円	348千円		
根拠法令等	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（９０条２項、９４条２項）		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 国土交通省　・財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。 【平成16年度の事業の内容】 申請件数 有地番　42件　無地番　37件 【平成15年度の事業の内容】 申請件数 有地番　42件　無地番　54件 決算額　9,705千円	【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。 【平成16年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成	【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う譲与申請書の作成を行う。 【平成16年度の事業の内容】 国有財産の取得に伴う申請書類の作成	【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。 【平成１６年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
13	道路境界確定事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	68,680千円	2,500千円	17,657千円	0千円		
根拠法令等	民法２２３・２２４・２２９条	民法２２３・２２４・２２９条	民法２２３・２２４・２２９条	民法２２３・２２４・２２９条		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。 【内容】 平成16年度の事業内容 　道路境界確定業務委託　　64,000千円 　道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。 　事務作業等委託 　マイクロフィルム作成委託　　450千円 　（平成14年度完結分の道路境界協議書類の 　マイクロ化） 　廃杭等処分委託　　50千円 　境界標等購入　　4,112千円 　プレート標1,900個　コンクリート杭850本 　鋲　　200本　基準点　　16個 　事務費等　　68千円 　陽画焼付他 確定率91%（確定延長/平成15年度認定総延長） （平成15年度受付件数　189件 ）	【目的】 　道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。 【内容】 平成16年度の事業内容 　道路境界確定測量作業業務委託 　　5路線　　2,500千円 　道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。	【目的】 　下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。 【内容】 平成16年度の事業内容 　道路境界確定図作成委託　10，159千円 　下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。 　境界標埋石業務委託料　　6,187千円 　境界標等購入　　1,311千円 　プレート標460枚、コンクリート杭750本	【目的】 　道路と私有地との境界を確定する。 【内容】 平成１６年度の事業内容 　道路境界確定事務 　道路境界設定願に基づき、道路境界を確定する。 　確定作業については、申請者において立会日時の設定を行う。費用については、申請者が負担する。 年間約２０件の申請がある。 町境界標等については、町から支給を行う。	【課題】 　費用の負担方法に相違がある。	【調整方針】 ５年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
14	廃道路敷等測量委託		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	3,500千円					
根拠法令等	道路法 相模原市市有財産条例					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 廃道路敷等処分に係わる地積測量図等の登記関係図書作成委託 【内容】 平成１６年度の事業の内容 件数（予定）　１０箇所 事業名 廃道路敷等測量委託 事業費 3，500千円	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	路上放置自動車等撤去委託		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	9,933千円		210千円			
根拠法令等	道路法第42条 市路上放置自動車取扱要綱(県警　県路上放置自動車取扱要領)		道路法第42条			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　市道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去･処分し、安全･円滑な道路交通の確保を図る。 【内容】 事業費内訳 需用費(消耗品費、印刷製本費)115千円 委託料　9,818千円 ○路上放置自動車撤去委託　3,024千円 予定台数 4輪車両　フロン有48台無110台 660ｃｃ以下　フロン有16台無36台 ＊フロン回収Ｈ15年度より実施 ○不法投棄物収集運搬業務委託 4,101千円 路上不法投棄物(混在物、残土等）及び家電リサイクル対象物（テレビ、冷 蔵庫、洗濯機、エアコン）の路上不法投棄物の収集運搬業務委託（Ｈ13年度より実施） 規模説明 ①塵芥車　(3,168千円) 2tパッカ-車　20台 4ｔパッカ-車　62台 ②シャベル車　(378千円) 自走シャベル車　9台 ③家電リサイクル対象物【542千円) テレビ58台　冷蔵庫52台 洗濯機30台　エアコン14台 再商品化物郵便振替手数料 (家電リサイクル処分費振替手数料)　154件 ○不法投棄物処分業務委託2,693千円 混在物37t　残土30ｔ 【H15年度路上放置自動車撤去台数】 市(道路管理者)161台　所有者等130台	該当なし	【目的】 　町道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去･処分し、安全･円滑な道路交通の確保を図る。 【内容】 　路上放置自動車撤去については、環境課職員で随時行っている。 　放置自動車台数　２台	該当なし	【課題】 　相模原市においては委託で、津久井町においては正規職員が対応している。	【調整方針】 　合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	道路の認定、区域決定、供用開始等		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路法第8条、第10条、第18条 相模原市道認定基準要綱	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路法第８条、第１０条、第１８条に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 認定　53路線 廃止　9路線 区域変更　705路線 供用開始　26路線 合計　793路線 【参考】 平成15年度の,認定・廃止については、9月・3月市議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。 【認定基準】 道路法等に定めるもののほか、市道の路線認定に関して「相模原市道認定基準要綱」で認定する道路の要件、幅員等を定めている。	【目的】 道路法第８条、第１０条、第１８条に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 認定　12路線 廃止　3路線 区域変更　13路線 供用開始　14路線 合計　42路線 【参考】 平成15年度の,認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年度末に告示行為を行った。 【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている．	【目的】 道路法第８条、第１０条、第１８条に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 認定　4路線 区域変更　5路線 供用開始　6路線 廃止　1路線 合計　16路線 【参考】 平成15年度の,認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。 【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている．	【目的】 道路法第８条、第１０条、第１８条に基づく事務 【平成１５年度取扱件数】 認定　１路線 【参考】 平成１５年度の認定については、１２月町議会に議案提出し、承認を受けた。 【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている．	【課題】 ３町においては、道路法に基づき処理を行っているが、相模原市においては、市道認定について、道路法に定めるもののほか、「相模原市道認定基準要綱」を定め処理している。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	廃道路敷の処分		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	3,500千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市市有財産条例	普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	"津久井町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 津久井町財産規則"	相模湖町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例		
会計の種別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	20,800千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 市道の路線廃止,区域の変更により､不要になった道路敷地(廃道路敷等)の処分 【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等 ↓ 現地調査・売払可否照会(関係課) ↓ 要望書の提出 ↓ 処理方針の決定 ↓ 価格評価・決定 ↓ 申請書の提出(登記図書等の添付) ↓ 路線廃止等の告示 ↓ 契約の締結・代金の入金 ↓ 登記・登記済証の交付	【内容】 町道の路線廃止,区域の変更により､不要になった道路敷地(廃道路敷等)の処分 【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等 ↓ 現地調査・売払可否照会(関係課) ↓ 要望書の提出 ↓ 処理方針の決定 ↓ 価格評価・決定　（財務課担当） ↓ 申請書の提出(登記図書等の添付) ↓ 路線廃止等の告示 ↓ 契約の締結・代金の入金　（財務課担当） ↓ 登記・登記済証の交付　（財務課担当）	【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分 【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請書 ↓ 現地調査・用途廃止協議 ↓ 用途廃止 ↓ 表示・保存登記 ↓ 財産の引継ぎ（建設課→財務課） ↓ 価格評価・決定 ↓ 申請書の提出(登記図書等添付) ↓ 契約の締結・代金の入金 ↓ 登記・登記済証の交付	【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分 【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請 ↓ 現地調査・用途廃止事前協議 ↓ 用途廃止申請 ↓ 用途廃止協議 ↓ 用途廃止決定 ↓ 表示・保存登記 ↓ 財産の引継ぎ（都市整備課→総務課） ↓ 価格評価・決定 ↓ 申請書の提出(登記図書等添付) ↓ 契約の締結・代金の入金 ↓ 登記・登記済証の交付	【課題】 事務の流れに若干の違いがある。	【調整方針】 ３年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
19	未登記道路の取得		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,500千円	0千円	1,500千円	1,500千円		
根拠法令等	道路法	道路法	道路法	道路法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。 【内　容】 平成１6年度の事業の内容 測量委託　5　件 事業の内訳 事業名 未登記・未取得道路測量委託 事業費 1,500千円 【平成15年度の事業の実績】 寄附件数　7件 事業費　1，062千円	【目　的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。（道路境界確定を含む） 【内　容】 平成１6年度の事業の内容 一円費予算で対応 調整数値　委託測量５路線　2,500千円 【平成15年度の事業の実績】 寄附件数　1件 委託料　347千円（一円費）	【目　的】 未登記道路用地取得のための、測量業務委託をおこなう。（道路境界確定を含む） 【内　容】 平成１6年度の事業の内容 委託延長　120mを予定 事業費　1,500千円 【平成15年度の事業の実績】 寄附件数　25件 事業費　4,116千円	【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。 【内　容】 平成１６年度の事業内容 測量委託　３路線 事業費　１，５００千円 平成１５年度の事業実績 測量委託　５路線 事業費　２，２５２千円	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
20	道路の通行禁止及び車両制限		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第４７条及び車両制限令		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 通行止め　2件 通行許可 特殊車両(協議) 282件　472台 特殊車両(許可) 3件　12台 大型車両(認定) 11件　127台	【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 通行許可 特殊車両(協議) 8件　9台 特殊車両(許可) 8件　9台	【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務 【平成15年度取扱件数】 なし	【目的】 道路法第４７条及び車両制限令に基づく事務 【平成１５年度取扱件数】 通行許可 特殊車両（協議） ８件　１２台	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
21	都市基準点の管理		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	10,800千円	5,300千円	0千円			
根拠法令等	測量法24条等、相模原市測量標移設等事務取扱要綱	測量法24条等	測量法第24条			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC	1					
【事務事業の内容】	【目的】 　道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。 【内容】 　1級　119個所 　2級　113個所 　3級　35,000個所 　4級　40,000個所 【参考】 　測地2000対応済 道路境界基準点修繕　3,000千円 道路上に設置したマンホール型基準点の老朽化に伴なう破損等について、事故防止のために必要な修繕を行う。 約12個所 三級基準点維持管理　7,800千円 道路台帳整備を目的として市内全域に基準点を設置してきたが、道路状況の変化による移動、亡失等があり、各種業務に支障をきたしているため、経年変化の少ない所に設置し管理をしている。 約40個所	【目的】 　道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので、基準点の設置、修繕等の業務である。 【内容】 平成15年度の事業内容 公共基準点整備測量委託 （1級基準点）11個所　1,036千円	【目的】 　道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。 【内容】 　1級　29個所 　2級　38個所 　3級　270箇所	該当なし（都市基準点がないため。）	【課題】 市と２町で管理の方法が異なる。 市は測地2,000対応 2町は任意座標対応	【調整方針】 ５年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
22	道路台帳の整備、保管及び閲覧		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	78千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法第28条	道路法２８条		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	300千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名	道路情報管理システム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。 【内容】 認定延長 1,651,877m 路線本数　　8,543本 779図郭　縮尺1/500 閲覧用に道路情報管理システムによるディスプレイ3台を設置。 （土木システム推進室による電子化） また窓口にて台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置している。 平成15年度閲覧者数等 道路台帳調査　7,700件 タッチパネルによる調査　22,400件 建築確認裏書　900件 複写機使用料 ＠１０円×３０，０００枚 なお、閲覧は無料 【特定財源の内訳】 道路台帳平面図閲覧用コピーサービス代金 300千円	【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。 【内容】 予算計上なし 認定延長　124ｋｍ 路線本数　584本 窓口において台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置し対応している。 複写機使用料　1枚　10円 （閲覧は無料）	【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。 【内容】 認定延長　140km 路線本数　380本 窓口にて台帳図、座標等の閲覧を行っている。 平成15年度閲覧者数等 建築確認裏書　167件 複写機使用料 ＠１０円/枚 なお、閲覧は無料	【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。 【内容】 予算計上なし 認定延長　７９ｋｍ 路線本数　３２０本 窓口において台帳図、座標等の閲覧。 コピー代１枚　２０円 閲覧は無料	【課題】 ・　閲覧方法に違いがある。 ・　コピー代に違いがある。	【調整方針】 ５年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 ただし、道路台帳整備については時間を要する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
23	道路に係る不服申立て、訴訟等		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	行政不服審査法　国家賠償法	行政不服審査法　国家賠償法	行政不服審査法、国家賠償法	行政不服審査法　国家賠償法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【取扱件数】 案件なし 【参　考】　（平成15年度苦情等の件数） 道路管理に関する苦情処理等 枝葉･雑草･倒木65件　路面汚損14件 不正使用7件　汚水等たれ流し3件 不法投棄455件　路面損壊3件 その他39件 合計　586件 道路賠償補償状況 件数10件 賠償額　963千円 損害額　1,908千円	【取扱件数】 案件なし 【参　考】　（平成15年度苦情等の件数） 道路管理に関する苦情処理等 枝葉･雑草･倒木等　15件 路面汚損　13件 雨水排水　15件 害虫駆除　9件 違法駐車　6件 電柱・カーブミラー移設　2件 その他　17件 合計　77件 道路賠償補償状況 平成15年度　案件なし	【取扱件数】 案件なし 【参　考】　（平成15年度苦情等の件数） 道路管理に関する苦情処理等 排水関係　10件　路面補修　25件 道路施設　21件　伐採剪定等　10件 境　界　12件　その他　66件 合計　144件	【取扱件数】 案件なし 【参　考】　（平成15年度苦情等の件数） 道路管理に関する苦情処理等 排水関係　5件　路面補修　34件 防護柵　3件　伐採剪定等　8件 不法投棄　3件　法面補修　5件 歩道補修　2件　ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ設置移設　5件 境　界　2件　その他　3件 合計　70件 道路賠償補償状況 平成15年度　案件なし	【課題】 苦情処理事務の流れに違いがある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
24	道路の占用許可		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	26,560千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路法第３２条 相模原市道路占用規則 道路占用許可基準要綱ほか	道路法第３２条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第３２条 津久井町道路占用規則 津久井町法定外公共物の管理に関する条例 津久井町法定外公共物の管理に関する条例施行規則	道路法第３２条 相模湖町道路占用規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	614千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名	道路情報管理システム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路法第３２条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。 【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、各担当毎に占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。 占用許可件数　１５年度 ・東京電力㈱　６６２件 ・東京瓦斯㈱　１,２１２件 ・東日本電信電話㈱　２７２件 ・上水道　１,６１２件 ・下水道　３０８件 ・一般地上　１７６件 ・一般地下　２８３件 合　計　４,５２５件 占用許可に伴う路面復旧費の徴収 １５年度　２,９６１件　２９,０２１千円 【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム	【目的】 道路法第３２条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。 【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。 占用許可件数　１５年度 ・東京電力㈱　3件 ・東京瓦斯㈱　4件 ・上水道　57件 ・下水道　14件 ・一般地上　20件 合　計　98件 占用許可に伴う路面復旧費の徴収 平成１５年度　件数なし　0円 （市をベースに捉えた数値） 98件　961千円	【目的】 道路法第３２条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。 【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを確認し許可書を発行する。 占用許可件数　１５年度　４０３件 なお、本町では、水源地域という特性から下水道未整備区域への合併浄化槽の普及を図っており、その処理水の道路側溝への接続を認めています。平成15年度は58件です。 【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した許可書の発行等は実施しておりません。	【目的】 道路法第３２条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。 【内容】 申請内容（水道、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。 占用許可件数　平成１５年度 ・東京電力㈱　4件 ・上水道　２７件 ・下水道　9件 ・一般地上　４０件 合　計　８０件 占用許可に伴う路面復旧工事監督事務費 １５年度　２９件　613,914円	【課題】 １　占用許可位置の違い。標準配置図、舗装構成等の統合 ２　路面復旧確認、基準及び路面復旧監督費の統合 ３　３町においては、パソコン管理を行なっていない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事 務 事 業 一 元 化 調 書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路管理課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
25	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督、検査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	道路法第２４条 相模原市道路占用規則	道路法第２４条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第２４条 津久井町道路占用規則 神奈川県道路法第24条の規定に基づく審査基準（準用）	道路法第２４条 相模湖町道路占用規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名	道路情報許可システム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路法第２４条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。 【内容】 承認・検査件数　平成１５年度 ・歩道切下げ　１１３件 ・側溝切下げ　９６件 ・防護柵撤去　２１件 ・その他　１７３件 合　計　４０３件 【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム	【目的】 道路法第２４条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。 【内容】 承認・検査件数　平成１５年度 ・歩道切下げ　2件 ・下水取付け　1件 ・雨水桝取付け　3件 ・側溝切下げ　2件 ・その他　8件 合　計　１６件	【目的】 道路法第２４条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。 【内容】 承認・検査件数　平成１５年度 ・道路排水整備　11件 ・道路形態整備　7件 ・出入口整備　4件 ・その他　7件 合　計　29件 【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用しての許可書の発行等は実施しておりません。	【目的】 道路法第２４条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。 【内容】 承認・検査件数　平成１５年度 ・側溝切り下げ　2件 ・防護柵撤去　2件 ・進入路設置　4件 ・その他　6件 合　計　１４件	【課題】 ・　標準構造や基準に違いがある。 ・　３町においては、パソコン管理を行なっていない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	道路改良事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	872,101千円	87,073千円	22,609千円	0千円		
根拠法令等		道路法				
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	127,582千円	0千円	11,549千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事業の内容】 用地買収を伴う市道の拡幅整備を行うもの ・道路改良工事　11箇所　Ｌ＝1,368m ・用地購入　4路線　取得面積 1,807㎡ 【歳出予算額の内訳】 ・工事費　295,170千円 ・用地補償費　458,153千円 ・測量設計委託　100,573千円 ・負担金等　18,205千円 【歳入予算額の内訳】 ・国庫補助金　98,082千円 国土交通省所管補助金 補助率　1/2 ・市債　23,000千円 一般公共事業債 充当率　40% ・諸収入　6,500千円	【事業の内容】 用地買収を伴う町道の拡幅整備を行うもの ・道路改良工事　2箇所　Ｌ＝85m ・用地購入　4路線　取得面積　739.29㎡ 【歳出予算額の内訳】 ・工事費　12,147千円 ・用地補償費　67,258千円 ・測量等委託　7,535千円 ・その他　133千円	【事業の内容】 用地買収を伴う町道の拡幅整備を行うもの ・道路改良工事　1箇所　Ｌ＝30m ・用地購入　1路線 【歳出予算額の内訳】 ・工事費　10,000千円 ・用地費　12,609千円 【特定財源の内訳】 ・県負担金　11,549千円	【事業の内容】 歩道設置工事を含めた町道の新設改良整備 平成１５年度実績 ・道路改良工事　2箇所　Ｌ＝165m ・用地購入　1路線　取得面積 54㎡ 【歳出予算額の内訳】 平成１５年度実績 ・工事費　8,510千円 ・用地補償費　2,500千円 ・測量設計委託　0千円 ・負担金等　200千円 【歳入予算額の内訳】 平成１５年度実績 ・　0千円	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、道路整備計画を速やかに策定する必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	踏切改良関連事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	162,500千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	70,750千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事業の内容】 ＪＲ横浜線小原踏切の改良（平成17年度予定）に伴う周辺道路の整備 Ｌ＝215m　Ｗ＝12.0～19.7m 【歳出予算額の内訳】 ・工事費　　65,000千円 ・補償費　　97,500千円 【歳入予算額の内訳】 ・国庫補助金　53,350千円 国土交通省所管補助金　補助率　5.5/10 ・市債　　17,400千円 一般公共事業債　充当率　40%	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	都市計画道路事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	2,152,741千円	161,233千円				
根拠法令等	道路法第16条 都市計画法第59条	道路法第16条 都市計画法第59条				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	752,450千円	65,550千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの 道路改良工事　6箇所　Ｌ＝1,057m 用地購入　　7路線　取得面積 3,488㎡ 【歳出予算額の内訳】 ・工事費　　280,300千円 ・用地補償費　1,827,270千円 ・測量など委託　12,300千円 ・負担金等　　45,171千円 【歳入予算額の内訳】 ・国庫補助金　260,250千円 国土交通省所管補助金 補助率　1/2、5.5/10 ・市債　　492,200千円 臨時地方道整備事業債　充当率　90% 一般公共事業債 充当率　40%、55%	【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの ・用地購入　1路線　取得面積　2619．67㎡ 【歳出予算額の内訳】 ・用地補償費　156,889千円 H15年度（繰越）　67,090千円 H16年度　89,799千円 ・業務委託費　4,200千円 ・その他　144千円 H15年度(繰越)　60千円 H16年度　84千円 【歳入予算額の内訳】 ・国庫補助金　52,250千円 H15年度（繰越）　33,000千円 H16年度　19,250千円 地方道路整備臨時交付金 補助率　5.5/10 ・町債　13,300千円 神奈川県市町村振興資金貸付金 充当率　75%	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後道路整備計画を速やかに策定する必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	駅前等交通広場の整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 駅前広場については、道路整備１０ヶ年計画に基づき整備を行っているが、優先順位としては、市街地再開発事業や駅舎・自由通路等の整備に合わせて、整備を行っている。 現在、南橋本駅前広場整備のため、用地を債務保証にて取得中	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後道路整備計画を速やかに策定する必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	魅力あるみちづくり事業等		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	市の内規「商業地形成事業に伴う計画区域内の道路整備の基本的な考え方について」					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 商業地形成事業における街区別整備計画等において主要歩行者動線として位置づけられている道路について魅力ある道路整備を行う。 また、その道路の進捗を見ながら、その他の一般歩行者動線についてもこれに相応しい道路整備を行う。整備順位については、道路整備１０ヶ年計画に基づき整備を行っている。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後道路整備計画を速やかに策定する必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
12	道路の用地取得に係る残地の管理及び処分		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	道路用地の取得に伴う残地の売払いに関する事務取扱い要領					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【残地の管理】 　緑地として整備し、管理している箇所もあるが、利用未決定で、更地で管理している部分もあります。 　行政財産の1年以内の目的外使用許可有り（公的目的使用は使用料免除、隣接地の所有者等が工事関連等で使用は有料。市市有財産条例第６条） 【残地の売払い】 　道路用地の取得に伴う残地については、次のものを対象に売払っている 1 道路用地を提供して地権者 2 自治会その他の公共的団体 3 残地に隣接する土地の地権者	【残地の管理】 更地で管理してる。	管理については、町及び自治会等が管理している。 　処分については、道路管理課事業番号１８「廃道路敷の処分」に準じる。	該当なし 道路取得用地の残地についてはありません。	【課題】 管理の基準に相違がある。	【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、管理については現状のまま行っていく。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	道路用地維持管理費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	4,636千円	0千円		0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事業の内容】 　道路用地として取得した用地で、工事着手までの間について、パイプ柵を設置する等により、車両等が進入できないようにしている。 　また、除草等を行っている。 【事業費】 　除草　2,136千円 　パイプ柵等設置　2,500千円	【事業内容】 　道路用地として取得した用地を、道路工事着手まで除草等を行い、用地の適正な管理をしている。 　また、車両進入禁止等事故防止やゴミ等の不法投棄防止の措置として、柵等を必要に応じて設置している。	該当なし 　事業実施前年度及び事業実施年度に用地確保を実施している。	【事業内容】 　道路用地として取得した用地で、道路工事着手までの間については、職員が除草等を行っている。	【課題】 　管理方法に違いがある。	【調整方針】 　合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	道路点検パトロール経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	592千円	0千円	420千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 道路の維持補修のため、市内一円の道路点検パトロールを実施する。 【内容】 嘱託職員が２名１組でパトロール車両により市内を巡回し、道路点検を実施する。 ※　経費の内訳はパトロール車両の維持管理経費 （体制） 嘱託職員（４名） パトロール車（２台） 週５日（9：00～16：00）	（目的） ・道路の維持管理のため町内一円の道路点検、パトロールを実施する。 予算計上なし （内容） ・随時において、職員２名１組で町内を巡回し道路点検を実施する。 ・台風、大雪時のパトロール 0千円 （平成１５年度実績） パトロールにより発見した件数　１０件	【目的】 道路の構造を保全し円滑な交通を確保する。 【内容】 職員が３名１組で公用車により町内を巡回し道路のパトロールを実施する。 ※維持、修繕に要する費用等は維持工事費に含む。 （体制） ・職員（3名） ・町道パトロール実施回数　年8回及び台風、豪雨等の際に必要に応じて実施する。	（目的） 道路の維持管理のため町内の道路点検パトロールを実施。 予算計上なし （内容） 随時、職員が巡回パトロールを行っている。	【課題】 ３町は職員が、市は嘱託職員が行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	道路維持補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	909,790千円	45,582千円	81,518千円	16,513千円		
根拠法令等			町道パトロール実施要領 生活道路舗装促進事業実施要綱 町道維持管理報償費支給要領			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	０千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市道の維持補修工事、清掃を行う。 【内容】 ◎道路維持補修工事の実施 舗装打換・Ｌ型側溝布設（布設換）など ○箇所指定工事（１箇所5,000千円以上） H16予　27箇所32路線Ｌ＝3,437m 318,700千円 ○一円費工事（1箇所5,000千円未満） H16予　144,849千円 ○補修工事に伴う境界測量・抵触物件調査委託 H16予　16,779千円 ◎道路維持補修業務委託の実施 舗装道、砂利道の補修、雨水枡の設置など H16予　225,200千円 ◎除雪業務委託の実施 H16予　2,000千円 ◎駅前広場清掃業務委託の実施 ○淵野辺・矢部・原当麻の各駅前広場の清掃 （社団法人シルバー人材センターに委託） ○相模大野・小田急相模原の各駅前広場の清掃 （財団法人みちの協会に委託） H16予　16,090千円 ◎排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理、除草 H16予　102,607千円 ◎道路陥没、防護柵破損等の緊急維持補修の実施 H16予　34,042千円 ◎市作業員による道路補修業務の実施	【目的】◎　安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。 【内容】 ◎道路維持補修工事の実施 舗装打替 ○箇所指定工事 H16予　5路線Ｌ＝460m　21,450千円 ○一円費工事 H16予　12,000千円 ◎除雪業務委託の実施（災害復旧費で対応している。） H16予　1,000千円 ◎排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理 H16予　5,679千円 ◎道路作業員による道路補修業務の実施	【目的】 ◎町道の維持補修工事の実施。 【内容】 ◎道路維持補修工事の実施 舗装打換 ○箇所指定工事 H16予　5箇所5路線Ｌ＝1,432m　30,600千円 ○一円費工事 H16予　8,000千円 ○下水道等占用工事関連 H16予　5,000千円 ○町道パトロール H16予　6,000千円 ○町道等測量設計業務委託料 H16予　5,000千円 ◎生活道路舗装促進事業 町が支給する原材料により自治会が行なう舗装に対し支援、助成する。 H16予　6,608千円 ◎道路維持管理報償費支給事業 自治会が町道の管理に要した労苦に対し支給する。 H16予　310千円 ◎除雪業務委託の実施 H16予　20,000千円	【目的】◎　安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。 【内容】 ◎道路維持補修工事の実施 舗装打替、排水溝補修 ○一円費工事 H16予　10,000千円 ◎除雪業務委託の実施 H16予　1,000千円 ◎道路作業員による道路補修業務の実施	【課題】 津久井町において、道路維持補修を行う自治会に対して、原材料の提供・報償費の支払いを行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	街路樹維持管理事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	203,901千円	9,060千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 街路樹の維持管理を行う。 【内容】 ・駅前広場除草業務委託の実施 （社団法人シルバー人材センターに委託） 橋本・矢部・淵野辺・原当麻・古淵・相模大野の各駅前広場 H16予　901千円 ・街路樹管理委託の実施 （財団法人相模原市みちの協会に委託） 植栽帯の除草・樹木剪定・街路樹補植・街路樹支柱の付替・除草など H16予　200,000千円 ・街路樹緊急管理委託の実施 枯損木の撤去等 H16予　3,000千円	【目的】 ◎　街路樹の維持管理を行う。 【内容】 町道草刈業務委託　（3路線・年2回実施） H16　4,700千円 町道街路樹剪定業務委託（寄植刈込み） H16　2,000千円 町道街路樹剪定業務委託（中・高木） H16　2,360千円	【目的】 ◎街路樹の維持管理を行う。	【目的】 ◎街路樹の維持管理を行う。	【課題】 津久井町・相模湖町については、職員が直営で行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、シルバー人材センター及び相模原市みちの協会との調整が必要になる。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	交通安全施設整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	208,270千円	1,240千円	5,000千円	3,150千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 交通安全施設の整備を行う。 【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。 ○　区画線設置工事 H16予　設置　L＝45km　切削　L＝12km 28,345千円 ○　カーブミラー設置工事 H16予　236基　37,711千円 ○　道路標識設置工事 H16予　57基　5,805千円 ○　道路照明灯設置工事 H16予　独立式10基　共架式10基 10,000千円 ○　点字ブロック設置工事 H16予　L=1,212m　5,111千円 ○　カラーニート舗装 H16予　18箇所　15,120千円 ○　歩道補修工事（歩道の切り下げ・改良） H16予　113箇所　57,525千円 ○　防護柵設置工事 H16予　L=2,100m　18,383千円 ○　交差点鋲設置工事 H16予　50基　6,570千円	（目的） ・交通安全施設の整備維持管理を行う。 （内容） ・カーブミラーの設置工事 （３基）　390千円 ・路面標示工事（一円費）　200千円 ・道路照明灯設置工事 独立式　１基　650千円 （平成１５年度実績） ・カーブミラー設置　２基　257千円 ・道路照明灯設置　１基　525千円 ・路面標示工事　123千円	【目的】 ◎　交通安全施設の整備を行う。 【内容】 ◎　カーブミラー等の交通安全施設の整備及び補修工事等を実施する。 ○　ガードレール設置等 H16予　3,500千円 ○　カーブミラー補修等 H16予　1,500千円	【目的】 ◎　交通安全施設の整備を行う。 【内容】 ◎　カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。 ○　カーブミラー設置工事 Ｈ１６予　５基　４００千円 ○　防護柵設置工事 Ｈ１６予　L=　１１０m　１,１００千円 ○　歩道設置工事 Ｈ１６予　L=　４０m　１,５００千円	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	交通安全施設維持管理事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	310,436千円	3.138千円	2,037千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。 【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設、駅前広場のエレベーター、駐車場案内システムなどの施設維持管理を行う。 ○清掃等管理業務委託の実施 （財団法人みちの協会） ・駅前広場の清掃業務 （橋本・相模原・上溝の各駅） ・エレベーター等の管理保守点検業務 （橋本・相模原・淵野辺・相模大野・上溝・町田（南口）の各駅、古淵歩道橋） H16予　183,100千円 ○駐車場案内システム保守点検業務委託の実施 （ＮＴＴ東日本株式会社に委託） ブロック案内板（9）・個別案内板（7） 補助案内板（4） H16予　16,408千円 ○道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（Ｈ１６予　11,672千円） ・塗替業務委託の実施（H16予　3,000千円） ・電気料の支払いなど（H16予　77,291千円） ○カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H16予　13,800千円 ○　交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（92.9ｋｍ） ・カーブミラー（4,991基） ・道路標識（2,586基） ・道路照明灯（3,992基） ・歩道延長（353ｋｍ） ・区画線延長（817.8ｋｍ）	【目的】 ◎　交通安全施設の維持管理を行う。 【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。 ○道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（Ｈ１６　270千円） ・電気料の支払いなど（H16　2,379千円） ○カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H16　489千円 ○　交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（8.7ｋｍ） ・カーブミラー（385基） ・道路標識　（37基） ・道路照明灯（98基） ・歩道延長（22.9ｋｍ） ・区画線延長（不明）	【目的】 ◎　交通安全施設の維持管理を行う。 【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。 ○道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（Ｈ１６予　711千円） ・電気料（H16予　1,326千円） ○　交通安全施設の整備状況 ・道路照明灯　82基 ・トンネル照明灯　366基 ・カーブミラー　806基 ・歩道延長　12.0km ・区画線延長　11.6km ・ガードレール延長　1.8km ・安全柵延長　13.1km	【目的】 ◎交通安全施設整備事業の中で整備する。 【内容】 ○　交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（１４．１ｋｍ） ・カーブミラー（２９３基） ・歩道延長（５．５ｋｍ） ・区画線延長（４．０ｋｍ）	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	狭あい道路拡幅整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	都市整備課・施管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	91,188千円	2,400千円	2,730千円	0千円		
根拠法令等	相模原市狭あい道路整備要綱	城山町特定道路指導要綱	津久井町狭あい道路拡幅整備要綱	相模湖町まちづくり条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附を受け、拡幅整備を行う。 【内容】 道路幅員が４ｍ未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、市へ寄附することに同意していただけた場合に、測量・所有権移転登記等を代行し市道を拡幅整備するもの。 ・道路後退用地の取得は寄附（無償使用承諾）による。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得は買収による。 ・寄附（買収）面積を確定するため、市において測量を行う（委託）。 ・測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を市において行う。 ・道路後退用地に存するブロック塀、植栽などは移転費用を補償する。 ・所有権移転登記完了後、元道の整備状況に合わせ舗装等を行う。 ○境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H16予　34,896千円 ○支障物件の移転補償 H16予　34,038千円 ○舗装工事 H16予　19,502千円 ○　コンクリート杭・プレート標購入 H16予　1,376千円 【参考】 H15年度 ・狭あい協議受付件数　151件 ・狭あい協議成立件数　144件 ・舗装整備件数　47件 舗装整備延長　1,359m	【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に申請者に道路後退用地の境界確定、分筆登記、を指導し、申請者の買取り請求により町が買取り、整備を行う。 【内容】 道路幅員が４ｍ未満１．８m以上の公道（以下、「特定道路」という。）に接して建築物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者が、境界確定を行い町に買取り請求をした場合に、買取りをし、町道を拡幅整備するもの。 ・道路後退用地の取得は買取り請求による。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得も買取。 ・買取面積の確定(測量)は申請者において行う。 ・公衆用道路としての分筆は申請者において行う。 【用地購入費】 H16年度予算　2,400千円 【参考】 H15年度 ・特定道路指導件数　7件 ・特定道路買取請求件数　0件 H16年度 ・特定道路指導要綱に伴う買収　1件 ・用地購入　16.74㎡	【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄付または無償使用承諾を受け、将来の町道等整備用地の取得を行う。 【内容】 道路幅員が４ｍ未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄付することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し町道等整備用地の取得を行うもの。 要綱施行日（平成１５年７月１日）以降の建築行為については、道路及び建築敷地の境界確定の費用負担を建築行為者に求めている。 要綱施行以前の後退用地の取得は、道路及び建築敷地の境界確定の費用を含め町が負担している。（既建築行為） 後退用地内の物件補償は行っていない。 ○登記事務等委託料 Ｈ１６年度予算　2,730千円 【参考】 Ｈ１５年度 ・狭あい協議受付件数　２１件 ・狭あい協議成立件数　２１件 ・用地取得件数　１３件	【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附若しくは無償使用承諾をしていただき、町が将来的に道路として整備を行う。 【内容】 道路幅員が４ｍ未満の狭あいな道路（建築基準法第４２条第２項に定める道路）に面した敷地に建築物を建築する場合、その後退道路用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄附することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し、町道等を拡幅整備するもの。 ・後退道路用地の取得は寄附（無償使用承諾）による。なお、取得した土地は翌年度より固定資産税を非課税とする。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得は買収（寄付、無償使用承諾）による。なお隅切地に存する支障物件の移転について申し出があった場合は町は補助を行う。、 ・寄附（買収）面積を確定するため、町において測量を行う。 ・測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を町において行う。 ○境界測量・分筆登記・所有権移転登記等の業務委託 平成１６年度予算額　１,０７６千円 ○隅切地の取得費用 平成１６年度予算額　２１２千円 ○隅切地支障物件の移転補償費 平成１６年度予算額　５０千円 【参考】 平成１５年度 ・狭あい協議受付件数　７件 ・狭あい協議成立件数　７件	【課題】 ◎道路後退用地の取扱い、経費負担等に相違がある。 ○道路後退用地の取扱い ⇒　寄附（無償使用承諾） ：相模原市・津久井町・相模湖町 買取：城山町 ○測量経費の負担に関する取扱い ⇒　道路境界査定、後退用地測量ともに公負担：相模原市・相模湖町 道路境界査定、後退用地測量ともに申請者負担：城山町 道路境界査定は申請者負担、後退用地測量は公負担：津久井町 ○隅切り用地の取扱い ⇒　相模原市・城山町・相模湖町：買取 津久井町：寄附（無償使用承諾） ○支障物件補償費の取扱い ⇒　相模原市：移設（移植）費用を補償 城山町・津久井町・相模湖町：補償なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
12	私道路整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	14,500千円					
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 私道路の舗装整備を行い、生活環境の改善を図る。 【内容】 位置指定道路などの私道路について、地権者からの要望に応じて舗装整備を行う。 H16予　14,500千円 【参考】 H15年度 私道舗装 申請件数　18件 舗装整備延長　593m	該当なし 【参考】 Ｈ１５年度　０ 私道舗装　想定数字　年２件程度 舗装延長　想定数字　80m 寄附を伴わない市道舗装 申請件数　想定数字　年２件程度 舗装延長　想定数字　50m	該当なし 【参考】 （私道の現状） ・私道箇所数　約150箇所 ・私道延長　約4.5km	該当なし ・町の管理道路以外は整備しないため。	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	橋りょう維持補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,195千円	500千円	40,000千円	20千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	40,000千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 橋りょう軽微な修繕を行う。 【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費 （需要費施設修繕料） H16予　1,195千円 Ｈ15年度 欄干修繕（1箇所）	（目的） 橋りょうの軽微な修繕を行う。 （内容） 橋りょうの維持補修に要する一円費経費 Ｈ１６予　500千円 Ｈ１５年度 橋りょう修繕（１箇所）	【目的】 ◎橋りょうの修繕を行う。 【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（道路維持費） H16予　40,000千円 H15年度　0箇所 【特定財源】 企業庁助成金　40,000千円	【目的】 ◎　橋りょう軽微な修繕を行う。 【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） Ｈ１６予　20千円 Ｈ15年度 欄干塗装修繕（2箇所）　20千円 課内の技能主査(現業職)の直営作業	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	寄附道路整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	463,470千円	0千円				
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱	城山町道路用地寄付取扱要綱				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 狭あいな道路の解消を図るため、道路後退用地等の寄附を受け拡幅整備を行う。 【内容】 道路幅員が４m未満の狭あいな道路（建築基準法第４２条第２項に定める道路）について、一定区間の道路に接道する地権者から道路後退用地の寄附を受け、路線として道路幅員４mの舗装、側溝等の整備を行うもの。 位置指定を受けた道路（建築基準法第４２条第１項第５号に定める道路）、開発行為によって築造された道路（建築基準法第４２条第１項第２号に定める道路）で、土地の所有権を市に移管し舗装整備を希望するものについても同様に取扱う。 ・道路後退用地の取得は寄附（無償使用承諾）とする。 ・交差点部分に隅切りの提供を受ける場合は、買収とする。 ・寄附（買収）面積を確定するため、市において測量を行う（委託）。 ・測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を市において行う。 ・道路後退用地に存するブロック塀、植栽などは移転費用を補償する。 ・所有権移転登記完了後、アスファルト舗装・側溝整備等を行う。 ○境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H16予　62,570千円 ○支障物件の移転補償 H16予　49,200千円 ○舗装工事 H16予　351,700千円 【参考】 ・H15申請件数　55件 ・H15登記完了件数　60件 ・処理継続中件数　87件 ・舗装整備延長　3,639m	【趣旨】 道路法に規定する道路以外の道路で、現に一般のように供されている道路（私道）の寄付の取扱いについて必要な事項を定める。 【内容】 道路用地として寄付する私道は、次に該当するものとする。 ・広く生活道路として利用され、かつ道路の起終点が公道又は公共用地等に接続するものであること。 ・私道の幅員は、４m以上あること。 ・提供する私道は、すべて無償とし、道路敷内には原則として電柱類その他占用物件がなく、かつ道路の交差箇所には、角きりが設置されていること。 ・道路と民地との境界が明確であること。 【費用負担】 境界測量、分筆登記等（申請者負担） 所有権移転登記等（町負担） 【参考】 平成１５年度申請件数　１件 平成１５年登記完了件数　０件 処理継続中件数　１件	該当なし 狭あい道路拡幅整備事業の既建築建築行為として対応可能 狭あい道路拡幅整備事業の既建築建築行為として対応可能	該当なし 狭あい道路拡幅整備事業で対応可能。 【参考】 平成１５年度申請件数　７件 平成１５年登記完了件数　３件 処理継続中件数　４件	【課題】 ◎道路後退用地の取扱い、経費負担等に相違がある。 相模原市・城山町は要綱を定め実施しているが、津久井町・相模湖町にあっては狭あい道路の取扱いを援用している。津久井３町においては取り扱い件数は多くないが、課題となる事項は以下のとおり。 ○測量経費の負担に関する取扱い ⇒　道路境界査定、後退用地測量ともに公負担：相模原市・相模湖町 道路境界査定、後退用地測量ともに申請者負担：城山町 道路境界査定は申請者負担、後退用地測量は公負担：津久井町 ○隅切り用地の取扱い ⇒　相模原市・相模湖町：買取 相模原市：位置指定道路の隅切は寄附 津久井町：寄附（無償使用承諾）　城山町：寄附 ○支障物件補償費の取扱い ⇒　相模原市：２項道路は移設（移植）費用を補償する。 城山町・津久井町・相模湖町：補償なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
16	歩道整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	91,750千円					
根拠法令等						
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）	25,479千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 歩行者通行の利便性向上を図るため、歩道の拡幅整備（歩道有効幅員２m以上）を行う。 【内容】 拡幅にあたっての用地取得は行わず、現状の道路幅員の範囲内で車道を狭め歩道の拡幅整備を行う。 H16予　91,750千円 （市道南大野　L＝315m） （歳入の内訳） 国庫：交通安全施設費補助金（16,500千円） 県費：市町村振興補助金（8,979千円） 【参考】 H15年度実績 歩道拡幅整備　105m（市道南大野）	拡幅整備を伴わない歩道の整備（歩道有効幅員２m以上）の整備はしておりません。 【参考】 歩道拡幅可能な道路延長　550m	拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当がありません。 【参考】 H15年度　0箇所	該当なし ・交通安全施設整備事業の中で整備するため。 【参考】 Ｈ１４年度 歩道拡幅整備　７5m（町道高谷１号線）m）	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併後に歩道整備計画を速やかに策定する必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	道路補修課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	交通バリアフリー道路特定事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	12,600千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	4,200千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、特定エリアに指定された相模大野駅周辺の整備を行う。 【内容】 相模大野駅周辺の点字ブロック等の改善整備を行う。 Ｈ16予　12,600千円 ○　点字ブロックの改善整備 （Ｌ＝200m） ○　駅前広場階段への二段手すりの整備 （Ｌ＝100m） （特定財源の内訳） 県費：市町村振興補助金（4200千円） 【参考】 Ｈ15年度 相模大野駅周辺の点字ブロック改善整備 （Ｌ＝393m）	該当なし 【参考】 Ｈ12年度実績　点字ブロック設置延長　54m	該当なし 【参考】 Ｈ15年度　0箇所	該当なし ・交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、特定エリアに指定された箇所がないため 【参考】 Ｈ１６年度に実施するとしたら 相模湖駅周辺の点字ブロック改善整備 （Ｌ＝２０m）	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	河川維持管理補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	20,521千円	2,400千円	0千円			
根拠法令等	河川法					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び補修工事等を行う。 【内容】 ・不法投棄物等収集処分委託 ・河川堆積物等浚渫等委託 ・河川産業廃棄物処理処分委託 ・除草等委託 ・河川賠償責任保険 ・街美化アダプト活動奨励金の交付 ・河川維持修繕 ・河川維持補修工事	【目的】 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。 【内容】 ・河川維持草刈業務委託　400千円 ・河川維持補修工事　　2,000千円	（目的） 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。 （内容） ・河川の維持補修 ※維持管理補修に要する費用は河川整備工事費	該当なし ・相模湖町が管理する河川が無いため	【課題】 課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	河川安全施設整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	400千円		0千円	0千円		
根拠法令等	河川法					
会計の種別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 河川への転落防止対策及び取得した河川用地の管理のため、柵やフェンスの設置を行う。 【内容】 ・管理柵等設置工事	該当なし ＊町で管理している河川、水路用地の管理のため必要な経費であるが予算計上なし、一円費対応となります。	（目的） 小河川への転落防止等危険防止のため、柵やフェンスの設置を行う。 ※安全施設整備に要する費用は河川整備工事費	（目的） 町管理の小河川への転落防止等危険防止の管理のため、除草や堆積物の清掃を行う。 （内容） ・道路維持補修事業費の中で整備する。	【課題】 課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	**水位観測施設管理事業**		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,595千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 水害防止のために設置している水位観測施設の維持管理を行う。 【内容】 （施設設置場所） 準用鳩川　１箇所（妙見橋） 姥　川　１箇所（虹吹橋） 計　２箇所	該当なし	該当なし （県実績） ・施設設置場所 1級河川串川　１箇所（串川橋）	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま、新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	水路維持管理補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	3,564千円		0千円			
根拠法令等						
会計の種別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　平成１２年度から平成１６年度の５年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。 【内容】 ・不法投棄物等収集処分 ・堆積物等浚渫 ・除草 ・管理柵の設置 【譲与件数】 　水路　1,200件	該当なし 　無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路）の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要がありますが、一円費対応で行う。 【内容】 　除草等 【譲与件数】 　水路　380件	【目的】 　平成１２年度から平成１６年度の５年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。 【内容】 ・土留め、除草等 ※維持管理補修に要する費用は河川整備工事費 【譲与件数】 　水路　873件	現在では当該事業はありません。 　無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路）の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要ああありますが、一円費対応で行う。 【内容】 　除草等 【譲与件数】 　水路　455件	【課題】 　課題なし。	【調整方針】 　合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
12	河川改修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	446,678千円	8,000千円	800千円			
根拠法令等	河川法					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	225,000千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　浸水被害の解消と市民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、都市基盤河川及び準用河川の整備を行う。 【内容】 ①都市基盤河川改修事業 （補助率 国1/3 県1/3） ○一級河川鳩川・道保川 補助対象額　150,000千円 一般公共事業債（充当率90%） ②統合準用河川改修事業 （補助率 国1/3） ○鳩　川 補助対象額　123,000千円 ○八瀬川 補助対象額　66,000千円 【河川延長】 ・一級河川鳩川　1，370m ・一級河川道保川　2，530m ・準用鳩川　6，100m ・準用八瀬川　4，900m	【目的】 　浸食された河川の護岸整備を実施することにより、災害や事故の防止を図る。 【内容】 ・護岸整備工事（普通河川） ○小松川護岸整備工事　8,000千円 【河川延長】 ・普通河川小松川　1,500m ＊本町では、河川法により管理している河川はありません。	【目的】 　浸水被害の解消と町民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、河川の整備を行う。 【内容】 ・河川整備工事 ※整備に要する費用は河川整備工事費	該当なし ・町管理河川が無いため。	【課題】 課題なし。	【調整方針】 　合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、合併後に１市３町のエリアで雨水対策における整備方針（公共下水道（雨水）、河川等）を定める必要がある。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	河川に係る整備計画の策定、認可及び変更		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課／都市整備課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【概要】 市が管理する河川の実態把握や調査を行い、整備計画を策定するとともに、その計画に基づく整備について、認可申請等の事務を行う。 【内容】 準用河川鳩川に係る河川改修計画 準用河川八瀬川に係る河川改修計画 ふるさとの川整備計画	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま、新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	廃水路敷の処分		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課／財務課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 水路として機能していない土地について、申請に基づき処分を行う。 【内容】 （事務手順） ①要望書の受理 ②処理方針の決定 ③測量及び測量図の作成（申請者負担） ④申請書の受理 ⑤表示登記・保存登記 ⑥公用廃止 ⑦売買契約 ⑧所有権移転登記 （実績） 平成15年度相談及び申請件数 相　談：16件 要望書：　7件（7/16） 申請書：　3件（3/7） （譲与件数） 水路　1，200件	【目的】 水路として機能していない土地について申請に基づき処分を行う。 【内容】 （事務手順） ①事前協議の受理 ②処理方針の決定 ③測量及び測量図の作成（申請者負担） ④申請書の受理 ⑤表示登記、保存登記 ⑥公用廃止申請 ⑦売買契約　（財務課担当事務） ⑧所有権移転登記　（財務課担当事務） （実績） 平成15年度相談及び申請件数 相　談：１件 要望書：１件（１／１） 申請書：１件（１／１） （譲与件数） 水路　380件	【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分 【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） ①用途廃止事前協議申請書 ②現地調査・用途廃止協議 ③用途廃止 ④表示・保存登記 ⑤財産の引継ぎ（建設課→財務課） ⑥価格評価・決定 ⑦申請書の提出(登記図書等添付) ⑧契約の締結・代金の入金 ⑨登記・登記済証の交付 【実績】 平成１５年度廃止件数　0件 用途廃止、表示・保存登記は建設課所管 売払い事務は財務課所管 【譲与件数】 水路　873件	【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分を行なう。 【内容】 (廃水路敷等売払の流れ) 都市整備課（行政財産担当） ①用途廃止事前協議申請 ②現地調査・用途廃止事前協議 ③用途廃止申請 ④用途廃止協議 ⑤用途廃止決定 ⑥表示・保存登記 ⑦財産の引継ぎ（行政財産→普通財産） 総務課（行政財産担当） ①価格評価・決定 ②申請書の提出(登記図書等添付) ③契約の締結・代金の入金 ④登記・登記済証の交付 【実績】 平成１５年度路線廃止件数　０件 【譲与件数】 水路　455件	【課題】 事務の流れに若干の違いがある。	【調整方針】 ３年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
16	河川及び水路の指定		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	河川法 相模原市水路管理条例			相模湖町水路管理条例 相模湖町議会9月定例会で条例化の予定		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市が管理する河川及び水路について、指定または廃止に関する事務を行う。 【内容】 （河川指定延長） 準用河川鳩川　6,100m 準用河川八瀬川　4,900m （水路指定件数） 1,200件	【目的】 町が管理する法定外公共物（水路・認定外道路）について指定または廃止に関する事務を行う。 【内容】 （水路数） 380件	【目的】 町が管理する法定外公共物（水路）について、指定又は廃止に関する事務を行う。 【内容】 （水路数） 873件	【目的】 町が管理する法定外公共物（水路）について指定、廃止に関する事務を行う。 【内容】 （河川指定延長） 準用河川　0m （水路指定件数） 455件	【課題】 課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	土木部会	河川整備課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	河川整備課	環境防災課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	森林法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。 【内容】 （指定箇所） ・古淵地区（工事完了済み）　1.66ｈａ ・上鶴間地区　0.73ｈａ	【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。 【内容】 （指定箇所） ・久保沢地区（工事完了済み）　0.9ｈａ	【目的】 津久井湖周辺の湖岸崩落対策を神奈川県と合同で実施する。 【内容】 ・対応済箇所　9箇所 ・経過観察箇所　10箇所 ・H16年度工事箇所　1箇所 ・地域調整箇所　2箇所	【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。 【内容】 ・桂北地区（工事完了済み）　０．６ｈａ	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

管　理　部　会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	教育総務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	教育委員会運営事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	9,766千円	674千円	637千円	589千円		
根拠法令等	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的・内容】 教育委員会の運営 ○教育委員会の会議 ・定例会･･･原則として毎月1回 ・臨時会･･･必要の都度 【事業費の主な内訳】 ○報酬　7,218千円 ・委員長　@168,000円／月（2,016,000円／年） ・委員(3名）@144,500円／月（1,734,000円／年） ○負担金、補助及び交付金　110千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金　97,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金　13,000円	【目的・内容】 教育委員会の運営 ○教育委員会の会議 ・定例会･･･原則として毎月1回 ・臨時会･･･必要の都度 【事業費の主な内訳】 ○報酬　615千円 ・委員長　@177,000円／年 ・職務代理　@150,000円／年 ・委員（2名）　@144,000円／年 ○負担金、補助及び交付金　59千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金　16,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金　18,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金　24,800円	【目的・内容】 教育委員会の運営 ○教育委員会の会議 ・定例会･･･原則として毎月1回 ・臨時会･･･必要の都度 【事業費の主な内訳】 ○報酬　576千円 ・委員長　@169,000円／年 ・委員（3名）　@135,500円／年 ○負担金、補助及び交付金　61千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金　17,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金　15,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金　29,200円	【目的・内容】 教育委員会の運営 ○教育委員会の会議 ・定例会･･･原則として隔月 ・臨時会･･･必要の都度 【事業費の主な内訳】 ○報酬　562千円 ・委員長　@166,000円／年 ・委員（3名）　@132,000円／年 ○負担金、補助及び交付金　27千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金　6,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金　3,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金　18,000円	【課題】 ・報酬額の相違	【調整方針】 ・３町の教育委員は全員失職する。 （相模原市は変動なし。）

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	教育総務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	日直代行員等経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	72,341千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	日直代行員服務要領					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理 【内容】 ①休日等の日直業務を行うため、日直代行員を各小中学校へ１名配置 ②平日の学校管理等の業務を行うため、学校作業員を配置 ・正規学校作業員６１人 ・退職者不補充 ・正規職員のいない１８校は嘱託職員と非常勤職員の２名配置 ・新設３校については民間委託 ③新設小学校３校の学校作業員業務、及び日直代行員業務を民間へ委託 （３校以外の学校作業員については、退職者不補充を基本に、再雇用も活用しながら順次民間委託を予定） 【基礎数値】 小学校　55校 中学校　27校 ・日直代行員の勤務日 土曜・日曜・祝日・年末年始・開校記念日 ・日直代行員の報酬 日給5,540円　年末年始8,160円 ・予算 日直代行員報酬等　小学校52校 38,282千円 日直代行員報酬等　中学校27校 19,884千円 学校作業員、日直代行員業務委託 新設小学校３校 14,175千円	【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理 【内容】 ①日直代行員制度 該当なし ②学校管理業務 ・学校用務員３人 ・退職者不補充 ・正規職員のいない３校は非常勤職員の１名と生きがい事業団委託で対応 【基礎数値】 小学校　4校 中学校　2校	【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理 【内容】 ①日直代行員制度 該当なし ②学校管理業務 ・学校用務員４人 ・退職者不補充 ・正規職員のいない８校は非常勤職員１名配置 【基礎数値】 小学校　7校 中学校　5校	【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理 【内容】 ①日直代行員制度 該当なし ②学校管理業務 ・学校用務員４人 ・退職者不補充 ・正規職員のいない１校は非常勤職員１名配置 【基礎数値】 小学校　3校 中学校　2校	【課題】 ①日直代行員制度 ・３町は代行員配置ではなく、機械警備で対応。 ②学校管理業務 ・学校作業員の配置体制、業務内容の相違。 相模原市‥‥嘱託（再雇用）等2名体制、又は民間委託 城山町、津久井町、相模湖町 ‥‥非常勤職員等1名体制	①日直代行員制度 【調整方針】 5年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。 ②学校管理業務 【調整方針】 5年間で段階的に相模原市制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	教育総務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	職員の研修		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	891千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。 【内容】 ①職場専門研修 職種別研修　4回 給食調理員中堅層研修　1回 学校作業員実技研修　2回 安全衛生講習会　2回 ②専門派遣研修 管理部内職員を対象に含む派遣研修　各種10回	【目的】 給食センター調理員を県等が主催する研修会に参加し、必要とされる知識、技能の習得を図る。 特殊学級介助員、補助教員等を対象に、日ごろの業務について確認しあう等の目的のため連絡会議を行う。 【内容】 ①給食センター調理員研修　年間３回程度 ②連絡会議 ・特殊学級介助員　３回 ・補助教員連絡会議　３回	【目的】 学校用務員を対象に、必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 【内容】 ①職場専門研修 学校用務員実務研修　1回	【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。 【内容】 ①職場専門研修 給食調理員研修　1回 介助員研修　3回	【課題】 対象者及び内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	私立幼稚園教育振興補助金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	65,900千円	2,360千円	450千円			
根拠法令等	相模原市私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	城山町私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	津久井町私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 私立幼稚園教育の振興及び私立幼稚園の教育条件の改善を図る。 【補助金額】 ・学級割　８０，０００円 ・幼児数割　３，０００円 ※５月１日、学校基本調査数値による 【１６年度予算内訳】 学級割　＠８０，０００円×４１５学級 幼児数割　＠３，０００円×１０，９００人 １園平均　１，４６４千円 １人平均　６千円	【目的】 町内の私立幼稚園の教育の充実を図る 【補助金額】 ・均等割　１，０００，０００円／園 ・園児数割　２，０００円／人 ※６月１日現在の在園在住４、５歳児数 【１６年度予算内訳】 均等割　＠１，０００，０００円×２園 園児数割　＠２，０００円×１８０人 １園平均　１，１８０千円 １人平均　１３千円	【目的】 幼稚園教育の重要性をかんがみ、町内の私立幼稚園の教育の充実を図る。 【補助金額】 ・予算に対し、均等割７０%、園児割３０%で町内２幼稚園に交付する。 ※６月１日現在の在園在住３、４、５歳児数 【１６年度予算内訳】 均等割　３１５，０００円 園児割　１３５，０００円 １園平均　２２５千円 １人平均　２千円	該当なし ※町内私立幼稚園　１園	【課題】 ・補助単価の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	私立幼稚園運営助成事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	56,209千円					
根拠法令等	相模原市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱 相模原市私立幼稚園健康診断事業補助金交付要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	１．預かり保育補助金 【対象】 　預かり保育担当職員を配置し、年間を通じて継続的に希望する園児を対象に１日３時間以上預かり保育のできる体制を整え、１日１時間以上の教育を行う預かり保育の実績のある事業。 【１６年度予算内訳】 　１日の平均預かり保育園児数により補助 Ａ　１人～１０人　＠９００千円×２２園 Ｂ　１１人～２０人＠１，１００千円×１６園 Ｃ　２１人以上　＠１，３００千円×　６園 　　計　　４５，５００千円　４４園 ２．私立幼稚園健康診断事業補助金 【対象】 　市内私立幼稚園設置者が行う健康診断事業（内科検診）について補助 【１６年度予算内訳】 ＠５００円×１０，９００人＝５，４５０千円 ３．団体運営補助 【対象】 　市内私立幼稚園団体（３団体あり）に、団体運営経費を対象に加盟園数に応じて補助 【１６年度予算内訳】 　＠３０，０００×４５園＝１，３５０千円 ４．教育研究県央地区大会補助金 【対象】 ４年に１回相模原市において開催される大会運営経費の一部を開催地自治体として補助 【１６年度予算内訳】　　８４０千円 ５．治ゆ証明書発行 【対象】 ・認可私立幼稚園の相模原市在住園児 （市内在住であれば、市外園でも可） ・対象疾病 百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、溶連菌感染症、手足口病、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、とびひ、中耳炎 【実施方法】 　医療機関の請求に基づいて支払 【１６年度予算内訳】 ・手数料　＠840×3,600件＝３，０２４千円 ・証明書印刷　４０千円 ６．永年勤続者感謝状贈呈 　市内私立幼稚園に１５年以上勤務している常勤の職員に対し感謝状贈呈　　諸費５千円	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	私立幼稚園障害児教育助成金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	10,752千円					
根拠法令等	相模原市私立幼稚園障害児教育補助金交付要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【対象】 障害児検討委員会において統合保育を実施することにより心身の健全な発達を助長できると判断された園児で、市内在住の者 【補助対象施設】 市内に設置された私立幼稚園 【補助単価】 １４，０００円／月・人 【１６年度予算内訳】 ＠１４，０００円×１２ヶ月×６４人	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	奨学金貸付金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	3,906千円		0千円			
根拠法令等	相模原市奨学金条例 相模原市奨学金条例施行規則		津久井町育英奨学資金貸付基金条例 津久井町育英奨学資金貸付基金条例施行規則			
会計の種別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　修学困難な者に対し、修学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。 【貸与資格】 （１）本市に居住し、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）に在学する者であること。 （２）経済的理由により就学困難な者であること。 （３）学業を続けようとする意欲のある者であること。 （４）神奈川県その他の公共団体又は公共的団体から奨学金その他これに類する金品を受ける予約又は貸与若しくは給与を受けていない者であること。 【貸与金額（月額）】 　９，６００円（県立高校授業料相当額） （ただし平成１５年度以前に貸与の決定を受けているものは９，３００円） 【実施状況】 　１６年度貸与者数：２５名（平成１６年４月末現在） 　１５年度貸与者数：２８名（平成１５年４月末現在） 　１５年度貸付金額２，６９７千円	該当なし	【目的】 　就学困難な者に対し、就学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。 【貸与資格】 （１）本町に住所を有する高等学校に在学中の者であること。 （２）経済的理由により高等学校課程の修学が困難で、次に掲げる用件を満たす者でなければならない。 ①学業成績が優秀であること。 ②身体強健であること。 ③強固な意志をもち、性格善良な者であること。 【貸与金額（月額）】 　１０，０００円以内で町長が定める額 【実施状況】 　１６年度貸与者数：０名（平成１６年４月末現在） 　１５年度貸与者数：０名（平成１５年４月末現在） 　１５年度貸付金額　０千円	該当なし	【課題】 貸与資格、金額の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	奨学基金積立金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	36千円		1千円			
根拠法令等	相模原市奨学基金条例 相模原市奨学基金条例施行規則		津久井町育英奨学資金貸付基金条例			
会計の種別	一般会計		その他			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		1千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（６００万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。 【事業費内訳（積算根拠）】 ６００万円に対する利子収入相当額 公共債の購入にてにて運用 年利率０．６％ 【奨学基金現在高（H16.3.31現在）】 24,404,018円	該当なし	【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（５００万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。 【事業費内訳（積算根拠）】 ５００万円に対する利子収入相当額 普通預金にて管理 【奨学基金現在高（H16.3.31現在）】 7,331,324円	該当なし	【課題】 積立金額、管理方法の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
12	中学校課外活動助成金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	22,562千円	1,900千円				
根拠法令等	・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 ・中学校課外活動助成金交付要綱	・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの 【対象】 　各中学校における課外活動に要する経費（用具等の購入に係る経費・対外試合等に係る経費） 【事業予算額】 　22,562千円 【交付先】 　相模原市立中学校の課外活動運営委員会（代表者は校長）27校 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：836千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：1.5千円（15,379人）	【目的】 　生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの 【対象】 　各中学校における課外活動に要する経費（対外試合等に係る経費） 【事業予算額】 　1,900千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：950千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：2.9千円（635人）	該当なし	該当なし	【課題】 　助成内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	各種教育研究団体補助金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	9,483千円	268千円	192千円			
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 ①相模原市公立小学校校長会補助金：368千円 ②相模原市立中学校長会補助金：328千円 ③相模原市公立小学校教頭会補助金：241千円 ④相模原市立中学校教頭会補助金：115千円 ⑤相模原市立小学校教育研究会補助金：2,332千円 ⑥相模原市立中学校教育研究会補助金：1,476千円 ⑦相模原市立小中学校教育器楽合奏研究会補助金：239千円 ⑧相模原市立小中学校視聴覚教育研究会補助金：450千円 ⑨相模原市学校図書館協議会補助金：155千円 ⑩相模原市中学校体育連盟補助金：3,100千円 ⑪相模原市支援教育研究会補助金　：90千円 ⑫相模原市立学校事務研究協議会補助金：26千円 ⑬神奈川県高等学校定通教育振興会補助金：71千円 ⑭県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金：292千円 ⑮相模原市立小中学校教育連合会補助金：200千円 【公共的団体】 ①相模原市公立小学校校長会 ②相模原市立中学校長会 ③相模原市公立小学校教頭会 ④相模原市立中学校教頭会	【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 ①城山町校長会補助金：158千円 ②城山町教頭会補助金：　30千円 ③指定校補助金：　80千円小学校 【公共的団体】 ①城山町校長会 ②城山町教頭会	【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 ①津久井町校長会補助金：53千円 ②津久井町教頭会補助金：39千円 ③津久井町研究指定校補助金：50千円（小学校） ④津久井町研究指定校補助金：50千円（中学校） 【公共的団体】 ①津久井町小中学校校長会 ②津久井町小中学校教頭会	該当なし 【公共的団体】 ①相模湖町校長会 ②相模湖町教頭会	【課題】 補助団体の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
14	各種教育研究大会等分担金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	8,142千円	844千円	1,357千円	417千円		
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 各種教育研究大会の市負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。 【分担金分類・事業予算額】 ①小学校校長会分担金（8件）：1,930千円 ②中学校校長会分担金（5件）：918千円 ③小学校教頭会分担金（4件）：990千円 ④中学校教頭会分担金（4件）：450千円 ⑤小学校教育研究会分担金（6件）：118千円 ⑥中学校教育研究会分担金（12件）：259千円 ⑦視聴覚教育研究会分担金（1件）：82千円 ⑧学校図書館協議会分担金（1件）：82千円 ⑨中学校体育連盟分担金（2件）：2,211千円 ⑩支援教育研究会分担金（7件）：235千円 ⑪教育団体関係機関への分担金（1件）：360千円 ⑫各種大会等分担金（3件）：507千円	【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。 【負担金分類・事業予算額】 ①小学校校長会負担金（2件）：　79千円 ②中学校校長会負担金（1件）：　35千円 ③小学校教育研究会負担金（3件）：　75千円 ④中学校教育研究会分担金（3件）：121千円 ⑤中学校体育連盟負担金（2件）：444千円 ⑥教育団体関係機関への分担金（6件）：62千円 ⑦各種大会等分担金（2件）：28千円 【公共的団体】 ①津久井郡小学校長会 ②津久井郡中学校長会	【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。 【負担金分類・事業予算額】 ①小学校校長会負担金（1件）：108千円 ②中学校校長会分担金（1件）：　68千円 ③小学校教育研究会負担金（5件）：133千円 ④中学校教育研究会分担金（3件）：225千円 ⑤中学校体育連盟負担金（2件）：715千円 ⑥教育団体関係機関への分担金（9件）：99千円 ⑦各種大会等分担金（1件）：9千円 【公共的団体】 ①津久井郡小学校長会 ②津久井郡中学校長会	【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。 【負担金分類・事業予算額】 郡等 ①小学校校長会負担金（1件）：　62千円 ②中学校校長会分担金（1件）：　35千円 ③中学校体育連盟負担金（1件）：206千円 ④教育団体関係機関への分担金（9件）：114千円 【公共的団体】 ①津久井郡小学校長会 ②津久井郡中学校長会	【課題】 対象団体の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	児童生徒指導対策助成金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	3,033千円	2,168千円	486千円	44千円		
根拠法令等	・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 ・相模原市児童生徒指導対策助成金交付要綱	・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	・津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　児童生徒の問題行動の予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的として、児童生徒指導対策に係る経費の一部を助成するもの 【対象】 　児童生徒指導対策に要する経費（交通費・食糧費・その他）の他、校外学習に係る拝観・入場料金も助成 　※小学校校長会及び中学校長会に交付 【事業予算額】 ①小学校（55校）：1,228千円 ②中学校（27校）：1,805千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：22千円（55校） ・中：67千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.03千円（35,496人） ・中：0.12千円（15,379人）	【目的】 　生徒指導について各学校での指導を充実させるための経費を助成するもの 【対象】 　生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、環境保全普及啓発、校外指導）に係る経費を助成 【事業予算額】 ○小学校 4校：1,541千円　中学校 2校：627千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：385千円（4校） ・中：314千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：1.18千円（1,305人） ・中：0.98千円（635人）	【目的】 　生徒指導について各学校での指導を充実させるため、５校で研究会を設置し、研究・研修及び情報交換を深め、今後の指導体制の充実を図ることを目的として、研究会の経費を助成するもの 【対象】 　生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、環境美化、郊外指導）に係る経費を助成 　※町立中学校生徒指導研究会（町小・中学校校長会）に交付 【事業予算額】 ○中学校（5校）：486千円 ・均等割　40%　194千円 ・生徒数割60%　292千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・中：97.2千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.48千円（999人）	【目的】 　児童・生徒指導上の今日的問題について理解を深めると共に、具体的対応について研修し、連携を図っている。 【対象】 　児童・生徒の校外活動時に発生する教職員引率時施設入場料 【事業予算額】 ○小学校　32千円 ○中学校　12千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：10.7千円（3校） ・中：　6.0千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.06千円（550人） ・中：0.04千円（305人）	【課題】 助成内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
16	進路指導対策助成金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	3,400千円	180千円	630千円	43千円		
根拠法令等	・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 ・相模原市進路指導対策助成金交付要綱	・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	・津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	・相模湖町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費の一部を助成するもの 【対象】 　進路指導対策に要する経費（渉外費・交通費・進路対策委員会に係る経費）を助成 　※中学校長会に交付（27校分） 【事業予算額】 ・総額：3,400千円 ①渉外費：一律　15千円 ②進路対策委員会への分担金 　　：学校割一律5千円 　　：学級割　2.5千円×クラス数 ③交通費：学校割　2～4クラス：　85千円 　　5～6クラス：　90千円 　　7～8クラス：110千円 　　9クラス～　：120千円 ※3年生のみ対象 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：126千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：0.22千円（15,379人）	【目的】 　中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの 【対象】 　進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成(2校分） 【事業予算額】 ・総額：180千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：90千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：0.28千円（635人）	【目的】 　中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの 【対象】 　進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 　※町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（5校分） 【事業予算額】 ・総額：630千円 ①郡への分担金　：均等割　一律　16千円 　　：学級割　2.5千円×クラス数 ②県北協議会分担金等：　163千円 ③学校配分研究費　：　360千円 ※3年生のみ対象 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：126千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：0.63千円（999人）	【目的】 　中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの 【対象】 　進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 　※町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（2校分） 【事業予算額】 ・総額：43千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 　・中：22千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） 　・中：0.14千円（305人）	【課題】 助成内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	学童及び生徒の通学安全事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	43,990千円	2,095千円				
根拠法令等	学童通学安全指導員運営要綱					
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置するとともに、全児童生徒に防犯ブザーを配付する。 【指導箇所】　Ｈ１６年度　１０２箇所 Ｈ１５年度末　９１箇所 【１６年度予算内訳】 ・学童通学安全指導員経費　21,990千円 ・学童通学安全経費（防犯ブザー）15,000千円 ・生徒通学安全経費（防犯ブザー）7,000千円 【１５年度実績】 ・学童通学安全指導員経費　16,132千円 ・学童通学安全経費（防犯ブザー）1,699千円 （新小１のみ）	【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。 【指導箇所】　Ｈ１６年度　３箇所 Ｈ１５年度末　３箇所 【１６年度予算内訳】 ・学童通学安全指導員経費　1,325千円 ・湘南小学校公用車運行経費　376千円 ・バス通学費補助金　394千円 【１５年度実績】 ・学童通学安全指導員経費　1,541千円 ・湘南小学校公用車運行経費　478千円 ・バス通学費補助金　375千円 ＊湘南小学校及び相模が丘中学校のバス通学児童生徒対して定期代の２分の１を補助。 ＊湘南小学校に通学する児童に対しては、帰宅時間帯により路線バス利用が不便なため、公用車を配備。	該当なし	該当なし	【課題】 ・城山町では児童生徒バス定期代補助及び児童帰宅時の公用車配備を行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、城山町の児童生徒バス定期代補助及び児童帰宅時の公用車利用は現行のまま新市に引き継ぐ。（県道整備終了時までの暫定措置）

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	小・中学校維持管理補修費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	930,919千円	41,230千円	58,540千円	27,339千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	960千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1　暗幕・舞台幕購入費 【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ①暗幕 ・小：2,000千円　・中：1,100千円 ②舞台幕 ・小：4,000千円　・中：2,000千円 2　校舎等小破修繕料（再配当） 【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね200千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業算額】 ①平成6年度以降大規模改修を実施した学校及び平成14年度以降新設された学校 ・小：10,000千円（20校）1校あたり：500千円 ・中： 4,500千円（ 9校）1校あたり：500千円 ②その他の学校 ・小：31,500千円（35校）1校あたり：900千円 ・中：16,200千円（18校）1校あたり：900千円 3　光熱水費・燃料費 【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 ※区分により、対象外の学校あり 【事業予算額】 ①電気料 ・小：205,886千円　・中：108,020千円 ②上下水道料 ・小：297,367千円　・中：104,410千円 ③都市ガス ・小：　6,219千円　・中：　276千円 ④プロパンガス ・小：　5,357千円　・中：　1,041千円	1　暗幕・舞台幕購入費 【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし 2　校舎等小破修繕料（再配当） 【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,400千円（4校）1校あたり：350千円 ・中：1,100千円（2校）1校あたり：550千円 3　光熱水費・燃料費 【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ①電気料 ・小：　8,124千円　・中：　7,680千円 ②上下水道料 ・小：　5,920千円　・中：　3,540千円 ③都市ガス 該当なし ④プロパンガス ・小：　139千円　・中：　116千円 ⑤灯油（冬期暖房用） ・小：　559千円　・中：　411千円	1　暗幕・舞台幕購入費 【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの 【対象】 ・小学校：７校　・中学校：５校 【事業予算額】 ①暗幕 ・中：373千円 ②舞台幕 ・中：821千円 2　校舎等小破修繕料（再配当） 【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの 【対象】 ・小学校：7校　・中学校：5校 【事業算額】 ①平成14年度新築校 ・小：49千円（1校）49千円 ②その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,951千円（6校）1校あたり：325千円 ・中：2,000千円（5校）1校あたり：400千円 3　光熱水費・燃料費 【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ・小学校：7校　・中学校：5校 【事業予算額】 ①電気料 ・小：14,150千円　・中：10,750千円 ②上下水道料 ・小：　9,000千円　・中：　6,500千円 ③都市ガス 該当なし ④プロパンガス ・小：　350千円　・中：　250千円 ⑤灯油（冬期暖房用） ・小：　800千円　・中：　765千円	1　暗幕・舞台幕購入費 【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし 2　校舎等小破修繕料（再配当） 【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：600千円（3校）1校あたり：200千円 ・中：600千円（2校）1校あたり：300千円 3　光熱水費・燃料費 【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 ①電気料 ・小：7,455千円　・中：5,067千円 ②上下水道料 ・小：　1,859千円　・中：　1,360千円 ③都市ガス 該当なし ④プロパンガス ・小：　383千円　・中：　507千円 ⑤灯油（冬期暖房用） ・小：　248千円　・中：　170千円	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	小・中学校維持管理補修費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	⑤灯油（冬期暖房用） ・小： 11,275千円　・中：　6,600千円 ⑥その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小：　436千円　・中：　14千円 4　電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ①一般電話 ・小学校：55校　・中学校：27校 ②ピンク電話 ・小学校：50校　・中学校： 4校 ③公衆電話 ・小学校： 4校　・中学校：24校 ④携帯電話 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ･小：20,025千円　・中11,308千円 5　カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ①カーテン ・小：2,912千円　・中：1,350千円 ②暗幕等 ・小：　406千円　・中：　180千円 ③柔道着（中学校のみ） ・中：508千円 6　ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 ※小学校：グランドピアノ　1台 アップライトピアノ　1台 中学校：グランドピアノ　2台 アップライトピアノ　1台 【事業予算額】 ①グランドピアノ ・小：1,248千円　・中：1,225千円 ②アップライトピアノ ・小：　549千円　・中：　247千円 7　オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 ※点検については、年2校ずつ行う 【事業予算額】 ・校正点検費：148千円（1校あたり：74千円） 8　ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの ※公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む	⑥その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし 4　電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ①一般電話 ・小学校： 4校　・中学校： 2校 ②ピンク電話 ・小学校： 4校　・中学校： 2校 ③公衆電話 なし ④携帯電話 ・小学校： 2校　・中学校： 2校 【事業予算額】 ･小： 1,080千円　・中　684千円 5　カーテン暗幕・柔道着等クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校： 4校　・中学校： 2校 【事業予算額】 ①カーテン・その他 ・小： 1,126千円　・中：　150千円 ②暗幕等 予算措置なし ③柔道着（中学校のみ） 該当なし 6　ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校： 4校　・中学校： 2校 ※小学校：グランドピアノ　2台 中学校：グランドピアノ　2台 【事業予算額】 ・グランドピアノ ・小：　152千円　・中：　76千円 7　オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校・中学校2校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 ※点検については、毎年行う 【事業予算額】 ※学校保健課－保健室管理運営費で計上している。 8　ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの ※公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む	⑥その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし 4　電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ①一般電話 ・小学校：7校　・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：1,800千円　・中：1,640千円 5　カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校： 7校　・中学校： 5校 【事業予算額】 ①カーテン・その他 ・小：　230千円　・中：　160千円 ②暗幕等 予算措置なし ③柔道着（中学校のみ） 予算措置なし 6　ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校： 7校　・中学校： 5校 ※小学校：グランドピアノ　全13台 アップライトピアノ　全 6台 中学校：グランドピアノ　全11台 アップライトピアノ　全 1台 【事業予算額】 ①グランドピアノ ・小：　195千円　・中：　165千円 ②アップライトピアノ ・小：　78千円　・中：　13千円 7　オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校7校・中学校5校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：7校　・中学校：5校 ※点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小学校：143千円（1台あたり：13千円） ・中学校： 91千円（1台あたり：13千円） 8　ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの ※公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む	⑥その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小：　7千円　・中：　3千円 ※　農機具用・草刈用 4　電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 ①一般電話 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：636千円　・中：492千円 5　カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校： 3校　・中学校： 2校 【事業予算額】 ①カーテン・その他 ・小：　58千円　・中：　28千円 ②暗幕等 予算措置なし ③柔道着（中学校のみ） 予算措置なし 6　ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校： 3校　・中学校： 2校 ※小学校：グランドピアノ　全 3台 アップライトピアノ　全 5台 中学校：グランドピアノ　全 4台 アップライトピアノ　全 1台 【事業予算額】 ①グランドピアノ ・小：　38千円　・中：　51千円 ②アップライトピアノ ・小：　53千円　・中：　11千円 7　オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校3校・中学校2校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 ※点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小学校： 52千円（1台あたり：13千円） ・中学校： 26千円（1台あたり：13千円） 8　ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの ※公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	小・中学校維持管理補修費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：843千円　・中：685千円 ９　カーペット清掃委託 【目的】 　全校を対象として学校にあるカーペット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：1,846千円　・中：797千円 10　資源・塵芥回収等処分委託 【目的】 　学校から排出される資源ごみ・産業廃棄物等の回収・処分を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ①資源回収処分委託：年11回（8月を除く） 　資源ごみ（紙類・缶・ビン等）に類する物の回収処分委託 ・小：1,957千円　・中：624千円 ②産業廃棄物回収処分委託（金属くず等） 　：年2回 　産業廃棄物の内、金属くず・木製可燃物の回収処分委託 ・小：4,290千円　・中：2,172千円 ③産業廃棄物回収処分委託（その他）：年2回 　産業廃棄物の内、廃プラスチック・コンクリートくず・ガラスくず等の回収処分委託 ・小：8,557千円　・中：4,526千円 ④塵芥回収処分委託：週3日（月・水・金） 　塵芥（紙くず・除草ごみ・落ち葉等）の回収処分委託 ・小：19,562千円　・中：13,367千円 　※一袋当たりの重さは5ｋｇまで（単価契約） 　※ごみ処理の有料化（公共施設のごみ処理手数料の減免廃止）に伴う民間回収処分委託 ⑤不要薬品・廃液等回収処分委託：年1回 　理科室等から排出される不用薬品・廃液等の回収処分委託 ・小：378千円　・中：662千円 ⑥蛍光管・乾電池回収・処分委託：年1回 　蛍光管・乾電池の回収処分委託 ・小：1,310千円　・中：1,073千円 ⑦ペットボトル回収処分委託：年1回 　給食室から排出されるペットボトルの回収処分委託 ・小：644千円（小学校のみ） 　※リサイクル可能なペットボトルのみ対象 11　ＮＨＫ受信料 【目的】 　学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をＮＨＫに支払うもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 　※対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：1,641千円　・中：806千円 12　モップ借料 【目的】 　体育館・ＰＣ教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの	【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 【事業予算額】 ・小：　480千円　・中：199千円 ９　カーペット清掃委託 【目的】 　全校を対象として学校にあるカーペット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 【事業予算額】 予算措置なし 10-1　不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 　学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 【事業予算額】 ①不燃物処理手数料（随時） ・小：　300千円　・中：　150千円 ②粗大ごみ処分手数料（随時） ・小：　20千円　・中：　22千円 10-2　除草、草刈手数料 【目的】 　学校の美化を整備するための手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：　2校　・中学校：　2校 【事業予算額】 ・小：　60千円　・中：　146千円 11　ＮＨＫ受信料 【目的】 　学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をＮＨＫに支払うもの 【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 ※対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：　120千円　・中：　45千円 12　モップ借料 　該当なし	【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 ・小：630千円　・中：550千円 ９　カーペット清掃委託 　該当なし 10　資源・塵芥回収等処分委託（該当無し） 8.ごみ処理手数料により随時対応のため該当無し。 11　ＮＨＫ受信料 【目的】 　学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をＮＨＫに支払うもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 ・小：　105千円　・中：　75千円 12　モップ借料 【目的】 　体育館・ＰＣ教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの	【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 【事業予算額】 ・小：281千円　・中：108千円 ９　カーペット清掃委託 【目的】 　全校を対象として学校にあるカーペット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 【事業予算額】 予算措置なし 10　不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 　学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 【事業予算額】 予算措置なし 11　ＮＨＫ受信料 【目的】 　学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をＮＨＫに支払うもの 【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 ※対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：　45千円　・中：　60千円 12　モップ借料 【目的】 　体育館・ＰＣ教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	小・中学校維持管理補修費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 ※納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 【事業予算額】 小：1,900千円　・中：1,100千円 13　学校農園利用料 【目的】 体験学習等を目的に契約している学校農園の固定資産税・都市計画税相当額を土地所有者に支払うもの 【対象】 ・小学校：17校　・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：1,789千円　・中：1千円 ※一部、無償賃貸借契約もあり 14　印刷機賃借料 【目的】 学校を運営するために印刷機のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの ※16年度より、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う 【事業予算額】 ・小：334千円（42校分） ・中：　48千円（20校分） 15　その他維持管理補修費：1,700千円 ①物品運搬料：360千円 ②通学路用地借料：1,340千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：11,744千円（55校） ・中：10,556千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：18.2千円（35,496人） ・中：18.5千円（15,379人）	13　学校農園利用料 該当なし 14　印刷機等賃借料 【目的】 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの ※ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う 【事業予算額】 ○印刷機 ・小：　772千円（4校分） ・中：　386千円（2校分） ○ファックス ・小：　　6千円（2校分） ・中：　　3千円（1校分） ○複写機 ・小：1,014千円（4校分） ・中：　567千円（2校分） ○電話機 ・小：　536千円（4校分） ・中：　 91千円（2校分） 15　その他維持管理経費 【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童生徒の疾病や障害から守るため委託するもの 【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 ※浄化槽清掃は、小学校：2校、中学校：1校、プール受水槽清掃は、小・中学校とも1校のみ。 ①高架受水槽清掃 ・小：163千円　・中：　58千円 ②高架受水槽外観検査 ・小：　75千円　・中：　80千円 ③浄化槽清掃 ・小：510千円　・中：245千円 ④プール受水槽清掃 ・小：　53千円　・中：　58千円 ⑤植木手入れ ・小：950千円　・中：735千円 ⑥窓ガラス清掃 ・小：589千円　・中：324千円 ⑦体育館雨桶清掃（小学校は年1校ずつ、中学校は4年に1校行う） ・小：130千円　・中：　86千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：6,069.5千円（4校） ・中：8,476.0千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：18.6千円（1,305人） ・中：26.7千円（　635人）	【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 ※納入本数については、学校の状況により積算 【事業予算額】 小：　75千円　・中：　125千円 13　学校農園利用料 該当なし 14　印刷機等賃借料 【目的】 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの 【事業予算額】 ○印刷機 ・小：1,371千円（7校分） ・中：1,253千円（5校分） ○ファックス ・小：　177千円（7校分） ・中：　126千円（5校分） ○シュレッダー ・小：　300千円（7校分） ・中：　215千円（5校分） ○電話機 ・小：　593千円（7校分） ・中：　548千円（5校分） ○拡大プリンタ ・小：　123千円（2校分） 15　その他維持管理補修費 該当なし 【歳入内容】 財産区繰入金（960千円） ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：4,331.4千円（7校） ・中：4,956.0千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：17.5千円（1,735人） ・中：24.8千円（　999人）	【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 ※納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 【事業予算額】 小：　162千円　・中：　201千円 13　学校農園利用料 該当なし 14　印刷機等賃借料 【目的】 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの ※ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う 【事業予算額】 ○印刷機 ・小：　347千円（3校分） ・中：　231千円（2校分） ○ファックス ・小：　 95千円（3校分） ・中：　 63千円（2校分） ○複写機 ・小：　347千円（3校分） ・中：　231千円（2校分） 15　その他維持管理経費 【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童生徒の疾病や障害から守るため委託するもの 【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：　2校 ①浄化槽清掃 ・小：1,102千円　・中：1,012千円 ②浄化槽維持管理委託料 ・小：　265千円　・中：　124千円 ③貯水槽清掃点検委託料 ・小：348千円　・中：127千円 ④水道定期検査料 ・小：　55千円　・中：　80千円 ⑤植木手入れ ・小：　81千円　・中：　27千円 ⑥エレベーター保守管理委託料 ・小：1,361千円(3校) ・中：　882千円(1校) ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：5,293千円（3校） ・中：5,731千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：28.9千円（550人） ・中：37.6千円（305人）		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
19	小・中学校運営費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	509,862千円	14,562千円	40,051千円	4,221千円		
根拠法令等			津久井中立小学校児童及び中学生生徒の大会等派遣事業に伴う補助金等交付要綱			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1　各種大会参加報償費 【目的】 　教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・中：11,000千円 2　消耗品費（学務課分） 【目的】 　小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ①卒業証書用筒 　・小：809千円　・中：704千円 ②内外教育 　・小：2,248千円　・中：1,104千円 ③教務手帳 　・小：2,475千円　・中：1,411千円 ④旧ＪＩＳ天板 　・小：3,100千円　・中：1,700千円 ⑤その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） 　・小：946千円　・中：333千円 3　印刷製本費（学務課分） 【目的】 　小・中学校で使用する各種印刷物について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ①あゆみ・通知表 　・小：3,510千円　・中：2,460千円 ②その他印刷物 　・小：779千円　・中：648千円 4　学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 　小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの	1　各種大会参加報償費 【目的】 　教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：324千円　・中：260千円 2　消耗品費（教育総務課分） 【目的】 　小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：　4校　・中学校：　2校 【事業予算額】 617千円 3　印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 　給食費納入通知書兼領収書等 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 141千円 ※小３・４年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷については、５年に１度のため予算措置なし（次回平成19年度） 4　学校運営用消耗品費（再配当） 【目的】 　小・中学校の運営に必要な各種消耗品で、学校に再配当するもの	1　各種大会派遣事業補助金 【目的】 　教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を補助するもの 【対象】 ・小学校：7校・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：20千円　・中：5,500千円 2　消耗品費（教育総務課分） 【目的】 　小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 ①小（英語辞書）中（卒業証書用筒・印鑑） 　・小：306千円　　・中：276千円 ②内外教育 　予算措置なし ③教務手帳 　予算措置なし ④旧ＪＩＳ天板 　予算措置なし ⑤その他消耗品 　・小：1,302千円　・中：1,583千円 3　印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 　小３・４年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。 【対象】 ・小学校：　7校 【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置無し 次回　平成19年度 4　学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 　小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの	1　各種大会参加報償費 【目的】 　教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・小学校：2校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：221千円　・中：1,400千円 2　消耗品費（教育総務課分） 【目的】 　小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 ①卒業証書用筒 　予算措置なし ②内外教育 　予算措置なし ③教務手帳 　予算措置なし ④旧ＪＩＳ天板 　予算措置なし ⑤その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） 　予算措置なし 3　印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 　小３・４年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。 【対象】 ・小学校：　3校 【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置なし 次回　平成19年度 4　学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 　小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
19	小・中学校運営費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 ・小：262,410千円　・中：160,783千円 ５　学校運営用賄（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 1校当たり15千円 ・小：825千円　・中：405千円 ※弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ） ６　学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：14,867千円　・中：17,981千円 ７　学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 学校割、学級割により積算 ・小：9,800千円　・中：8,146千円 ８　堆肥運搬料 【目的】 相模原市内の麻布大学で作っている堆肥を小・中学校へ運ぶもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：673千円　・中：145千円 ９　学校飼育用動物治療費 【目的】 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 【事業予算額】 ・小：600千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：5,510千円（55校） ・中：7,660千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：　8.5千円（35,496人） ・中：13.4千円（15,379人）	【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ①各種消耗品 ・小：6,302千円　・中：3,413千円 ②プール用薬品代等 ・小：382千円　・中：278千円 ５　学校運営用賄（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：39千円　・中：30千円 ※弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ） ６　学校運営用印刷製本費 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ①指導要録 ・小：10千円　・中：6千円 ②その他印刷物 ・小：470千円　・中：500千円 ７　学校備品修繕料 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：700千円　・中：650千円 ８、９は該当なし １０　学校運営用使用料及び賃借料 【目的】 小・中学校の運営に必要な使用料及び賃借料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事業予算額】 野外体験教室バス借上料 遠足・修学旅行引率入場料 ・小：350千円　・　中：90千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：2,272千円（4校） ・中：2,738千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：　6.9千円（1,305人） ・中：　8.6千円（　635人）	【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 ・小：　15,094千円　・中：　11,785千円 ５　学校運営用賄（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 学校割・学級割で再配分 ・小：227千円　・中：171千円 ※弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ） ６　学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：　1,508千円　・中：　1,129千円 ７　学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 学校割、学級割により積算 ・小：　650千円　・中：　500千円 ８　堆肥運搬料 該当なし ９　学校飼育用動物治療費 該当なし ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：2,729.5千円（7校） ・中：4,188.8千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：11.0千円（1,735人） ・中：21.0千円（　999人）	【対象】 ・小学校：　3校　・中学校：2校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割等により積算 ・小：1,400千円　・中：700千円 ５　学校運営用賄（再配当） 該当なし ６　学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：320千円　・中：180千円 ７　学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし ８　堆肥運搬料 該当なし ９　学校飼育用動物治療費 【目的】 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 【事業予算額】 予算措置なし ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：　647千円（3校） ・中：1,140千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：　3.5千円（550人） ・中：　7.5千円（305人）		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
20	小・中学校教材等整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	290,715千円	19,812千円	16,833千円	2,230千円		
根拠法令等	理科教育振興法（11理科教育教具購入費に該当）	理科教育振興法（Ｂ－４理科教育教具購入費に該当）				
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	4,000千円	745千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	１　児童用図書購入費 【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの 業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 ・小：31,360千円　・中：21,456千円 ２　ピアノ購入費 【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 ①グランドピアノ ・小：3,600千円（3台） ・中：3,600千円（3台） ②アップライトピアノ ・小：　565千円（1台） ・中：2,260千円（4台） ③指導用オルガン（小学校のみ） ・小：2,888千円（25台） ３　デスクアンプ購入費 【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの 【対象】 ・小学校：1校 ※年1校ずつの更新 【事務予算額】 ・小：800千円 ４　柔道畳購入費 【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの 【対象】 ・中学校：27校 【事務予算額】 ・中：927千円	Ａ　管理用備品購入事業 【目的】 小・中学校管理運営に必要な備品を教育総務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事務予算額】 ・小：3,668千円　・中：1,795千円 小学校：児童用机(100台)、椅子(100脚)、事務机(3台)、エアコン(1台)、教室カーテン(7教室)、ストーブ(4台)、消火器(29本)等 中学校：図書机(1台)、FAX(1台)、ベッド(2台)、書架(3台)、教室カーテン(15教室)、消火器(13本)等 ※デスクアンプ、大規模改修等備品はH16予算措置なし ※印刷機はリースで対応のため該当なし Ｂ　教育振興教材購入事業 １　図書購入費 【目的】 学校図書館に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの 業者は、教育委員会の「契約・購入スケジュール」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事務予算額】 ・小：4,000千円　・中：1,850千円 ２　教材備品購入費（配当） 【目的】 小・中学校の授業に必要な教材・教具備品を購入するため、学校に配当するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校：2校 【事務予算額】 学校割、人数割で積算 ・小：3,736千円　・中：1,778千円 ※ピアノ購入費、柔道畳購入費はH16予算措置なし	１　児童用図書購入費 【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの 業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事務予算額】 ・小：　2,000千円　・中：　1,500千円 ２　ピアノ購入費 【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事務予算額】 予算措置なし ３　デスクアンプ購入費 【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの 【対象】 ・小学校：7校　・中学校：5校 【事務予算額】 予算措置なし ４　柔道畳購入費 【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの 【対象】 ・中学校：5校 【事務予算額】 予算措置なし	１　児童用図書購入費 【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 ・小：210千円　・中：140千円 ２　ピアノ購入費 【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 予算措置なし ３　デスクアンプ購入費 【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの 【対象】 ・小学校：3校 【事務予算額】 予算措置なし ４　柔道畳購入費 該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
20	小・中学校教材等整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	5　児童・生徒用机・椅子購入費 【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 ①旧ＪＩＳ児童用机（児童割で配布51校） ・小：2,500千円（600台） ・中：1,200千円（360台） ※配付数は児童割により積算 ②新ＪＩＳ児童用椅子 ・小：12,400千円（2,480脚） ・中：6,900千円（1,470脚） 6　教室・職員室用備品購入費 【目的】 教室・職員室の管理用備品等を学務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 ①教室・職員用備品購入費 ・小：14,000千円　・中：8,500千円 ②職員室用等備品(椅子更新) ・小：4,500千円（200脚　5校分） ・中：2,300千円（100脚　3校分） ③その他備品 ・小：7,000千円　・中：3,159千円 ※クラス・児童増用備品等に対応 7　ＦＦ式ストーブ購入費 【目的】 普通教室・障害児学級のＦＦ式ストーブを更新・整備するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務費の内容】 ・小：1,977千円　・中：970千円 8　印刷機購入費 【目的】 学校にリース契約で導入している印刷機について、契約期間満了校から各学校における購入に切り替えていくもの 【対象】 ・小学校：14台　・中学校：7台 ※15年度までのリース契約満了校が対象 【事業予算額】 ・小：1,372千円　・中：686千円 ※1台あたりの購入限度額：98千円 9　準拠教材購入費 【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に併い、学校の希望により購入する 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 ・小：48,478千円 ※16年度は小学校のみ対象 10　学校教材用備品購入費（再配当） 【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの	3　消耗品費 【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）、教材文具などを購入する 【対象】 ・小学校：4校　・中学校2校 【事務予算額】 ・小：741千円　・中：753千円 ※準拠教材購入費はH17予算対応のため、今年度は教材文具のみ 4　理科備品購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：4校　・中学校2校 【事務予算額】 ①補助基準 ・小学校：取得金額が1組１万円以上の設備 ・中学校：取得金額が1組２万円以上の設備 ②国庫補助率：１／２ ③対象校決定方法 ・学校の購入計画による ④予算額 ・小：494千円　・中：997千円	5　児童・生徒用机・椅子購入費 【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事務予算額】 H16予算措置なし 6　教室・職員室用備品購入費 【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：７校　・中学校：5校 【事務予算額】 ①一般備品購入 ・小：700千円　・中：500千円 7　ＦＦ式ストーブ購入費 【目的】 普通教室・障害児学級のＦＦ式ストーブを更新・整備するもの 【対象】 ・小学校：　6校　・中学校：5校 【事務費の内容】 予算措置無し 8　印刷機購入費 リースで対応のため該当なし 9　準拠教材購入費 【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に併い、学校の希望により購入する 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事務予算額】 Ｈ17予算対応のため該当無し 10　学校教材用備品購入費（再配当） 【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの	5　児童・生徒用机・椅子購入費 【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 新ＪＩＳ児童用机・椅子 ・小：　0千円 ・中：　281千円 6　教室・職員室用備品購入費 【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務において整備するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 予算措置なし 7　ＦＦ式ストーブ購入費 【目的】 普通教室・障害児学級のＦＦ式ストーブを更新・整備するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務費の内容】 予算措置なし 8　印刷機購入費 リースで対応のため該当なし 9　準拠教材購入費 【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に併い、学校の希望により購入する 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 改訂年度のみのため、該当無し 10　学校教材用備品購入費（再配当） 【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
20	小・中学校教材等整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事務予算額】 学校割、学級割、障害児学級分で積算 ・小：56,454千円　・中：39,892千円 ※児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く 11　理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：10校　・中学校：10校 ※年度毎に対象校を選定する 【事業予算額】 ①補助基準 ・小学校：取得金額が1組1万円以上の設備 ・中学校：取得金額が1組2万円以上の設備 ②国庫補助率：1/2 ③対象校決定方法 ・前年度末の現有額を参考に決定 ④予算額 ・小：4,000千円　・中：4,000千円 12　大規模改修等備品整備費 【目的】 学校施設課が実施する大規模改造工事に伴い、必要となる管理備品を整備するもの 【対象】 ・平成16年度：中央小学校 【事務予算額】 ・消耗品費：7千円 ・委託料：144千円（環境衛生検査業務委託） ・備品購入費：2,820千円 ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：3,543千円（55校） ・中：3,550千円（27校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：5.5千円（35,496人） ・中：6.2千円（15,379人）	≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：3,160千円（4校） ・中：3,587千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：　9.7千円（1,305人） ・中：11.3千円（　635人）	【対象】 ・小学校：7校　・中学校：5校 【事務予算額】 学校割、学級割、障害児学級分で積算 ○教材備品 ・小：3,600千円　・中：3,800千円 ※児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く ○教育振興費消耗品（教材） ・小：　451千円　・中：　288千円 ○教育振興費消耗品（一般） ・小：1,349千円　・中：1,773千円 ○教材備品修繕 ・小：　444千円　・中：　428千円 11　理科教材教具購入費 理科教材振興法の適用を受けていないため 10．学校教材用備品購入費で対応 12　大規模改修等備品整備費 該当なし ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：1,220.6千円（7校） ・中：1,657.8千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：4.9千円（1,735人） ・中：8.3千円（　999人）	【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事務予算額】 ○教材備品購入費 ・小：359千円　・中：740千円 ○総合的学習・備品購入費 ・小：300千円　・中：200千円 11　理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：3校　・中学校：2校 【事業予算額】 特に理科教材としての予算措置なし 12　大規模改修等備品整備費 該当なし ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小：290円（3校） ・中：681千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：1.6千円（550人） ・中：4.5千円（305人）		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
21	小・中学校教科書等購入費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	24,941千円	2,017千円	2,640千円	971千円		
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の施行規定	城山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入 【準教科書等の種類】 小学校　体育の学習 中学校　中学体育実技、中学生活と進路 【１６年度予算内訳】 小学校12,008千円、中学校12,933千円 【１５年度決算】 小学校18,143千円　中学校12,651千円	【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入 【準教科書等の種類】 小学校　道徳、体育 中学校　中学体育実技、中学生活と進路、道徳きらめき 【１６年度予算内訳】 小学校1,142千円、中学校875千円 【１５年度決算】 小学校　830千円、中学校801千円	【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入 【準教科書等の種類】 小学校　道徳、体育の学習 中学校　道徳、中学体育実技、中学生活と進路 【１６年度予算内訳】 小学校1,303千円、中学校1,337千円 【１５年度決算】 小学校1,673千円　中学校1,376千円	【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入 【準教科書等の種類】 小学校　道徳、性教育、体育、読書感想文集 中学校　道徳資料集、体育実技、中学生活と進路、読書感想文集 【１６年度予算内訳】 小学校542千円、中学校429千円 【１５年度決算】 小学校542千円　中学校429千円	【課題】 準教科書等の種類の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
22	校外活動助成費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	68,645千円	1,500千円	950千円	1,315千円		
根拠法令等		・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則				
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1　学校行事等委託料：43,265千円 【目的】 　校外活動を通じて、児童・生徒の体力の向上、豊かな感性を養うために実施 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ○小学校：35,498千円 　①音楽鑑賞会委託：8,316千円 　　・小学5年生が対象 　　・相模原市文化会館でオーケストラ演奏鑑賞 　②連合運動会委託：5,368千円 　　・小学6年生が対象 　　・横山公園陸上競技場で実施 　③スケート教室委託　21,814千円 　　・小学4年～6年生を対象（各校3回） 　　・銀河アリーナスケート場で実施 　※児童の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算） ○中学校：7,767千円 　①演劇教室：7,767千円 　　・中学1年生が対象 　　・相模原市民会館で実施 　※生徒の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算） 2　公共施設使用料：7,165千円 【目的】 　学校行事で公共施設を利用する場合に、教育委員会で使用料を負担するもの（公共施設は50%減免） 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：2,466千円　・中：4,699千円 3　その他使用料及び賃借料：18,215千円 【目的】 　授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの 【対象】 ・小学校：55校　・中学校：27校	1　情操教育推進事業費補助金 【目的】 　芸術鑑賞、音楽鑑賞等の校外活動を通じて、生徒の豊かな感性を養うために実施 【対象】 ・中学校：2校 【事業予算額】 ○中学校：1,500千円	1　学校行事等委託料 　該当なし 2　公共施設等入場料：155千円 【目的】 　学校行事で公共施設等を利用する場合に、教育委員会で入場料を負担するもの 【対象】 ・小学校：　7校　・中学校：　5校 【事業予算額】 ・小：　105千円　・中：　50千円 3　その他使用料及び賃借料：該当なし 【目的】 　授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの 【対象】 ・小学校：　1校　・中学校：　1校 【事業予算額】 　○青野原小・中水泳授業送迎用バス借上げ 　　バス借上げ：	1　芸術文化振興事業費 【目的】 　芸術文化に直接触れることにより、情操豊かな心を育むよう芸術鑑賞を実施。音楽、古典芸能、演芸の順に毎年行う。 【対象】 ・小学校３校、中学校２校 【事業予算額】 　出演者委託料　　1,000,000円 　送迎バス借上料　　315,000円	【課題】 　助成内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
22	校外活動助成費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【事業予算額】 ○小学校：17,615千円 ①市内めぐり用バス運行業務：9,520千円 ・小学校3年生が対象 ※観光バスを借上げて実施（1台55名計算） ②夢の丘小・富士見小・小山小水泳授業送迎用バス運行業務：6,300千円 ・プールのない小学校3校を対象に実施 ※路線バスを借上げ、横山公園水泳場まで送迎（1台65名計算） ③大会等参加バス運行業務：1,275千円 ・市を代表して参加する文化大会への児童送迎用バス ④大会等参加器具運搬業務：520千円 ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬 ○中学校：600千円 ①大会等参加器具運搬業務：600千円 ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬 ≪参考≫ ○１校あたりに係る経費 ・小：1,011千円（55校） ・中：　484千円（27校） ○１人あたりに係る経費 ※全学年共通事業が少ないため、未算出 ○小学校（H16.5.1現在） ①５年生児童数　　：5,802人（171cl） ②６年生児童数　　：5,761人（173cl） ③４～６年生児童数：17,648人（523cl） ○中学校（H16.5.1現在） ①１年生生徒数　　：5,200人（145cl）	≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・中学校：　750千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中学校：　2.3千円（　635人） ○小学校（H16.5.1現在） ①５年生児童数　　：　215人（7cl） ②６年生児童数　　：　218人（7cl） ③４～６年生児童数：　655人（21cl） ○中学校（H16.5.1現在） ①１年生生徒数　　：　211人（7cl）	・小：　662千円　　・中：　133千円 ・プールのない小中学校2校を対象に実施 ※路線バスを借上げ、小学校は相模原グリーンプール・中学校は町内プールまで送迎 （小学校は3台×5日・中学校は1台×3日で積算） ≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小学校：109.6千円（7校） ・中学校：　36.6千円（5校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小学校：　0.4千円（1,735人） ・中学校：　0.2千円（　999人） ○小学校（H16.5.1現在） ①5年生児童数：　269人（10cl） ②6年生児童数：　349人（12cl） ③4～6年生児童数：917人（33cl） ○中学校（H16.5.1現在） ①1年生生徒数：　322人（10cl）	≪参考≫ ○1校あたりに係る経費 ・小学校：282.0千円（3校） ・中学校：234.5千円（2校） ○1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小学校：　1.5千円（550人） ・中学校：　1.5千円（305人） ○小学校（H16.5.1現在） ①5年生児童数　　：　92人（　4cl） ②6年生児童数　　：121人（　4cl） ③4～6年生児童数：298人（12cl） ○中学校（H16.5.1現在） ①1年生生徒数　　：　88人（　3cl）		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	292,576千円	10,239千円	14,821千円	2,413千円		
根拠法令等	学校教育法 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模原市就学奨励規則 相模原市就学奨励金交付事務処理要綱	学校教育法 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 城山町就学援助事務要綱 城山町就学援助費事務処理要領	学校教育法 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 津久井町就学援助事務要領	学校教育法 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模湖町就学奨励金交付事務処理要領		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	115,150千円	2,559千円	3,704千円	697千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	就学支援システム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						

【事務事業の内容】

相模原市

【目的】
　経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する
【認定基準】
（１）生活保護が受けられなくなった世帯
（２）市民税所得割分がかからない世帯
（３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯
（４）国民健康保険税又は国民年金の掛け金が減免された世帯
（５）児童扶養手当を受けている世帯
（６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯
（７）世帯の年間総所得が最低生活費の１．５倍以下の世帯
＊最低生活費の算出（相模原市は１級地－２）

【平成１５年度の実施状況】
＊小学校
・援助対象者　……　３，287人
・決算額　……201，205千円
＊中学校
・援助対象者　……　１，410人
・決算額　…… 77，946千円
【申請方法】
　学務課又は学校に置いてある申請書に証明書類を添付して、学校に提出する
【申請時期】
在校生　……　３月１５日頃まで
新入生　……　４月１５日頃まで
　年度の途中から申請した場合は、学校に申請書を提出した月から援助の対象となる
【支給方法】
　年３回学期末（８・１２・３月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む
【その他】
＊市単独分めがね購入費援助事業
　勉学に必要とするめがねを購入することが経済的理由により困難な児童生徒に対し、学習能率と教育成果の向上を図るためにめがねを給付する。
　めがね購入費の援助の限度額は14,000円とし、めがね購入に伴う視力検査料も援助対象になる。
＊平成１５年度実施状況
・援助対象者　　244人
・決算額　　3,715千円

城山町

【目的】
　経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する
【認定基準】
（１）生活保護が受けられなくなった世帯
（２）町民税が非課税または減免された世帯
（３）固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯
（４）国民健康保険税又は国民年金保険料が減免された世帯
（５）児童扶養手当を受けている世帯
（６）世帯更正貸付資金の貸付を受けた世帯
（７）保護者が日雇労働者である
（８）世帯の年間総所得が最低生活費の１．５倍以下の世帯
＊最低生活費の算出（城山町は２級地－１）
【平成１５年度の実施状況】
＊小学校
・援助対象者　……　76人
・決算額　……　４，049千円
＊中学校
・援助対象者　……　60人
・決算額　……　４，881千円
【申請方法】
　教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する
【申請時期】
在校生　……　３月３１日まで
新入生　……　４月３０日まで
　年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した月から援助の対象となる
【支給方法】
　年２回（１０・３月）保護者の口座に振込む

【その他】
該当事業なし

津久井町

【目的】
　経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する
【認定基準】
（１）生活保護が受けられなくなった世帯
（２）市民税所得割分がかからない世帯
（３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯
（４）国民健康保険税又は国民年金の掛け金が減免された世帯
（５）児童扶養手当を受けている世帯
（６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯
（７）世帯の年間総所得が最低生活費の１．５倍以下の世帯
＊最低生活費の算出（津久井町は３級地－１）

【平成１５年度の実施状況】
＊小学校
・援助対象者　……　133人
・決算額　……　７，401千円
＊中学校
・援助対象者　……　64人
・決算額　……　5,836千円
【申請方法】
　教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する
【申請時期】
在校生　……　４月３０日頃まで
新入生　……　４月３０日頃まで
　年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる
【支給方法】
　年３回学期末（７・１２・３月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む

相模湖町

【目的】
　経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する
【認定基準】
（１）生活保護が受けられなくなった世帯
（２）市民税所得割分がかからない世帯
（３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯
（４）国民健康保険税又は国民年金の掛け金が減免された世帯
（５）児童扶養手当を受けている世帯
（６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯
（７）世帯の年間総所得が最低生活費の１．５倍以下の世帯
＊最低生活費の算出（相模湖町は３級地－１）

【平成１５年度の実施状況】
＊小学校
・援助対象者　……　29人
・決算額　……　１，６９６千円
＊中学校
・援助対象者　……　12人
・決算額　……　７１７千円
【申請方法】
　教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する
【申請時期】
在校生　……　５月１４日頃まで
新入生　……　５月１４日頃まで
　年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる
【支給方法】
　年３回学期末（８・１２・３月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む

課題

【課題】
認定基準、申請方法、支給内容の相違

調整方針

【調整方針】
合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【就学援助システムの内容】 要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にＬＡＮシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
24	障害児学級児童生徒就学奨励費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	11,517千円	580千円	1,510千円	69千円		
根拠法令等	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模原市障害児教育就学奨励費事務処理要綱	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	5,686千円	290千円	625千円	30千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	就学支援システム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。 【対象世帯】 相模原市立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。 【交付内容】 （１）収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 （２）収入額が需要額の２．５倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。 【平成１５年度実績】 ＊小学校 ・援助対象者　……　107人 ・決算額　…… 3，510千円 ＊中学校 ・援助対象者　……　41人 ・決算額　…… 1，675千円 「きこえとことばの教室児童通級費援助事業」 【目的】 相模原市立小学校難聴学級及び言語障害学級（きこえとことばの教室）児童の保護者の負担軽減のために、通級に要する費用を援助する。 ・援助対象者　……　96人 ・決算額　…… 200千円 【システムの内容】 要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にＬＡＮシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。	【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。 【対象世帯】 城山町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。 【交付内容】 （１）収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 （２）収入額が需要額の２．５倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。 【平成１５年度実績】 ＊小学校 ・援助対象者　……　6人 ・決算額　……　177千円 ＊中学校 ・援助対象者　……　4人 ・決算額　……　176千円	【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。 【対象世帯】 津久井町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。 【交付内容】 （１）収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 （２）収入額が需要額の２．５倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。 【平成１５年度実績】 ＊小学校 ・援助対象者　……　22人 ・決算額　……　707千円 ＊中学校 ・援助対象者　……　7人 ・決算額　……　410千円	【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。 【対象世帯】 相模湖町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。 【交付内容】 （１）収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 （２）収入額が需要額の２．５倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。 【平成１５年度実績】 ＊小学校 ・援助対象者　……　2人 ・決算額　……　49千円 ＊中学校 ・援助対象者　……　1人 ・決算額　……　20千円	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
25	児童及び生徒の就学		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	学校教育法 教育基本法 相模原市小学校及び中学校に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 城山町立の中学校等の設置に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 津久井町小学校及び中学校の設置に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 相模湖町小学校及び中学校の設置に関する条例 学校教育法施行細則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事務概要】 ・市立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編製及び保管 ・卒業生名簿の保管 【平成１５年度就学についての申請等の件数】 指定変更　５９８件 区域外就学（協議・承諾）　１８６件 区域外就学（私学等）　６７２件 外国籍　１３０件 その他　２７５件 合計　１８６１件	【事務概要】 ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編製及び保管 ・卒業生名簿の保管 【平成１５年度就学についての申請等の件数】 指定変更　１７件 区域外就学（協議・承諾）　５４件 区域外就学（私学等）　７件 外国籍　１件 その他　３件 合計　８２件	【事務概要】 ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編製及び保管 ・卒業生名簿の保管 【平成１５年度就学についての申請等の件数】 指定変更　１９件 区域外就学（協議・承諾）　５３件 区域外就学（私学等）　１件 外国籍　１件 その他　３件 合計　７７件	【事務概要】 ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編製及び保管 ・卒業生名簿の保管 【平成１５年度就学についての申請等の件数】 指定変更　４件 区域外就学（協議・承諾）　１８件 区域外就学（私学等）　８件 外国籍　０件 その他　０件 合計　３０件	【課題】 認定基準の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
26	学級編制		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事務概要】 ４月　学級編制認可申請 ５月　５月１日現在の児童生徒・学級数報告 ９月　学級編制推計報告 １月　学級編制仮査定 ３月　学級編制変更報告 平成１６年５月１日現在児童生徒・学級数 小学校　55校　35,496人　1,113クラス 中学校　27校　15,379人　454クラス	【事務概要】 ４月　学級編制認可申請 ５月　５月１日現在の児童生徒・学級数報告 ９月　学級編制推計報告 １月　学級編制仮査定 ３月　学級編制変更報告 平成１６年５月１日現在児童生徒・学級数 小学校　4校　1,305人　51クラス 中学校　2校　635人　24クラス	【事務概要】 ４月　学級編制認可申請 ５月　５月１日現在の児童生徒・学級数報告 ９月　学級編制推計報告 １月　学級編制仮査定 ３月　学級編制変更報告 平成１６年５月１日現在児童生徒・学級数 小学校　7校　1,735人　76クラス 中学校　5校　999人　40クラス	【事務概要】 ４月　学級編制認可申請 ５月　５月１日現在の児童生徒・学級数報告 ９月　学級編制推計報告 １月　学級編制仮査定 ３月　学級編制変更報告 平成１６年５月１日現在児童生徒・学級数 小学校　3校　550人　27クラス 中学校　2校　305人　14クラス	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
27	通学区域		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模原市条例学校教育法施行細則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 城山町公立学校学区に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 津久井町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模湖町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る 【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定 【指定変更許可区域箇所数】 小学校　３５箇所　中学校　３２箇所	【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る 【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定 【指定変更許可区域箇所数】 小学校　0箇所　中学校　0箇所	【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る 【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定 【指定変更許可区域箇所数】 小学校　0箇所　中学校　0箇所	【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る 【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定 【指定変更許可区域箇所数】 小学校　0箇所　中学校　0箇所	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
31	学校規模の適正化		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	学校教育法施行規則 通学区域のあり方に関する検討会設置要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 よりよい教育環境を作ることや、めざすべき教育目標を達成するため、学校規模の適正化を図る。 【事業内容】 平成１０年の学校規模適正化懇談会からの提言に基づき、過大規模校と過小規模校の適正化を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 地理的条件や歴史的経緯等に相違がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学務課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
32	義務教育事務委託事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）			940千円	370千円		
根拠法令等			学校教育法	学校教育法		
会計の種別			一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			940千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する藤野町、相模湖町及び山梨県道志村と教育事務委託契約を締結し、3町村の児童・生徒を受入れる。 【内容】 ○受託児童・生徒数 藤野町　小学生2人、中学生2人 相模湖町　小学生3人、中学生1人 道志村　小学生1人、中学生1人 ○委託料 児童一人当たり　90,000円／年 生徒一人当たり　100,000円／年 ○受託校 青根小学校　3人 青野原小学校　3人 青根中学校　3人 青野原中学校　1人	【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する津久井町と教育事務委託契約を締結し、児童・生徒を委託している。 【内容】 ○委託児童・生徒数 津久井町　小学生3人、中学生1人 ○委託料 児童一人当たり　90,000円／年 生徒一人当たり　100,000円／年 ○委託校 青野原小学校　3人 青野原中学校　1人	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	学校医等公務災害補償費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	100千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等	城山町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等	津久井町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等	相模湖町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的、目標】 市条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償 【内容】 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校　学校医　２０５名 学校歯科医　９５名 学校薬剤師　５５名 計　３５５名 中学校　学校医　９７名 学校歯科医　４３名 学校薬剤師　２７名 計　１６７名 ○予算額・災害補償費　１００千円	【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償 【内容】 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校　学校医　４名 学校歯科医　４名 学校薬剤師　４名 計　１２名 中学校　学校医　２名 学校歯科医　２名 学校薬剤師　２名 計　６名 予算計上なし	【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償 【内容】 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校　学校医　７名 学校歯科医　７名 学校薬剤師　７名 計　２１名 中学校　学校医　５名 学校歯科医　５名 学校薬剤師　５名 計　１５名 予算計上なし	【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償 【内容】 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校　学校医　3名 学校歯科医　3名 学校薬剤師　1名 計　7名 中学校　学校医　2名 学校歯科医　2名 学校薬剤師　1名 計　5名 予算計上なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	児童生徒災害見舞金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	3,131千円	70千円				
根拠法令等	市児童生徒災害見舞金条例、同施行規則	城山町立学校等災害見舞金条例、同施行規則				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、身体障害又は死亡について、その保護者に対し、見舞金を贈呈する。先例のない災害事例が発生した場合には、学校医、学校歯科医、ＰＴＡ、校長、保育所長を構成員（８人）とする児童生徒災害見舞金審査委員会を開催する。 【内容】 ○見舞金 怪我等による入院５日以内１万円の入院見舞金 ６日以上１日につき２千円の入院見舞金 スポーツ振興センターの障害の程度に準ずる障害がある場合に等級別障害見舞金 怪我による前歯（上下の１番から３番まで）の抜歯又は抜髄の場合に、１本につき５万円の歯科見舞金 ○予算内訳 報酬　126千円 児童生徒災害見舞金審査委員報酬 12,600円×10人 報償費　3，000千円 児童生徒災害見舞金 需要費　5千円（災害見舞金袋） ○１４年度実績 小学校　（千円）　件 医療　６７２　２５ 歯科　９００　１７ 障害　０　０ 死亡　０　０ 特別　０　０ 計　１，５７２　４２ 中学校　（千円）　件 医療　６９　３４ 歯科　８５０　１６ 障害　１，７００　１ 死亡　０　０ 特別　０　０ 計　３，２４８　５１ 小計　（千円）　件 医療　１，３７０　５９ 歯科　１，７５０　３３ 障害　１，７００　１ 死亡　０　０ 特別　０　０ 合計　４，８２０　９３	【目的】 学校管理下において児童生徒が災害を受けた場合に保護者に対し学校等災害見舞金を支給することにより、学校教育の円滑な実施を図る。 【内容】 ○見舞金の支給について ・医療見舞金 災害により７日以上入院した場合、別に定めた等級に応じた額を支給する。 ・障害見舞金 災害を受け治ったときに、別に定めた障害の等級に応じた額を支給する。 ・弔慰見舞金 災害に起因して１年以内に死亡した場合 1,000,000円	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市と城山町では見舞金の内容に相違あり。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	各種教育研究団体補助金		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	513千円	9千円	14千円	9千円		
根拠法令等	相模原市学校保健会規約	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校保健会 　児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。 学校給食運営協議会 　学校給食の趣旨に基づき、学校給食の充実及び円滑な運営を図ることを目的とする。 【内容】 ○学校保健会 　小中学校長、小中学校養護教諭、ＰＴＡ、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食主任,学校給食栄養士、保健所の各代表者１９名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 　役員会、評議員会、講演会、研究発表会、歯の図画、ポスター,標語等の表彰事業。 　補助金額　　２８５千円 ○学校給食運営協議会 　小中学校及び教育委員会の関係者で組織し、次の事業を実施している。 　物資納入選定委員会、物資選定委員会、献立計画委員会、基準献立作成委員会、原案策定委員会、献立策定小委員会、献立研究小委員会、特別課題検討委員会等の実施。 　補助金額　　２２８千円 【公共的団体の概要】 相模原市学校保健会補助金 相模原市学校給食運営協議会補助金	【目的】 学校保健会 　児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。 【内容】 ○津久井郡学校保健会 　教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、ＰＴＡ、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、４町教育委員会保健担当、保健所の各代表者１７名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 　委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター,標語等の表彰事業。 　補助金額　　９千円 【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金	【目的】 学校保健会 　児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。 【内容】 ○津久井郡学校保健会 　教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、ＰＴＡ、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、４町教育委員会保健担当、保健所の各代表者１７名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 　委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター,標語等の表彰事業。 　補助金額　　１４千円 【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金	【目的】 学校保健会 　児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。 【内容】 ○津久井郡学校保健会 　教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、ＰＴＡ、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、４町教育委員会保健担当、保健所の各代表者１７名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 　委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター,標語等の表彰事業。 　補助金額　　９千円 【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金	【課題】 ○学校保健会 　特になし ○学校給食運営協議会 　３町に同様の団体はない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	給食センター施設管理運営事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	48,616千円	15,773千円	12,623千円	25,821千円		
根拠法令等	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	173千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						

【事務事業の内容】

【相模原市】

【目的】
給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。
【内容】
○給食センター施設数　２場
南部学校給食センター（６校）
清新学校給食センター（５校）

○施設維持管理費　２２，２５２千円

（手数料）
簡易専用水道検査　１回/年
温水水質検査　１回/年
（委託料）
警備業務委託　１２月
廃水処理施設維持管理委託　１２月
自動火災報知設備保守委託
衛生害虫駆除委託
ボイラー運転業務委託　１２月
自家用電気保守業務委託　１２月
プロパンガス気化器保守委託　２回/年
吸気加熱ユニット清掃委託　１回/年
貯水槽清掃委託　２回/年
庁舎清掃委託　１２月
煤煙等測定委託　２回/年
余剰汚泥処理委託　６０t/年
（賃借料）
土地賃借料
○施設維持補修費　２５，８２２千円
（物品修繕・施設修繕）
○一般事務費　５４２千円
（旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）

センタ校への配送方法
（配送業務委託により対象校へ配送）

【城山町】

【目的】
幼児、児童及び生徒の心身の健全な発達や食生活の改善に向け、衛生的で栄養バランスのとれた給食を提供するため、施設の維持管理を図る。

【内容】
（歳出）
○給食センター施設数　１場
学校給食センター（１園・６校）
［フルドライシステム］
○施設維持管理費　１３，１７３千円
（賃金）
臨時調理員
（手数料）
水道水質検査（室内）　２回/年
水道水質検査（受水層）　１回/年
細菌検査
ごみ処理料
（委託料）
警備業務委託　１２月
廃水処理施設維持管理業務委託　１２月
施設清掃業務委託　３回/年
ボイラー運転業務委託　１２月
自家用電気工作物保守業務委託　１２月
フード・給排気扇清掃業務委託　１回/年
自動ドア保守業務委託　３回/年
（賃借料）
モップ賃借料
（備品）
調理備品
（役務費）
火災保険
○施設維持補修費　２，２９４千円
（物品修繕・施設修繕）
○一般事務費　３０６千円
（旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）

○配送方法
（配送業務委託により対象校等へ配送）

【使用料の概要】
行政財産目的外使用料（職員の駐車場使用料）
１７３千円

【津久井町】

【目的】
給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。
【内容】
○給食センター施設数　１場
津久井町学校給食センター

○施設維持管理費　１０，５４７千円

（手数料）
浄化槽清掃（厨房汚泥）　１０回/年
浄化槽清掃（し尿）　６回/年
ごみ処理
火災保険料
（委託料）
警備業務委託　１２月
清掃業務委託　３回/年
消防設備保守管理委託　２回/年
電気施設保守管理委託　６回/年
浄化槽保守管理委託　６回/年
自動ドア保守点検委託　２回/年
汚泥処理施設維持管理委託　１２月
ボイラー水管理委託　１２月
厨房機器保守点検委託　３回/年
ボイラー性能整備委託　１回/年
厨房防虫防除委託　３回/年
地下タンク漏洩検査委託　１回/年
ばい煙等測定業務委託　２回/年
調理室大腸菌消毒委託　３回/年

○施設維持補修費　１，３６７千円
（物品修繕・施設修繕）
○一般事務費　７０９千円
（旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）

学校への配送方法
（センター職員により対象校へ配送）

【相模湖町】

【目的】
委託給食センター（民間委託）の施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。
【内容】
民間委託　調理、運搬、食器清掃・保管、残食の処理、食器の購入
○給食センター施設数　１所

委託費　１９５円×消費税×食数(620)
×１８０回

委託料合計　22,850千円

その他経費計　2,971千円

合　計　25,821千円

※　衛生については、津久井保健所と相模原市保健所の指導に沿って実施している。

【課題】
○調理業務の相違
・相模原市、相模湖町・・・民間委託
・城山町、津久井町・・・直営
○配送業務の相違
・相模原市、城山町、相模湖町・・・民間委託
・津久井町・・・直営

【調整方針】
○３年以内に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	学校医等報酬		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	186,269千円	4,179千円	7,166千円	1,941千円		
根拠法令等	学校保健法及び同施行令 市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則	学校保健法及び同施行令 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例"	学校保健法及び同施行令 相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。 【内容】 ○学校医数 　小学校　（５５校）　　実人数 　　学校医　　２０５名　　１１３名 　　（内科医　９５名）　　（７７名） 　　（眼科医　５５名）　　（２１名） 　　（耳鼻科医５５名）　　（１５名） 　　学校歯科医　　９５名　　８９名 　　学校薬剤師　　５５名　　５５名 　　計　　３５５名 　中学校　（２７校）　　実人数 　　学校医　　９７名　　８５名 　　（内科医　４３名）　　（４３名） 　　（眼科医　２７名）　　（１５名） 　　（耳鼻科医２７名）　　（２７名） 　　学校歯科医　　４３名　　４２名 　　学校薬剤師　　２７名　　２７名 　　計　　１６７名 ○報酬基準（月額）　学校医、学校歯科医　　学校薬剤師 　　800人以下　　30，900　円　22,600円 　　800～1，200人　　32，400　円　23,300円 　　1，201～1，500人　34，200　円　24,000円 　　1，501人以上　　37，500　円　24,900円 　複数医（内科、歯科）児童数501人以上、2名配置校40校 ○支払日：　月末 　支払方法：口座振込 【予算額】 　非常勤特別職員報酬 　小学校費　　１２６，８５７千円 　中学校費　　５９，４１２千円	【目的】 　学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。 【内容】 ○学校医数 　小学校　（４校）　　実人数 　　学校医　　４名　　２名 　　学校歯科医　　４名　　４名 　　学校薬剤師　　４名　　２名 　　計　　１２名 　中学校　（２校）　　実人数 　　学校医　　２名　　２名 　　学校歯科医　　２名　　２名 　　学校薬剤師　　２名　　２名 　　計　　６名 ○報酬基準（年額）　学校医、学校歯科医 　　50人以下　　138，100　円　104,600 円 　　51～100人　　182，000　円　137,900 円 　　101～200人　　254，000　円　192,400 円 　　201～300人　　331，800　円　251,400 円 　　301～500人　　414，100　円　313,700 円 　　501～799人　　489，500　円　370,800 円 　　800人以上　　513，200　円　388,800 円 　児童生徒数800人以上から医師2名配置、配置0校 学校薬剤師（１校につき年額）　　76,000 円 ○支払日：　年度末 　支払方法：口座振込 【予算額】 　非常勤特別職員報酬 　小学校費　　２，７１９千円 　中学校費　　１，４６０千円	"【目的】 　学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。 【内容】 ○学校医数 　小学校　（７校）　　実人数 　　学校医　　７名　　５名 　　学校歯科医　　７名　　６名 　　学校薬剤師　　７名　　４名 　　計　　２１名 　中学校　（５校）　　実人数 　　学校医　　５名　　４名 　　学校歯科医　　５名　　５名 　　学校薬剤師　　５名　　３名 　　計　　１５名 ○報酬基準（年額）　学校医、学校歯科医 　　50人以下　　138，100　円　104,600 円 　　51～100人　　182，000　円　137,900 円 　　101～200人　　254，000　円　192,400 円 　　201～300人　　331，800　円　251,400 円 　　301～500人　　414，100　円　313,700 円 　　501～799人　　489，500　円　370,800 円 　　800人以上　　513，200　円　388,800 円 　児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（１校につき年額）　　78,400 円 ○支払日：　年度末 　支払方法：口座振込 【予算額】 　非常勤特別職員報酬 　小学校費　　４，３０３千円 　中学校費　　２，８６３千円	【目的】 　学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。 【内容】 ○学校医数 　小学校　（７校）　　実人数 　　学校医　　７名　　５名 　　学校歯科医　　７名　　６名 　　学校薬剤師　　７名　　４名 　　計　　２１名 　中学校　（５校）　　実人数 　　学校医　　５名　　４名 　　学校歯科医　　５名　　５名 　　学校薬剤師　　５名　　３名 　　計　　１５名 ○報酬基準（年額）　学校医、学校歯科医 　　50人以下　　138，100　円　104,600 円 　　51～100人　　182，000　円　137,900 円 　　101～200人　　254，000　円　192,400 円 　　201～300人　　331，800　円　251,400 円 　　301～500人　　414，100　円　313,700 円 　　501～799人　　489，500　円　370,800 円 　　800人以上　　513，200　円　388,800 円 　児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（１校につき年額）　　42,500 円 ○支払日：　年度末 　支払方法：口座振込 【予算額】 　非常勤特別職員報酬 　小学校費　　１，０８０千円 　中学校費　　８６１千円	【課題】 ○相模原市では、内科、耳鼻科、眼科の３名を校医として配置しているが、３町は１名で対応している。 ○相模原市と３町間では報酬額や支払基準（月額と年額）に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	児童・生徒健康診断事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	77,260千円	2,341千円	3,355千円	701千円		
根拠法令等	学校保健法及び同施行令 市児童生徒心臓病検診事業実施要領等	学校保健法及び同施行令	学校保健法及び同施行令	学校保健法及び同施行令		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。 【内容】 ○定期健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） ○心臓病検診（心音心電図検査・管理委員会判定会・精密検査） ○腎疾患管理対策（二次尿検査異常有・精密検査） ○肥満対策（一次検査・栄養相談又は精密検査・肥満管理委員会） ○尿検査（一次尿検査・二次尿検査） ○寄生虫卵検査 ○結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・Ｘ線撮影） ○就学時健康診断（各小学校を会場とし市職員及び非常勤職員で運営） ○健康手帳の配布 ○ち癒証明書手数料 【対象者】 児童数：３５，４９６名　生徒数：１５，３８０名 ○定期健康診断：　全児童・生徒 ○心臓病検診　　スクリーニング：全児童・生徒 心音心電図検査：小学１年生・中学１年生及び転入生 ○腎疾患管理対策：　二次尿検査異常有りの者 ○肥満対策：　ローレル指数１６０以上の小学３年生及び中学１年生で健診を希望する者 ○尿検査：　全児童・生徒 ○寄生虫卵検査：　全児童 ○結核対策：　全児童・生徒 ○就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） ○健康手帳の配布：小学１年生・中学１年生 ○ち癒証明書手数料：２，３１０件×@８４０ 【予算額】 小学校費　　５４，１８３千円　（結核予防経費６，６２２千円） 中学校費　　２３，０７７千円　（結核予防経費１，６９７千円）	【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。 【内容】 ○定期健康診断（内科、眼科、歯科） ○心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） ○尿検査（一次尿検査・二次尿検査） ○寄生虫卵検査 ○結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・Ｘ線撮影） ○就学時健康診断（保健福祉センターを会場とし町職員及び非常勤職員で運営） ○健康手帳の配布 ○ち癒証明書手数料 【対象者】 児童数：１，３０７名　生徒数：６３４名 ○定期健康診断：　全児童・生徒 ○心臓病検診　　心音心電図検査：小学１年生・中学１年生 ○尿検査：　全児童・生徒 ○寄生虫卵検査：　1年生～３年生の児童 ○結核対策：　全児童・生徒 ○就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） ○健康手帳の配布：小学１年生・中学１年生 ○ち癒証明書手数料：１６０件×@８４０ 【予算額】 小学校費　　１，５４１千円　（結核予防経費１６２千円） 中学校費　　８００千円　（結核予防経費９８千円）	【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。 【内容】 ○定期健康診断（内科、歯科） ○心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） ○尿検査（一次尿検査・二次尿検査） ○寄生虫卵検査 ○結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・Ｘ線撮影） ○就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） ○健康手帳の配布 ○ち癒証明書手数料 【対象者】 児童数：１，７６８名　生徒数：１，０１８名 ○定期健康診断：　全児童・生徒 ○心臓病検診　　心音心電図検査：小学１年生・中学１年生 ○尿検査：　全児童・生徒 ○寄生虫卵検査：　1年生～３年生の児童 ○結核対策：　全児童・生徒 ○就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） ○健康手帳の配布：小学１年生・中学１年生 ○ち癒証明書手数料：３３３件×@８４０ 【予算額】 小学校費　　２，２２１千円（結核予防経費３４０千円） 中学校費　　１，１３４千円（結核予防経費１９０千円）	【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。 【内容】 ○定期健康診断（内科、歯科） ○心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） ○尿検査（一次尿検査・二次尿検査） ○寄生虫卵検査 ○結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・Ｘ線撮影） ○就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） ○健康手帳の配布 ○ち癒証明書手数料 【対象者】 児童数：５５０名　生徒数：３０５名 ○定期健康診断：　全児童・生徒 ○心臓病検診　　心音心電図検査：小学１年生・中学１年生 ○尿検査：　全児童・生徒 ○寄生虫卵検査：　1年生～３年生の児童 ○結核対策：　全児童・生徒 ○就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） ○健康手帳の配布：小学１年生・中学１年生 ○ち癒証明書手数料：１１０件×@８４０ 【予算額】 小学校費　　４０５千円（結核予防経費１１千円） 中学校費　　２９６千円（結核予防経費１２千円）	【課題】 3町では、腎臓病疾患、肥満対策事業を実施していない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
12	学校歯科保健事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	588千円					
根拠法令等	市学校歯科巡回指導実施要領 市学校歯科保健実践研究推進事業実施要領					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	１．学校歯科巡回指導事業 【目的】 　児童の口腔衛生思想の普及を図り、歯科疾患の予防、抑制を進めると共に、健康意識の高揚を図る。 【内容】 　１学級１時間を単位とし、保健所の歯科衛生士により、そしゃく、食物からの予防など歯科保健の基本的なことを指導する。 【対象】 　２年、３年生の全児童 【予算】 　２２８千円 ２．学校歯科保健実践研究推進事業 【目的】 　学校における歯科保健活動の充実を図るため、関係職員の相互連携組織により、永久歯の保護、児童の健康管理について実践研究を行い、その成果を全校に普及する。 【内容】 　歯科医師会、保健所、教育委員会で検討した歯科保健の研究テーマについて小学校に３年間事業として委託、実践研究を行う。 【予算】 　委託料　　３６０千円	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ３町では、小学校の歯科巡回指導事業を実施していない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	学校環境衛生経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	33,000千円	648千円	521千円	38千円		
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について 市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。 【内容】 ○プール水質検査委託 小学校５２校、中学校２７校 　水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（２～３回）、総トリハロメタン濃度（１回） ○環境衛生検査委託 ・照度検査 　黒板照度、教室照度 　小学校５５校、中学校２７校・各３教室（２回） ・空気検査 　湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、　一酸化炭素、浮遊粉塵 　小学校５５校、中学校２７校・各３教室（２回） ・騒音検査 　小学校５５校、中学校２７校・各３教室（２回） ・空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン） 　小学校５２校（新設校除く）、中学校２７校・　各１教室　（１回） ○便所清掃委託 小学校５２校、中学校２７校・　月１回 【予算額】 　小学校費　２２，０２４千円 　中学校費　１０，９７６千円	【目的】 　学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。 【内容】 ○プール水質検査委託 小学校４校、中学校２校 　水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（２～３回）、総トリハロメタン濃度（１回） ○環境衛生検査委託 ・照度検査 　黒板照度、教室照度 　小学校４校、中学校２校・各３教室（２回） ・空気検査 　湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、　一酸化炭素、浮遊粉塵 　小学校４校、中学校２校・各３教室（２回） ・空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン） 　小学校４校、中学校２校・各校２～３教室（１回） 【予算額】 　小学校費　４２６千円 　中学校費　２２２千円	【目的】 　学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。 【内容】 ○プール水質検査委託 小学校７校、中学校５校 　水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（２～３回）、総トリハロメタン濃度（１回） ○環境衛生検査委託 ・照度検査 　黒板照度、教室照度 　小学校７校、中学校５校・各３教室（２回） ・空気検査 　湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、　一酸化炭素、浮遊粉塵 　小学校７校、中学校５校・各３教室（２回） ・空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン） 　小学校７校、中学校５校・各校２教室（１回） 【予算額】 　小学校費　２８６千円 　中学校費　２３５千円	【目的】 　学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。 【内容】 ○プール水質検査委託 小学校３校、中学校２校 　水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（２回）、総トリハロメタン濃度（１回） 【予算額】 　小学校費　２７千円 　中学校費　　９千円	【課題】 　３町では、児童・生徒の日常トイレ清掃を補完する業者委託の清掃を実施していない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	保健室管理運営費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	20,791千円	945千円	991千円	152千円		
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。 【内容】 需要費　8,130千円 消耗品費　7,563千円 カーテン 携帯用酸素吸入器 保健室用消耗品 保健室用器具 健康診断用医療器具（消毒委託用） 物品等修繕料　567千円 保健室備品修繕 役務費　2,540千円 手数料　2,540千円 寝具類クリーニング代 ふとんクリーニング代 ベットまわりカーテンクリーニング代 オージオメーター定期検査手数料 委託料　7,169千円 健康診断用医療器具消毒委託 計量器定期検査委託 備品購入費　2,952千円 保健室充実・更新用備品 小学校費　１４，３８１千円 中学校費　６，４１０千円	【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。 【内容】 需要費　381千円 消耗品費　381千円 カーテン 保健室用消耗品 役務費　266千円 手数料　90千円 オージオメーター検査手数料 使用料及び賃借料　176千円 健康診断用医療器具リース 備品購入費　298千円 保健室充実・更新用備品 小学校費　６４８千円 中学校費　２９７千円 ※クリーニング代は、保健室の単独での予算計上はしていなくて、小・中学校維持管理補修費で計上している。	【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。 【内容】 需要費　776千円 消耗品費　776千円 保健室用消耗品 役務費　0千円 手数料　0千円 寝具類クリーニング代 ふとんクリーニング代 ベットまわりカーテンクリーニング代 オージオメーター定期検査手数料 委託料　215千円 健康診断用医療器具消毒委託 計量器定期検査委託 小学校費　５２７千円 中学校費　４６４千円 ※クリーニング代・オージオメータは、保健室の単独での予算計上はしていなくて、小・中学校維持管理補修費で計上している。	【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。 【内容】 需要費　125千円 消耗品費　125千円 保健室用消耗品 備品購入費　27千円 小学校費　92千円 中学校費　60千円	【課題】 消耗品等の配布内容に相違。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	児童・生徒災害共済負担金等経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	56,293千円	1,828千円	2,694千円	837千円		
根拠法令等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加入する。 【内容】 ・全国市長会学校賠償補償保険（市に賠償責任が生じた場合の市への補填） （身体賠償　１名につき　１億円　１事故につき１０億円） ・学校旅行総合保険（児童･生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償　１名につき　１千万円　１事故につき１億円） （財物損壊賠償　１事故につき　５００万円） ・学校賠償責任保険（学校に賠償責任が生じた場合の学校への補填） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） 【掛金】 ・全国市長会学校賠償補償保険掛金 @65.72×５０，９１５人 ＝３，３４６，１３３円 ・学校旅行総合保険掛金 ３５３，１４２円 ・学校賠償責任保険掛金 ３，０６６，５４０円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 ５０，９１５人　４４，１７６，２７５円 【予算額】 小学校費　３８，６９０千円 中学校費　１７，６０３千円	【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加入する。 【内容】 ・学校旅行総合保険（児童･生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償　１名につき　５千万円　１事故につき１０億円） （財物損壊賠償　１事故につき　５，０００万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） 【掛金】 ・学校旅行総合保険掛金 ９０，０００円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 １，９７５人　１，７０２，５６５円 【予算額】 小学校費　１，２３４千円 中学校費　５９４千円	【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加入する。 【内容】 ・学校旅行総合保険（児童･生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償　１名につき　５千万円　１事故につき１０億円） （財物損壊賠償　１事故につき　５，０００万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） 【掛金】 ・学校旅行総合保険掛金 ４０，０００円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 ２，７８６人　２，４３７，７５０円 【予算額】 小学校費　１，７３７千円 中学校費　９１２千円	【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加入する。 【内容】 ・学校旅行総合保険（児童･生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償　１名につき　５千万円　１事故につき１０億円） （財物損壊賠償　１事故につき　５，０００万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） 【掛金】 ・学校旅行総合保険掛金 ２７，０００円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 ８６５人　７４４，８２５円 【予算額】 小学校費　５４１千円 中学校費　２９６千円	【課題】 ３町については、全国市長会学校賠償保健、学校損害賠償責任保険への未加入、スポーツ振興センター共済請求書類の文書料の予算計上がない等の相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	ランチルーム整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	2,236千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 豊かな給食の実現に向け、余裕教室を利用し、ランチルームの整備を図る． 【内容】 異学年との交流給食や給食を通じての教育活動に利用していく。 ○　１６年度整備計画数　　1校 （ランチルーム用備品・消耗品） ○　ランチルーム整備数　　２２校/５５校	該当なし 【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：１校／４校 中学校：０校／２校	該当なし 【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：１校／７校 中学校：０校／５校	該当なし 【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：3校／3校 中学校：0校／2校	【課題】 なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校保健課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	学校給食施設・設備整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	121829千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	320,577千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【概 要】 給食施設の老朽化、給食内容の充実、給食施設整備基準の改定等により改築整備を推進するため 学校給食施設設備整備事業計画を策定 （平成１５年１１月策定） 【基本方針】 １、給食室の新築・改築はドライシステム方式で行う。 ２、対象校は既存の単独未改築校１７校、及びセンター校１１校の合計２８校とする。 ３、整備事業は、平成１６年度から着手し各年度２校の整備を行う。 【内 容】 １、施設整備の推進　（学校施設課） ２、食器改善の推進　（強化磁器食器） ３、設備備品の充実　（献立の多様化） ４、衛生管理の充実 ○平成１６年度計画数 単独未改築校の改築整備　１校 センター校の単独校化　１校 ○概算費用 給食室設置（１校）　150，000千円 厨房機器備品（１校）　60，000千円 ○単独校化による栄養士の配置　１名 【補助金等の概要】 ●補助金　38,877千円 学校給食施設設備補助金 ●事業債　281,700千円 義務教育施設整備事業債	該当なし （センター方式で実施しているため）	該当なし （センター方式で実施しているため）	該当なし （完全民間委託のため）	【課題】 なし	【調整方針】 ○現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	小・中学校維持管理補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	778,529千円	30,328千円	35,383千円	19,672千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	367千円	0千円	3,020千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う 【内容】 ○維持管理（小167,827千円、中115,975千円） ・検査…飲料水等3項目・延べ353校 ・施設維持管理委託…機械警備委託等26項目・延べ1330校 ・事務作業委託…漏水調査委託 ・土地賃借料…国の土地を借用している学校の賃借料6校 ・仮設校舎賃借料…小学校5校19教室 ・電柱共架料…中学校3校 ・原材料…砂納入 ・維持補修（小303,150千円、中191,577千円） ・修繕…小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託…改修工事設計委託 ・維持補修工事…計画工事及び一般補修工事 ・原材料…校舎等補修用材料 【歳入内容】 防音事業関連維持費助成金…厚木基地周辺の防音校舎の施工を行った学校のその設備を使用した電気料等の補助（温度保持：1校・換気設備：2校） 騒音等常時測定装置設置経費…防衛施設庁が航空機騒音測定用に学校に設置している機器の設置使用料収入（1校２４千円） 地震計設置経費…東京工業大学が地震計を設置している機器設置使用料（1校１９千円） 【基礎数値】 小学校…５５校 中学校…２７校	【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う 【内容】 ○維持管理（小11,414千円、中9,798千円） ・検査…飲料水等 ・施設維持管理委託…機械警備委託等17項目・延べ6校 ・事務作業委託…漏水調査委託 ・原材料…砂等 ・維持補修（小6,006千円、中3，110千円） ・修繕…小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託…改修工事実施設計及び監理委託 ・維持補修工事…計画工事及び一般補修工事 ・原材料…校舎等補修用材料 【基礎数値】 小学校…４校 中学校…２校	【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う 【内容】 ○維持管理（小14,625千円、中12,575千円） ・検査…飲料水等 ・施設維持管理委託…機械警備委託等9項目・延べ82校 ・土地賃借料…排水設備用地として民地を借用している学校1校 ・仮設校舎賃借料…中学校1校、特別教室4教室 ・空調設備賃借料 小学校７校 （中学校はリース期間満了により無償譲渡） ※設置場所：小中学校いずれも校長室・職員室・保健室 （ただし、串川小のみPCルームにも設置。また、青野原小は全室冷暖房完備） ・原材料…砂等 ・維持補修（小3,327千円、中4,856千円） ・修繕…小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託…改修工事設計委託 ・維持補修工事…計画工事及び一般補修工事 ・原材料…校舎等補修用材料 【歳入内容】 財産区繰入金（3，020千円） 【基礎数値】 小学校…７校 中学校…５校	【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う 【内容】 ○維持管理（小14,818千円、3,833中千円） ・検査…飲料水、浄化槽、小規模受水層 ・施設維持管理委託…機械警備委託等7項目・賃借料2校 ・用地賃借料…小学校2校（小7,683千円） ・維持補修（小821千円、中200千円） ・修繕…小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 【基礎数値】 小学校…３校 中学校…２校	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度・方法に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	小・中学校環境調査事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	24,402千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校教育環境を阻害する要因（臭い・音）について、調査、評価を行い、教育環境の向上を図る。 【内容】 阻害要因別に次のことについて行う ・臭い…麻溝台中学校の普通教室に冷房設備を設置（リース）し、その効果を検証する。 ・音　…住宅防音区域内にある窓などの仕様の異なる中学校3校の特別教室１教室に冷房設備を設置（リース）し、測定評価等を行い今後の整備方法等検証する。 【経過】 ・平成１２年度…委託調査を行い、阻害する要因のうち「音」、「臭い」が顕著あることが判明 ・平成13･14年度…音、臭いによる教育環境の阻害の有無について、学校の職員等にアンケート調査を実施し、その把握に努める。 ・平成16年度…冷房機器の設置を行うとともに、調査検証を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	小・中学校屋内運動場改修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	92,600千円	12,000千円	3,806千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	3,040千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 建設後20年を目安とし、改築整備を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。 【内容】 ○整備内容…床、内壁、外壁及び照明の改修 【改築の考え方】 ○建築後40年経過したものについて行う。（国庫補助率1/2となるため） 【基礎数値】 ○対象校数…全82校中54校 ○整備校数…年5校程度 ・この改修工事の予算額が国庫補助対象額を下回るため採択されない	【目的】 体育館の効用を維持し、利用環境の改善を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。 【内容】 ○整備内容…雨漏り、床、内壁、外壁及び照明の改修 【基礎数値】 ○対象校数…全6校 ○整備校数…年1校程度	【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。 【内容】 ○トイレブース・防球ネット等の改修 （H16：中学校１校） 【歳入内容】 財産区繰入金（3,040千円） 【基礎数値】 ○対象校数…全10校 ○整備校数…該当なし	【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。 【基礎数値】 ・小学校　3校　・中学校　2校 ○対象校数…小1校、中1校 ○整備校数…該当なし	【課題】 整備内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度・方法に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	小・中学校校舎耐震補強事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	442,620千円		2,750千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	290,862千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保 【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。 【手順】 Ｉｓ値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎については、平成17年度で改修完了予定 0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、平成18年度以降に校舎大規模改修等の工事に併せ実施予定 【補助金等】 公立学校に係る大規模地震対策関係法令及び地震対策関係法令 ・小学校…157,562千円 ・中学校…０千円（補助対象額未満） 　地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校…133,300千円 ・中学校…０千円（対象額未満） 【参考】 小中学校校舎総数　237棟 耐震対象棟数　205棟 要補強棟数　161棟 （Bランク）　34棟 （Cランク）　127棟 Bランク補強済み　12棟 Cランク補強済み　115棟 （屋内運動場については15年度で整備済）	該当なし （耐震診断及び補強工事済み） 【参考】 小中学校校舎総数　9棟 耐震対象棟数　6棟 Bランク補強済み　2棟 Cランク補強済み　2棟	【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保 【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。 【手順】 Ｉｓ値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Bランク）の校舎については、平成17年度に改修予定 0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、未定 【事業予算額】 小学校耐震診断調査：１校 （新耐震基準で再調査） 【参考】 小中学校校舎総数　21棟（うち1棟は木造） 小中学校屋体総数　10棟 耐震対象校舎棟数　11棟(うち1棟は木造) 要補強棟数　7棟 （Bランク）　5棟 （Cランク）　1棟 （Dランク）　1棟 Bランク補強済み　1棟 Cランク補強済み　1棟 Dランク補強済み　1棟 耐震診断未実施　2棟(建替計画1棟、木造1棟) （建替え計画１棟は、耐力度調査済・木造は劣化診断済　補強の必要あり） 耐震対象屋体棟数　2棟 要補強棟数　1棟	【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保 【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。 ただし、一次診断のみ。 【手順】 Ｉｓ値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎、0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎補強は、未定 【事業予算額】 予算計上無し 【参考】 小中学校校舎総数　6棟 小中学校屋体総数　5棟 耐震対象校舎棟数　1棟 要補強棟数　1棟 （Bランク）　0棟 （Cランク）　1棟 Bランク補強済み　0棟 Cランク補強済み　0棟 耐震診断未実施　0棟 耐震対象屋体棟数　0棟 要補強棟数　1棟	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度・方法に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	小・中学校校舎等整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,849,831千円	73,508千円	17,000千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,388,217千円	9,000千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る 【内容】 ○校舎改造事業…概ね30年を経過した校舎を対象に改造工事を実施する。 ○障害児学級整備事業…障害児学級整備を図る。 ○身体障害児用施設整備事業…身体障害児用の施設の整備を図る。 ○給食室整備事業…小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及び、ドライ方式への改築 ○冷暖房設備整備事業…管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 ○トイレ整備事業…現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） ○維持補修工事…職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 ○用地購入事業…土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う 【整備内容・基礎数値】 ○校舎改造事業…分離新設を図った母体校の整備を優先的に行う（対象小学校3校） ○給食室整備事業…単独調理施設化（小学校11校年度1校整備）・改築（年度1校）計年2校整備 ○冷暖房設備整備事業…小学校55校中50校・中学校27校中25校整備済（16年度末現在） ○トイレ整備事業…1次整備として校舎改造を行っていない34校（小21校、中13校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） ○用地購入事業…小学校2校未買戻（16年度中学校1校買戻） 【歳入】 ○義務教育諸学校施設費国庫負担法 ・小学校…校舎改造事業…50,546千円 給食室整備事業…32,311千円 冷暖房設備整備事業…5,600千円 トイレ整備事業…14,520千円 ・中学校…冷暖房設備整備事業…2,800千円 トイレ整備事業…2,740千円 ○地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校…校舎改造事業…210,100千円 給食室整備事業…258,200千円 ・中学校…用地購入事業…811,400千円	【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る 【内容】 ○トイレ整備事業…現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（様式便器、ドライ床等） ○維持補修工事…給水・消火管漏水工事、屋上防水工事、転落防止枠設置等 【整備内容・基礎数値】 ○トイレ整備事業…1次整備として校舎改造を行っていない4校（小3校、中1校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、ドライ床改修） 【歳入】 ○義務教育諸学校施設費国庫負担法 ・小学校…トイレ整備事業…9,000千円	【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る 【内容】 ○青野原地域教育施設整備事業に基づき、青野原中学校校舎建替予定のため実施設計を行なう。 【整備内容・基礎数値】 ○非木造の２階以上または200㎡超建物 小学校：６校（１２棟） 中学校：５校（　８棟） ○木造 小学校：１校（１棟）	【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る 【内容】 ○校舎改造事業…概ね30年を経過した校舎を対象に改造工事を実施する。 ※　小中学校で３０年以上の経過建物はない。 ○障害児学級整備事業…障害児学級整備を図る。 ※　対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 ○身体障害児用施設整備事業…身体障害児用の施設の整備を図る。 ※　対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 ○給食室整備事業…小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及び、ドライ方式への改築 ※　現在のところ単独への予定無し。 ○冷暖房設備整備事業…管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 ※　全ての小中学校に完備済み。 ○トイレ整備事業…現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） ※　全ての小中学校に完備済み。 ○維持補修工事…職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 ※　予算計上なし。 ○用地購入事業…土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う ※　該当なし。 【整備内容・基礎数値】 ○冷暖房設備整備事業…小学校3校中3校・中学校　　2校中2校整備済 ○トイレ整備事業…1次整備として校舎改造を行っていない0校（小0校、中0校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） ○用地購入事業…小学校2校未買収	【課題】 整備内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度・方法に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	管理部会	学校施設課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		■①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	災害対策用施設整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	2,495千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,200千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 災害発生時の救助支援 【内容】 災害発生時の避難所となる全小中学校のうち、救護所に指定された24校について、災害救助用のヘリコプターのランドマークを校舎の屋上に設置 【基礎数値】 ○対象校数…24校 ○実施済校数…19校（平成16年度末） （歳入） ○地震防災対策緊急支援事業費補助金 小学校…1,200千円	該当なし	該当なし 【参考】 神奈川県ドクターヘリ事業臨時ヘリポート 小学校：１校（鳥屋小学校） 中学校：１校（青根中学校）	該当なし 【参考】 神奈川県ドクターヘリ事業臨時ヘリポート 中学校：１校（内郷中学校）	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。相模原市の防災計画事業の一環であり、総合的な計画策定は防災担当課が行う。

学校教育部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	教職員研修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	4,407千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教職員が学校経営に必要な専門的内容を習得するために研修を実施する。 【内容】 各種教職員研修の実施 ○　管理職研修（校長、教頭） ○　県外委託研修（２８人） ○　県外視察研修（１０人） ○　教員海外派遣研修（（３人） ○　県主催研修への参加 ○　１６年度予算内訳 ・管理職研修講師　　５２,０００円 （２人×２H×@１３０００） ・県外委託研修奨励金　１,８２０,０００円 （２８人×@６５０００） ・県外視察研修奨励金　　２５０,０００円 （１０人×@２５０００） ・教員海外派遣研修奨励金 ６００,０００円 （３人×@２００００） ・県委託研修負担金　１,５１９,０００円 ・消耗品等　　１６６,０００円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	学校教育研究事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	17,139千円	80千円	700千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 市及び各学校における教育課題を全校共通の課題としてとらえ、互いに協力して研究、課題解明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。 【内　容】 ○　課題研究推進事業委託 ・フロンティアスクール推進校（２校） コンピュータをはじめとする情報メディアの学習活用を通して、研究を進める。 1,200千円 推進校委託料　@600,000円×２校 ・特色ある学校教育研究校（１５校） 各学校において研究主題を設定し、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりのための研究を進める。 3,750千円 研究校委託料　@250,000円×15校 ・創造的教育研究モデル校（２校） 市の主要課題の解明に向けて開発的研究を行う。 800千円 Ｃ21　@400,000円×２校 ・国際教育実践校（１０校） 国際（人的・物的）交流の実践的活動を行う。 2,000千円 @200,000×10校 ・支援教育推進校（２校） 教育課程にどのように取り組んだら良いのか研究を行う。 400千円　@200,000円×２校 ・校内研究推進校（５１校） 各学校において学校教育目標達成や、学校課題解明及び教師の資質向上に向けた研究を推進する。 7,650千円 @150,000円×51校 ・課題研究推進研究 事業委託の上記の対象校を除く学校 ○　全国小学校体育科教育研究集会・相模原大会分担金 「第４８回全国小学校体育科教育研究集会・相模原大会」開催に関わる経費の一部を負担する。 年会費等負担金 1,000千円 ○　研究集録、実践集録の発行　80千円 学校教育研究集録 @360円×100冊＝　36,000円 国際教育実践収録 @220円×200冊＝　44,000円	【目　的】 文部科学省及び国立政策研究所の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題解明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。 【内　容】 ○　課題研究推進事業委託 ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 15・16年度指定(1校) 県経由にて学校にて支出経費250,000円 ・教育課程の実施状況に関する自己点検・自己評価に係る研究指定校 16・17年度指定(1校) ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 16・17・18年度指定(1校) ・児童・生徒指導研究校（１校）	【目　的】 町及び各学校における教育課題について研究を委託し、教育研究活動全体の充実・発展を図る。 【内　容】 ○　学校図書館運営計画モデル実践校（２校） ○　公立小学校英会話活動研究委託校（２校）	【目　的】 文部科学省及び県の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題解明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。 【内　容】 ○　課題研究推進事業委託 ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 14・15・16年度指定(1校) ・いじめ問題総合研究推進指定校 15・16年度指定(1校) ・中学校区児童・生徒指導研究推進地域実践研究指定校 15・16年度指定(3校)	なし	○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
9	児童生徒指導推進事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,583千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 　教師と児童・生徒相互の人間的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。 【内　容】 　中学校区児童・生徒指導推進事業の委託　２７中学校区 中学校区を単位とする小・中学校ＰＴＡ等との具体的な連携を行い、協力指導体制を確立し、地域に根ざした児童・生徒指導を推進する。 　実践集録の発行 　@330円×100冊＝33,000円 　1,550千円 推進事業の委託（学校により額が違う）	【目　的】 　児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。 【内　容】 　町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催	【目　的】 　教師と児童・生徒相互の人間的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。 【内　容】 　児童・生徒担当者会議（年３回）	【目　的】 　児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。 【内　容】 　町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	障害児教育事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	85,611千円	9,650千円	14,509千円	1,538千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	障害児教育推進事業 【目　的】 　一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。 【内　容】 ○ 障害児教育研修の実施 障害児研修を２回（障害児教育研修1、事例研究 １）、専門研修を４回（難３、肢・病１）を実施する。 ○ 障害児学級へのコンピュータの配備 より個別的な指導を必要とする児童・生徒の学習態度の形成、概念理解の定着等を目指して障害児学級にコンピュータを配備し、障害児教育の充実を図る。 　コンピュータ賃借料12年度更新分 　１３年度更新分 ○ 障害児学級を対象に遠足等の共催 外出等の機会が制限される障害児学級の児童・生徒に対し、合同で遠足等の機会を確保すると共に交流の場を提供する。 看護士謝礼 @13,800円×2名 看護士損害保険料 バス借料　673,000円 ○ 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置　年間　延べ　9,369人 時給　1,150円 看護師の配置　年間　述べ　213人 時給　1,270円 障害児就学指導事業 【目　的】 　一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。 【内　容】 ○ 就学指導相談 就学指導相談員の配置　4名　@151500／月 ・ 勤務等週　３日　１日当たり６時間１２月勤務 ・ 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。	障害児教育推進事業 【目　的】 　一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。 【内　容】 ○ 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を２回実施 ○ 障害児部会での行事への共催 町内の障害児部会で町マイクロバスの活用により交流会を開催 田植え・宿泊学習・稲刈り・買い物会　等 ○ 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置(小学校　3人、中学校4人) 年間　延べ　1,414人 時給　890円 障害児就学指導事業 【目　的】 　一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。 【内　容】 ○ 就学指導相談 (指導主事による) ・ 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 ○ 障害児就学指導委員会の設置 ・ 就学指導委員会　開催２回（判定） 委員18名（医師1、児童相談所１、学校関係9、教育事務所１、保健福祉事務所１、養護学校１、民生委員１、行政２） 判定会議委員謝礼　@5,700円 2名 2回 医学的診断書代　@5,000円　3件	障害児教育推進事業 【目　的】 　一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。 【内　容】 ○ 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置　小学校　8名／中学校　4名 時給　870円 障害児就学指導事業 【目　的】 　一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。 【内　容】 ○ 就学指導相談（指導主事による） ・ 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 ○ 障害児就学指導委員会の設置 ・ 就学指導委員会　開催１回（会議・、判定１回） 委員２４名（医師１、児童相談所１、学校関係１６、幼稚園１、民生委員児童委員１、行政４） 就学指導委員会委員謝礼　@7,400円 3名(2回)	障害児教育推進事業 【目　的】 　一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。 【内　容】 ○　障害児教育研修の実施 障害児教育研修を２回実施 （必要な児童生徒のみ）に配置している。 時給　８００円　交通費　３００円 合計　１，３７７千円 ※　今年は中学生１名通年 もう１名の中学生は１学期のみ 特殊学級費 小学校　計４名、２校 需用費　５０千円　使用料　１０千円 中学校　計２名、２校 需用費　２０千円　使用料　４千円 備品購入費　２０千円　負担金　５７千円 ※　負担金は、中学生就学旅行介助員負担金 ○ 障害児学級を対象に遠足等の共催 外出等の機会が制限される障害児学級の児童・生徒に対し、合同で遠足等の機会を確保すると共に交流の場を提供する。 予算　０円 障害児就学指導事業 【目　的】 　一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。 【内　容】 ○ 就学指導相談 （指導主事による） ・ 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 ○ 障害児就学指導委員会の設置 ・ 就学指導委員会　開催２回（判定） 委員23名（医師1、児童相談所１、学校関係12教育事務所１、保健福祉事務所１、養護学校１、民生委員１、行政２）	○介助員の配置基準が異なる。 ○各町には就学相談員が配置されていない。 ○津久井地区への「ことばの教室」の設置が必要であるか検討が必要である。	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	障害児教育事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	○ 障害児就学指導委員会の設置 ・ 就学指導委員会　開催５回（会議・学校実情視察１回、判定４回） 委員２７名（医師８、学識経験者１、児童相談所１、学校関係８、幼稚園１、保育園１、行政７） ・ 就学指導専門部会　開催１４回（学校実情視察１回、観察・相談・資料作成13回） 委員２３名（児童相談所1、学校関係１3、幼稚園１、保育園１、行政７） 就学指導・専門部会各委員謝礼 医学的診断書代　@5,250円　130件 ○ きこえとことばの教室通級判定会議の設置 委員　８名　学校関係者５，指導主事３ 開催　３回　きこえとことばの教室通級希望者 可否判定 判定会議委員謝礼　@1,000円　５名					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	水泳授業指導協力者派遣事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,360千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 水泳授業に配慮を要する児童を対象に、水泳授業の実技指導及び介助的指導のための人材を派遣し、授業の充実を図る。 【内　容】 実施対象校　県費実施校を除く全小学校 指導協力者謝礼 @3,000円×450回 傷害保険料　10千円	（県費実施事業のみ） 【目　的】 学校教育における実技指導の充実を図るとともに、安全を確保するため、実技指導に堪能な補助指導者を配置し指導を行なう。 【内　容】 小学校(4校）での水泳指導 合計12時間	該当なし	該当なし（夏季期間にＰＴＡが行なっている。）	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	部活動技術指導者派遣事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	13,931千円	48千円				
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	3,692千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 　指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。 【内　容】 ○　特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 １６年度派遣状況（５/１現在） 　体育系１５部１３７名 　文化系７部２９名 　合計１６６名 ○　研修制度 　年間３回実施（基礎研修２回・実践研修１回） ○　１６年度予算内訳 　指導員謝礼　１３,７７０,０００円 　（２７校×１７０回×@３,０００円） 　研修会講師謝礼　４４,０００円 　指導員傷害保険　１１７,000円 【特定財源】 　名称；運動部活動外部指導者活動事業補助金 　補助率；　１／３	【目　的】 　指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。 【内　容】 ○　特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 １６年度派遣状況（５/１現在） 　体育系２部６名 ○　１６年度予算内訳 　指導員謝礼　３６,０００円 　（２回×６人×@３,０００円） 　指導員傷害保険　１２,０００円	該当なし	該当なし（体育協会が協力している。）	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	図書整理員経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	47,275千円	2,188千円	1,348千円			
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 図書担当教諭の事務を補佐する図書整理員を小・中学校に配置し、学校図書館の充実を図る。 【内　容】 小学校55校・中学校27校に週３日図書整理員を配置する。 各校1人配置で年間105日配置　　時給　820円	【目　的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。 【内　容】 小学校４校・中学校２校に２人の巡回図書館司書を派遣する。 ３校に１人 各校年間６９日程度の配置　　時給　810円	【目　的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。 ※町内小・中学校１２校の学校図書館ボランティア１４０名の指導にあたるための指導員として派遣している。 【内　容】 小学校７校・中学校５校に１名の学校図書館ボランティア指導員（司書）を派遣する。 小・中１２校を巡回し、年間２０２日派遣 時給　870円	該当なし	○図書整理員の配置については、各校に１人配置、巡回派遣、ボランティア対応等の相違がある。	【調整方針】 ○速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、図書整理員の配置については、巡回派遣、ボランティア対応等配置方法の調整をした上で、速やかに統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
16	フロンティアスクール推進事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	620,691千円	45,859千円	33,822千円	12,490千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。 【内容】 ○　学習用ソフト等の配備 ○　小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （８２校分） ○　中学校のＬＬ機器更新 ○　中学校のＬＬ機器保守 ○　中学校のＬＬ機器修繕 ○　１６年度予算内訳 学習用ソフト等 ①学習用ソフト （@１００００×４１校） ②ウイルス対策用ソフト （７９校分） 小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （保守含む） ①小学校 ・９年度更新分（４校） ・１１年度更新分（１８校） ・１２年度更新分（１９校） ・１３年度更新分（１２校） ・夢の丘小、富士見小分 ・小山小分 ②中学校 ・９年度更新分（３校） ・１０年度更新分（２４校） 中学校ＬＬ機器リース（保守含） （１校分、７ケ月分リース） ＬＬ機器保守委託（２６校分） ＬＬ危機修繕	【目的】 ＰＣ教室にPC、教材ソフト、空調設備の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。 【内容】 ○　小・中学校のＰＣ教室パソコン等のリース （６校分） ○　小学校PC教室に空調整備（H16は2校分） ○　小・中学校の校内LAN配線工事 ○　１６年度予算内訳 小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （教科用ソフト、保守含む） ①小学校 １４年度更新分（４校）　14,891千円 ②中学校 １５年度更新分（２校）　16,087千円 ③小学校 空調整備（川尻小、広田小）　7,482千円 ④小･中学校の校内LAN配線工事　5,628千円 ⑤小・中学校（６校分）消耗品、通信料等　1,771千円	【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。 【内容】 ○　小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （12校分） ○　１６年度予算内訳 小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （保守含む） ①小学校（31,606千円） ・１２年度導入分（３校） ・１４年度導入分（４校） ②中学校（保守のみ）（2,216千円） ・１０年度導入分（５校）	【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。 【内容】 ○　小・中学校のＰＣ教室パソコンのリース （5校分） 情報教育機器維持運営費 小学校　３校分 需用費　２１０千円　役務費　１０８５千円 ※　ただし、Ｂフレッツへの経費は企画財政課が別途計上 使用料　６８８０千円（リース料） 備品購入費　２１０千円 中学校　２校分 需用費　１５０千円　役務費　７５５千円 ※　ただし、Ｂフレッツへの経費は企画財政課が別途計上 使用料　３０００千円（リース料７ヶ月分） 備品購入費　２００千円	○ＰＣやそれらを取り巻く整備進捗状況が異なっている。	【調整方針】 ○速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、機器の設置・整備の進捗状況が異なっている為、設置・整備の開始時期や内容については十分に検討するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	障害児学級設備整備事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	4,244千円	0千円	0千円	1,000千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	453千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。 【内　容】 ○　障害児学級用開設備品の購入 小学校　４学級 1,600千円 障害児学級用の教材備品 中学校　1学級 400千円 障害児学級用の教材備品 ○　その他の障害児学級用備品 1,400千円 階段昇降機 700千円　障害児用備品 【特定財源】 名称；障害児教育設備整備費等補助金 補助率；　１／２ 小学校分；283千円 中学校分；170千円 ＊１学級あたりの限度額設定あり	【目　的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。 【内　容】 ○　今年度備品購入　該当なし	【目　的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。 【内　容】 該当なし （ただし、翌年度以降整備必要な場合は、当該年度補正対応で行う。）	【目　的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。 【内　容】 内郷中学校障害児学級改善工事 工事費　１０００千円 ※　立川市養護学校から中学生になったので地元の学校に通わせたいとの保護者の意向に沿って教室を改造した。	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
22	教育課程推進事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	145,029千円	196千円	355千円	30千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。 【内容】 ○　教科書採択検討委員会委員謝礼 ○　教師用指導書の購入 ○　１６年度予算内訳 ・採択検討委員謝礼　　８,０００円 （２人×２H×@２０００） ・教師用指導書　１４５,０００,０００円 （１７年度使用小学校指導書分,少人数対応分、拠点校教員対応分、学級増対応分） ・教科書採択検討委員会会場使用料 ２１,０００円	【目的】 　学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。 【内容】 ○　郡教科書採択協議会負担金 ○　教師用指導書の購入 ○　１６年度予算内訳 ・教師用指導書　１９６,０００円 （１６年度使用小学校指導書分,少人数対応分）	【目的】 　学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。 【内容】 ○　郡教科書採択協議会への負担 ○　教師用指導書の購入 ○　１６年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金　55,000円 ・教師用指導書(小学校)　300,000円	【目的】 　学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。 【内容】 ○　郡教科書採択協議会への負担 ○　教師用指導書の購入 ○　１６年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金　30,000円 ・教師用指導書(小学校)　0円 ※　教科書変更年度のみ。	○教科書採択地区が異なる。	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
23	地域教育力活用事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	4,763千円			130千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。 【内　容】 小・中学校全校で、１校あたり年間１７回（１回90分）地域の人材に指導協力を求め、１回3,000円相当の図書券をお礼として贈る。指導協力者　延べ1,394人 図書券代@3,000×17回×82校＝4,182,000円 指導協力者傷害保険料17回×82校…26,000円 指導従事者傷害保険25,000人…550,000円 〔事例〕 ・伝統技能や特殊技能等指導 ・田植え、麦刈り、芋掘り等の農業体験 ・講話聴取（戦争・職業・地場産業・昔話等） ・外国人による講話や料理指導教室　伝統文化（琴、華道、茶道等）の指導	該当なし ＊各学校において、ボランティア(学校によっては登録制等）で対応している。	該当なし	【目　的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。 【内　容】 小・中学校全校で、１校あたり年間15回（１回45分）地域の人材に指導協力を求め、指導協力者は基本的にボランティアで無料で実施している。指導協力者　延べ150人 学社連携費 小学校　３校 報償費　３０千円　需用費　３０千円 中学校　２校 報償費　４０千円　需用費　３０千円	○報償費、ボランティア、図書券対応等相違がある	【調整方針】 ○　３年以内に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
24	学校評議員事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,253千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市学校評議員設置要綱	城山町立小学校及び中学校の学校評議員設置要綱	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。 【内　容】 ○学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関すること ・学校の安全 ・その他学校教育に関すること ○　構成 １校あたりの評議員数　５名（小５５校・中２７校） ○　１６年度予算内訳 １,２３０千円 （年間３,０００円×５人×８２校） ２３千円（傷害保険料）	【目　的】 小・中学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。 【内　容】 ○学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。 ・学校の教育目標や計画 ・学校の特色づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・教育課程の対応に関すること ・学校の安全 ・その他学校教育に関すること ○　構成 １校あたりの評議員数　５名（中１校のみ H16.4.1現在実施）	【目　的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。 【内　容】 ○学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関すること ・学校の安全 ・その他学校教育に関すること ○　構成 １校あたりの評議員数　３名以上７名以内（小６校・中５校） ○　１６年度予算内訳 ※傷害保険については１６年度から加入した「学校教育の指導協力者災害補償」で対応	【目　的】 学校が地域住民等の意向を反映しながらその協力を得て、開かれた学校づくりを推進するため、「学校評議員」を置く。 【内　容】 ○学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関すること ・学校の安全 ・その他学校教育に関すること ○　構成 １校あたりの評議員数　１０名程度 （小０校・中２校）	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
25	外国人英語指導助手小中学校派遣事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	126,287千円	9,755千円	19,588千円	3,240千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	130千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 小学校と中学校の外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業を１６年度より外国人英語指導助手小中学校派遣事業として一本化し、市内全中学校に１名のＡＬＴを配置し、通年派遣としたうえ、かつ小中学校間で連携をとり、小学校の派遣も１５年度と同回数派遣する。 【 内　容】 ○　外国人英語指導助手の派遣 ・職務　学校計画訪問、英字通信発行、英語弁論大会参加、教職員への英語研修等 ・人数２８人（招致４、在住１０、委託１４） ○　１６年度予算 報酬　52,800千円（１４名） 共済費　6,506千円（労働保険・社会保険） 報償費　45千円（研修講師謝礼） 旅費　1,840千円（学校訪問等旅費） 需用費　118千円（教材消耗品等） 委託料　64,978千円（招致・派遣委託） 【特定財源】 労働保険被保険者負担金	【目　的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するtため小学校と中学校に外国人英語指導助手（ＡＥＴ）を派遣し、英語教育の充実を図る。 各中学校に各1名のＡＥＴを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。 【 内　容】 ○　外国人英語指導助手の派遣 ・職務　直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数２人（在住２人） ○　１６年度予算 賃金　8,871千円（２名） 旅費　154千円 使用料及び賃借料　730千円(家賃等)	【目　的】 国際化時代における英語教育の充実と国際理解を深めるため、小学校と中学校に外国人英語指導主事助手（ＡＬＴ）を派遣する。 町内５中学校に２名のＡＬＴが、町内７小学校に１名のＡＬＴが巡回を行っている。 【 内　容】 ○　外国人英語指導主事助手の派遣 ・職務　英語授業の補助及び英語活動の補助 英語教材の作成の補助 スピーチコンテストの審査 この他教育委員会が指示したこと ・人数３人（有効都市２名　ＪＥＴ１名） ○　１６年度予算 報酬　13,248千円（３名） 共済費　1,490千円（労働保険・社会保険） 旅費　1,795千円（学校訪問等旅費） 需用費　180千円（教材消耗品等） その他　2,875千円（家賃・雑費等）	【目　的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するtため中学校に外国人英語指導助手（ＡＥＴ）を派遣し、英語教育の充実を図る。 各中学校に各1名のＡＥＴを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。 【 内　容】 ○　外国人英語指導助手の派遣 ・職務　直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数２人（在住２人（相模湖町、藤野町）） ○　１６年度予算 賃金　3,240千円（２名） ○　中学校　２校 週２日×２名 それぞれの学校へ勤務	○英語指導助手の採用方法・契約内容・報酬等に違いがある。（直接雇用・ＪＥＴ・友好都市からの招致・業者委託等） ○派遣先が異なる（幼稚園、小学校、中学校）	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
26	国際交流教育支援事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	4,326千円	240千円	8,231千円			
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 国際化が進展する中で、児童・生徒が諸外国の文化を理解し、国際的視野に立って行動できるよう、諸外国の児童生徒との交流を通じて、国際教育を推進する。 【内　容】 ○　友好都市生徒海外派遣委託 友好関係都市であるトロント市へ生徒を派遣し、交流を行う。 ・ 時　期　10/17～10/24予定（9日間） ・ 派遣者　中学生２７人、校長１人、教諭２人、引率者（指導課）１人 （引率者１人分は一般事務費で対応） ・ 内　容　表敬訪問、ホームステイ、野外体験、派遣市内施設視察、壮行会、事前研修、報告会、思い出のしおり作成等 ・委託料　4,000千円 生徒27名・教員3名分生徒の自己負担あり（旅費・宿泊費の３割＋食費）事前宿泊研修会（8/27～29の3日間を予定） (2)姉妹都市教育関係者来日時歓迎式等委託 ○　友好関係都市であるトロント市等から学校訪問などのため来市される方々の受入れを行う。 ・委託料 250千円 トロント市中学生来市（4/14～18）トロント高校生職業体験来市（４月～５月中）	【目　的】 国際化社会における英語教育の充実と国際理解教育の推進に資するため、アメリカンスクール等との交流や国際芸術等を直接体験し、触れ合うことで国際理解教育の推進を図る。 【内　容】 ○　アメリカンスクール（アーンスクール）との交流事業 町内1小学校で毎年実施 ○　国際交流推進事業 町内小学校4校、中学校2校で実施	【目　的】 友好都市との親善を深めるとともに国際感覚の醸成と国際協調の精神を培うことを目的とし、中学生を海外に派遣する。 【内　容】 ○　中学生海外派遣事業 友好関係都市であるトレイル市へ中学生を派遣し、交流を行う。 ・ 時　期　9/13～9/24予定（12日間） ・ 派遣者　中学生22人、引率者３人（校長１人、教諭１人、指導主事１人） ・ 内　容　表敬訪問、ホームステイ、学校授業体験、施設視察、事前研修、報告書作成等 ・委託料　6,250千円【生徒22名・引率者3名分】 生徒の自己負担あり ○　友好関係都市であるトレイル市から来る学生の受け入れを行う。 ・使用料及び賃借料 943千円（バス借上費等） ・その他　210千円（食糧費、消耗品費等）	該当なし	○各市町での交流の相手等の相違がある	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町が実施しているトレイル市との交流、城山町が実施しているアーンスクールとの交流については、相手方の意向を確認し、新市に引き継ぐものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町が実施しているトレイル市との交流、城山町が実施しているアーンスクールとの交流については、相手方の意向を確認し、新市に引き継ぐものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
27	海外帰国及び外国人児童生徒教育支援事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	21,467千円	0千円	0千円			
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 　海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。 【内　容】 ○　日本語指導の実施 日本語巡回指導の実施　巡回指導講師１７名（教員免許保持者） ・ 指導方法 市内の学校に在籍する該当児童生徒を対象に１人あたり週１～２回の取出しによる日本語指導を行う。 巡回指導講師報酬　@5,970円×延べ2,346回 巡回指導講師旅費（17名）　1,227千円 巡回指導講師用消耗品代　140千円 ○　カウンセリングの実施 日本語指導等協力者の派遣　協力者（母国語に堪能な者） ・ 勤務等　原則１回２時間単位 ・ 指導方針、方法 市内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき週１～２回程度巡回訪問し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 指導協力者謝礼 @5,000×1,200回　6,000千円 指導協力者用消耗品代　34千円 指導協力者損害保険料　22千円 ○　国際教育研修会の実施（１回） 国際教育担当者、巡回指導講師及び日本語指導等協力者に対して研修を実施する。 国際教育研修講師謝礼　30千円	【目　的】 　海外からの帰国児童・生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。 【内　容】 ○　日本語指導及びカウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣 ・町内の学校に在籍する帰国児童・、カウンセリング等の必要な児童・生徒を対し、学校の要請に基づき指導助手を配置し、 ※15．16年度は対象者がなし	【目　的】 　海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。 【内　容】 ○　カウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣（母国語に堪能でなくても可・教育免許なくても可） ・町内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき指導助手を配置し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 ※15．16年度は対象者がないため予算計上なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○速やかに、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
28	福祉教育推進事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	3,752千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 　実践的な福祉活動を推進し、児童生徒に人間的連帯感を培い、福祉の心を育てる。 【内　容】 　人権・福祉教育実践校の指定 人権・福祉教育実践校委託（小・中学校全校）委託料は学校により異なる 　3,750千円 研究委託（82校）傾斜配分、端数調整有り@30,000×55校＝1,650,000円@70,000×23校＝1,610,000円@122,500×4校＝　490,000円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
29	さがみ風っ子文化祭事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	17,990千円	71千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。 【内　容】 第２６回　『さがみ風っ子文化祭』の実施 さがみ風っ子文化祭委託料　15,924千円 淵野辺公園等会場使用料　2,066千円 ○　展示部門 ア.造形「さがみ風っ子展」 期日　１０月２８日～１１月１日 会場　淵野辺公園・女子美アートミュージアム 内容　造形作品展示、開催セレモニー、合評会 イ.統計グラフ展 期日　１０月３０日～１１月１日 会場　相模原球場 ウ.学校給食展 期日　１０月３０日～１１月１日 会場　相模原球場 ○　ステージ部門 ア.小学校連合音楽会　期日　１０月２６日・２７日　会場　市民会館ホール イ.中学校英語弁論大会　期日　９月１０日 会場　あじさい会館ホール ウ.中学校音楽発表会　期日　１０月２８日・２９日　会場　グリーンホール エ.中学校演劇発表会　期日　１０月２９日～３１日　会場　南市民ホール オ.合同学芸会　期日　１１月２７日・１２月４日　会場　市民会館ホール・グリーンホール カ.器楽合奏大会　期日　１０月３０日 会場　グリーンホール ○　交流部門　銀河連邦教育交流 ア.子ども特使の派遣　期日:夏季休業中の２泊３日 内容　本市児童を２市２町へ派遣 イ.子ども大使の招請　期日:１０月３０日～１１月１日、２泊３日 内容　２市２町児童を招請、本市児童と宿泊、会議 ウ.ホームページ版「銀河タイムス」の発行、絵画作品の造形展参加	【目　的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び郡民との交流を図る。 【内　容】 ・郡中学校英語発表大会（郡教育研究会主催） 期日　６月１７日 会場　津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会（郡教育研究会主催） 期日　１１月 会場　相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日　１０月 会場　津久井町文化福祉会館 ・町小学校音楽祭(町校長会主催) 期日及び会場は未定 ・町八木重吉文学賞(詩のコンクール) (教育委員会主催) 期日　１０月ごろ	【目　的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び郡民との交流を図る。 【内　容】 ・郡中学校英語発表大会（郡教育研究会主催） 期日　６月１７日 会場　津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会（郡教育研究会主催） 期日　１１月 会場　相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日　１０月 会場　津久井町文化福祉会館	【目　的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び郡民との交流を図る。 【内　容】 ・郡中学校英語発表大会（郡教育研究会主催） 期日　６月１７日 会場　津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会（郡教育研究会主催） 期日　１１月 会場　相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日　１０月 会場　津久井町文化福祉会館	○八木重吉文学賞など、地域独自の事業がある。	【調整方針】 ○３年以内に、相模原市の制度に統合する。 ただし、城山町の八木重吉文学賞（詩のコンクール）は、地域独自の事業であり、現行のまま引継ぐことも検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
30	人権教育事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	712千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。 【内　容】 ○　人権移動教室の開催等（県費実施の場合あり） 人権移動教室講師謝礼　@80,000円 ○　資料集の作成 「子どもの権利条約」学習資料リーフレット（児童用）の作成 237千円 各小学校の４学年全生徒に配布 ○　人権研修会の開催 150千円 3校で開催 ○　その他 同和雑誌・資料等の購入、研修会会場使用料 同和教育研修奨励金@100,100円×２名】 円 同和雑誌年間購読料	【目　的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。 【内　容】 ○人権移動教室の開催等（県費実施）	【目　的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。 【内　容】 ○人権移動教室の開催等（県費実施）	【目　的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。 【内　容】 ○人権移動教室の開催等（県費実施）	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
31	各種相談・指導・訪問事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 創造的で特色ある相模原教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。 【内容】 ○　計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。 対象校　市内小・中学校約２５校 （３年間で全校を訪問） 指導課対応人数 学校教育部長・指導課長・担当課長 指導主事９名（各教科・支援教育担当） 日程　全日日程（９：００～１７：００） ・学校経営概要等説明 ・授業公開（教職員全員公開） ・研究協議会・全体会　・教科別分科会 ○　研究校訪問 本市の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。 対象校　創造的教育研究モデル校　２校 フロンティアスクール推進校　２校 指導課対応人数 担当課長・指導主事９名（各教科担当） 日程　全日日程（９：００～１７：００） ・研究概要等説明　・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会 ○　学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成１５年度実績 年間要請回数　６３０回 うち訪問回数　５９６回 ○　生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。	【目的】 豊かな心を持ち、たくましく生きる児童・生徒の育成を期し「城山町　夢・のびやか教育」の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。 【内容】 ○　計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。 ＜対象校＞　市内小・中学校６校 ＜指導課対応人数＞　指導主事１名 ＜日程＞ ＊学校からの要望時間に応じて半日程度 ・学校経営概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会 ○　研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。 ＜対象校＞ ・学力向上フロンティアスクール研究指定校　１校 ・教育課程の実施状況自己点検・自己評価に係る研究指定校　1校 ・子どもキラキラタイム実践研究指定校　1校 ・児童・生徒指導研究校　1校 ＜指導課対応人数＞　指導主事１名 ＜日程＞ ＊学校からの要望時間に応じて半日程度 ・研究概要等説明　・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会 ○　学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。 ＜平成１５年度実績＞ 年間要請回数　２０回 うち訪問回数　１８回 ○　生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応	【目的】 創造的で特色ある津久井町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。 【内容】 ○　研究校訪問 本町の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。 対象校　公立小学校英語活動研究委託校　２校 教育課程推薦研究校　２校 対応人数 指導主事１名 日程　学校の要望時間に応じて ・研究概要等説明　・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会 ○　学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成１５年度実績 年間要請回数　３０回 うち訪問回数　２０回 ○　生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。 要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間５回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間１０回 ○　支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談（年間約１０件）	【目的】 創造的で特色ある相模湖町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。 【内容】 ○　学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成１５年度実績 年間要請回数　２０回 うち訪問回数　１５回 ○　生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。 要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間　２０回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間　２０回 ○　研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。 ＜対象校＞ ・学力向上フロンティアスクール研究指定校　１校 ・いじめ問題総合研究推進校　１校 ・中学校区児童生徒研究推進地域実施研究校　１校 ○　支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談（年間約１５件）	○Ｈ１８年度には、警察が４署となるため、「学校警察連絡協議会」組織の見直しが必要である。	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
31	各種相談・指導・訪問事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	要請訪問及び情報提供 　各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間１００回 　各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間５０回 ○　人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。 　校内研修会の実施 　年間４０校　参加職員数　約８００名 　啓発資料の配付　年間２０回 ○　外国籍児童生徒対応 日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす啓発教育 日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 ・児童生徒の入学転入時の対応や相談(年間約40回) ・日常の相談への対応(年間約５０回 ○　支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談（年間約５０件） ・ことばの教室入級に関わる観察・相談（年間約７０件） ・配慮の状況確認等についての観察・相談（年間３０件） ※観察・相談の回数は１ケースにつき、１～数回に及ぶ。 ○　教職員研修講師対応 中核市としての教職員研修を充実させ、十分な研修内容を確保するために、生涯学習部総合学習センター実施の研修会の講師として協力する。 　平成１５年度実績 　　３２研修講座（初任者研修、専門研修等） 　　８１名（講師となった指導主事延べ人数）	じて実施する。 ＜要請訪問及び情報提供＞ 　各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。（年間２０回程度） ＜各種関係会議出席＞ 　児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間１０回 ○　人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。 ＜実施状況＞ 　参加職員数　約５０名 ○　外国籍児童生徒対応 日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす啓発教育 日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 ＊必要に応じ随時実施 ＊15・16年度対象児童・生徒なし ○　支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談（年間約２８件） ・配慮の状況確認等についての観察・相談 （年間２８件） ※観察・相談の回数は１ケースにつき、１～数回に及ぶ。 ○　教職員研修講師対応 教職員研修を充実させるため学校等からの依頼研修会の講師として協力する。 ＜平成１５年度実績＞ 　３研修講座（初任者研修、専門研修等） 　３名（講師となった指導主事延べ人数）				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
32	各種検討会		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 本市の教育課題の解明をめざし、各種の検討会を設置し実情を把握するとともに協議し、今後の学校教育のあり方について方向性を検討する。 【内容】 ○　中学校学習評価あり方検討会（含む教科別作業部会） ・委員数　　３８名 ・検討期間　２年間（H16・17） ・開催回数　８回（予定） ○　小・中学校学期制検討会 ・委員数　　２４名 ・検討期間　２年間（H15・16） ・開催回数　８回（予定） ○　学校支援ボランティア制度検討委員会 ・委員数　　20名 ・検討期間　２年間(H15,H16) ・開催回数　年間６回(予定) ○　障害児教育推進プラン検討会 ・委員数　　３０名 ・検討期間　２年間(H16,H17) ・開催回数　年間１０回(予定)	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
33	教科用図書採択事務		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目　的】 相模原市教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。 【内　容】 ○　採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 ○　各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 ○　職　務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(４年に１回採択)（検討委員会等２回、延べ１５０名参加） ・市内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称：107条本採択)（毎年採択実施）（延べ４０名参加） ・教材の実態について把握するための集約対応（年１回）	【目　的】 城山町教育委員会は、教科用図書津久井採択地区(津久井郡４町）において県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め調査研究し、それに基づき実施するものである。 【内　容】 ○　採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 ○　各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 ○　職　務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(４年に１回採択)（協議会等２回、延べ５８名参加） ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称：107条本採択)（毎年採択実施） ・教材の実態について把握するための集約対応（年１回）	【目　的】 津久井町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。 【内　容】 ○　採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 ○　各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 ○　職　務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(４年に１回採択)（検討委員会等２回、延べ５８名参加） ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称：107条本採択)（毎年採択実施） ・教材の実態について把握するための集約対応（年１回）	【目　的】 相模湖町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。 【内　容】 ○　採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 ○　各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 ○　職　務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(４年に１回採択)（検討委員会等２回、延べ５８名参加） ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称：107条本採択)（毎年採択実施） ・教材の実態について把握するための集約対応（年１回）	採択地区の地区割りが異なる。	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	指導課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
42	学生ボランティア制度		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、相模原市内の小・中学校（以下「学校」という）でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。 　また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。 【内容】 ○　学校支援情報システム（ホームページ）の運営 ○　学校の募集依頼集約 ○　連携大学への募集周知及び連絡調整 ○　連携大学連絡会の開催 ○　連携各大学とのインターンシップ打合せ ○　他大学学生の応募集約・管理 ○　学校との連絡調整 ○　学生ボランティア研修の実施 ○　ガイドライン冊子の作成	【目的】 　多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、小・中学校でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。 　また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。 【内容】 ○　近隣大学と連携し、大学生または大学院生のボランティアを適応指導教室や町内小学校で受け入れている。	該当なし	該当なし	○現行、連携している大学が異なる。	【調整方針】 ○３年以内に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
6	少人数指導等支援事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	18,137千円	7,669千円				
根拠法令等		城山町立小学校の低学年多人数学級補助教員派遣事業実施要綱				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	7,669千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、比較的大規模な学校の新1年に非常勤講師を配置し、小学校生活の第一歩をスムースな形で迎えられるよう配慮する。 【内容】 1学年の学級数が4学級以上かつ当該学年の全学級の児童数が35人以上の学校の新1年に非常勤講師を配置する。 【参考】 平成16年度基準該当校数　　9校 16年度予算 報酬額 　１日勤務　@12,060 　半日勤務　@5,970 旅費 　市外在住者について、自宅から市内に入るまでの交通費を支給	【目的】 　入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、低学年多人数学級に対する児童への教科による基礎的・基本的な事項の内容理解及び定着を図るとともに生活指導等による基本的生活習慣の形成等、学校への適応力を高めるために補助教員を配置する。 【内容】 1学年の1学級数の児童数が35人以上の学級に非常勤講師を配置する。 【参考】 平成16年度対象校数　　２校　４学級 16年度予算 　賃金　1日@8,400円 【歳入・補助金】 　緊急地域雇用特別対策事業費	該当なし	該当なし	報酬額に相違がある。	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	教職員互助団体補助		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	32,000千円	365千円	606千円	218千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 教職員互助団体の福利厚生の向上 【内容】 教職員互助団体の福利厚生の向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は会費同等程度 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 2418名 平成16年度会費見込額 35500千円	【目的】 教職員互助団体の福利厚生の向上 【内容】 教職員互助団体の福利厚生の向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2800円程度 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 138名 平成16年度会費見込額 2,010千円	【目的】 教職員互助団体の福利厚生の向上 【内容】 教職員互助団体の福利厚生の向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2,800円程度 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 214名 平成16年度会費見込額 3,172千円	【目的】 教職員互助団体の福利厚生の向上 【内容】 教職員互助団体の福利厚生の向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2800円程度 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 78名 平成16年度会費見込額 218千円	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	教職員表彰事務（市表彰）		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	2,045千円	30千円	34千円	0千円		
根拠法令等	相模原市職員及び教職員表彰規則	城山町教職員退職に係る表彰規程	津久井町退職教職員感謝状等贈呈内規	相模湖町表彰条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労を称えるもの 【内容】 年度末退職者（定年退職及び勧奨退職）に対し長年の勤続の功労を称えるため、表彰状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：勤続功労表彰 基準　定年退職者又は勧奨退職のうち、勤続15年以上の者 【参考】 平成１６年度末退職見込数 定年退職　49名 勧奨退職　45名 購入品目 記念品：花瓶　@20,000 記念写真　@1,050 表彰状入　@240 手提げ袋　@400	【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労に感謝の意を表すもの 【内容】 退職者（定年退職及び勧奨退職）に対し、本町の学校教育振興、尽力されたものの功労に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準　定年退職者又は勧奨退職 【参考】 平成１６年度末退職見込数 定年退職　0名 勧奨退職　3名(見込み) 購入品目 記念品：花瓶等　校長10,000円 その他の教職員等8,000円 表彰状額　2,000円	【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの 【内容】 年度末退職者（定年退職及び勧奨退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準　定年退職者又は勧奨退職のうち、勤続10年以上の者 【参考】 平成１６年度末退職見込数 定年退職　1名 勧奨退職　4名 購入品目 記念品：ギフトカタログ　@5,000 表彰状額　@1,600 手提げ袋　@　130	【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの 【内容】 年度末校長としての退職者（定年退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準　校長としての定年退職者 【参考】 平成１６年度末退職見込数 定年退職　０名 記念品：銀杯　@10,000 表彰状額　@ 1,400 手提げ袋　@　100 ※　次年度の賀詞交換の時に一般と一緒行なう。 役場総務課が担当する。	○勧奨退職に対する扱いが異なる。 相模原市　勧奨退職者のうち、勤続15年以上 城山町　勧奨退職者に関し勤続年数要件なし 津久井湖　勧奨退職者のうち、勤続10年以上 相模湖町　勧奨退職者は表彰除外	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	教職員健康診断		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	20,572千円	955千円	1,081千円	558千円		
根拠法令等	学校保健法 労働安全法 相模原市立小中学校教職員定期健康診断実施要領	学校保健法 労働安全法	学校保健法 労働安全法	学校保健法 労働安全法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						

【事務事業の内容】

【目的】
　学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。

【内容】
年１回定期に健康診断を実施

【参考】

１６年度定期健康診断受診予定者数
小学校　34歳以下　428人
　　35歳以上　760人
中学校　34歳以下　119人
　　35歳以上　567人
検診単価　34歳以下　5,565円
　　35歳以上　13,167円

法定外受診項目
眼底検査　　35歳以上
胃部Ｘ線検査　35歳以上
大腸ガン検査　全員

受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。

検診委託機関　（財）結核予防会
検診時期　　7月末～8月末
検診回数　　4会場　12回

【目的】
　学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。

【内容】
年１回定期に健康診断を実施

【参考】

１６年度定期健康診断受診予定者数
小学校　35人
中学校　30人
検診単価　8,410円
法定外受診項目
胃部Ｘ線検査　35歳以上の希望者

受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。

検診委託機関　（財）神奈川県予防医学協会
検診時期　　8月17日
検診回数　　1会場　1回

【目的】
　学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。

【内容】
年１回定期に健康診断を実施

【参考】

１６年度定期健康診断受診予定者数
小学校　55人
中学校　60人
検診単価　6,200円
法定外受診項目
胃部Ｘ線検査　35歳以上の希望者

受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。

検診委託機関　未定（入札による）
検診時期　　8月17日
検診回数　　1会場　1回

【目的】
　学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。

【内容】
年１回定期に健康診断を実施

　小学校
　　２８９千円
　中学校
　　２６９千円
検診機関　県予防医学協会　３町合同
　　相模原協同病院　町職員合同
　※　どちらかを受ける。

【参考】

１６年度定期健康診断受診予定者数
小学校　21人
中学校　18人
検診単価　8,410円
法定外受診項目
胃部Ｘ線検査　35歳以上の希望者

受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。

検診委託機関　（財）神奈川県予防医学協会
検診時期　　8月17日
検診回数　　1会場　1回

※　教職員用の検診日に受診できない教員は、町職員の検診日には受診していただく。
　なお、合同での日程等は現在決まっていない。年明けの予定。

◎法定外受診項目に差異

	眼底	胃部	大腸
相模原	○	○	○
城山	×	○	×
津久井	×	○	×
相模湖	×	○	×

【調整方針】

○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	教職員の任免その他の人事の内申		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き（県教委作成）	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き（県教委作成）	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き（県教委作成）	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き（県教委作成）		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行 【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。 【参考】 主な内申実績 平成15年度末人事異動の概要 退職　114名 転出　26名 採用　89名 転入　13名 配置換　344名 臨時的任用職員の任用状況 産休代替　21件 育休代替　35件 欠員補充　62件 休職代替　28件 非常勤講師の任用状況　135件	【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行 【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。 【参考】 主な内申実績 平成15年度末　3名 転出　9名(管内6人、管外3人) 採用　4名 転入　8名 配置換　5名 臨時的任用職員の任用状況 産休代替　1件 育休代替　3件 欠員補充　9件 休職代替　3件 非常勤講師の任用状況　6件	【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行 【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。 【参考】 主な内申実績 平成15年度末人事異動の概要 退職　15名 転出　12名 採用　7名 転入　14名 配置換　18名 臨時的任用職員の任用状況 産休代替　1件 育休代替　6件 欠員補充　16件 休職代替　0件 非常勤講師の任用状況　13件	【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行 【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。 【参考】 主な内申実績 平成15年度末人事異動の概要 退職　6名 転出　4名 採用　4名 転入　5名 配置換　3名 臨時的任用職員の任用状況 産休代替　2件 育休代替　2件 欠員補充　5件 休職代替　0件 非常勤講師の任用状況　5件	特になし （ただし、市域拡大に伴い人事異動に際しては区域設定等の調整を要す。）	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	教職員の昇給、昇格、特別昇給等給与の内申		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの 【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申をが行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。	【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの 【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申をが行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。	【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの 【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申をが行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。	【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの 【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申をが行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
12	教職員の服務監督		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。 【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの 【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 　小学校　1650人 　中学校　902人 　給食センター　1人 県費負担教職員現員数 　小学校　1592人 　中学校　843人 　給食センター　1人 人事担当指導主事数　3名	【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。 【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの 【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 　小学校　82人 　中学校　54人 　給食センター　2人 県費負担教職員現員数 　小学校　78人 　中学校　50人 　給食センター　1人 人事担当指導主事数　0名	【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。 【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの 【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 　小学校　126人 　中学校　100人 　給食センター　2人 県費負担教職員現員数 　小学校　121人 　中学校　97人 　給食センター　2人 人事担当指導主事数　0名	【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。 【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの 【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 　小学校　46人 　中学校　37人 県費負担教職員現員数 　小学校　44人 　中学校　37人 人事担当指導主事数　0名	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	教職員定数の内申		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市町村立学校職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校職員定数条例（神奈川県）		市町村立学校職員定数条例（神奈川県）		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。 【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。 【参考】 平成16年度教職員定数 小学校　55校　中学校27校 ○小学校　規定　規定外 校長　55　0 教諭　1284　152 養護教諭　55　7 学校栄養職員　35　1 事務職員　55　7 ○中学校　規定　規定外 校長　27　0 教諭　693　118 養護教諭　27　4 学校栄養職員　0　0 事務職員　27　6	【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。 【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。 【参考】 平成16年度教職員定数 小学校　4校　中学校2校 ○小学校　規定　規定外 校長　4　0 教諭　58　12 養護教諭　4　0 学校栄養職員　1　0 事務職員　4　0 ○中学校　規定　規定外 校長　2　0 教諭　37　11 養護教諭　2　0 学校栄養職員　1　0 事務職員　2　0	【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。 【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。 【参考】 平成16年度教職員定数 小学校　7校　中学校　5校 ○小学校　規定　規定外 校長　7　0 教諭　89　13 養護教諭　7　1 学校栄養職員　2　0 (給食センター) 事務職員　7　0 ○中学校　規定　規定外 校長　5　0 教諭　68　16 養護教諭　5　1 学校栄養職員　0　0 事務職員　5　0	【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。 【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。 【参考】 平成16年度教職員定数 小学校　3校　中学校　2校 ○小学校　規定　規定外 校長　3　0 教諭　33　3 養護教諭　3　0 学校栄養職員　1　0 事務職員　3　0 ○中学校　規定　規定外 校長　2　0 教諭　24　7 養護教諭　2　0 学校栄養職員　0　0 事務職員　2　0	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	教職員褒賞・表彰事務（国・県表彰）		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	栄典・表彰等事務提要（神奈川県） 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県） 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県） 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県） 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 　春秋叙勲 　死亡叙勲 　高齢者叙勲 県表彰 　優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 　春秋叙勲 　死亡叙勲 　高齢者叙勲 県表彰 　優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 　春秋叙勲 　死亡叙勲 　高齢者叙勲 県表彰 　優良教職員表彰	目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 　春秋叙勲 　死亡叙勲 　高齢者叙勲 県表彰 　優良教職員表彰	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
15	教職員の公務（通勤）災害		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	500千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方公務員災害補償法 相模原市職員公務災害等見舞金条例及び同施行規則	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。 【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。 市ではこれとは別に、公務（通勤）による災害を受けた職員又は遺族に対し、条例に基づき見舞金を支給している。 障害見舞金　500千円～30,000千円 傷病見舞金　10千円～100千円	【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。 【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。	【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。 【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。	【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。 【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	教職員組合に関する事務		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	労働組合法	労働組合法	労働組合法	労働組合法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　労働組合法に基づく労働者団体と使用者である市が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。 【内容】 教職員団体４団体との労使交渉 【参考】 本市教職員が加入している教職員組合 　湘北教職員組合 　学校事務職員労働組合神奈川 　神奈川県学校事務労働組合・県央 　相模原市立小中学校校長教頭組合	【目的】 　労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。 【内容】 教職員団体1団体との労使交渉 【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 　湘北教職員組合 　津久井郡小中学校校長教頭組合	【目的】 　労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。 【内容】 教職員団体1団体との労使交渉 【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 　湘北教職員組合 　津久井郡小中学校校長教頭組合	【目的】 　労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。 【内容】 教職員団体1団体との労使交渉 【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 　湘北教職員組合 　津久井郡小中学校校長教頭組合	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
18	市費負担による非常勤講師の任用		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	10,983千円					
根拠法令等	相模原市立学校非常勤講師任用に関する要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　市費により非常勤講師を任用することにより、短期の療養休暇等に対する代替教職員を任用し、もって学校の円滑な運営を図る。 【内容】 　２週間未満の療養休暇、忌引休暇、介護欠勤、また市で実施する研修に参加する場合等で、県費負担による非常勤講師の任用が認められない場合に、市費により非常勤講師を任用する。	該当なし	該当なし	該当なし	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	教職員課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
19	教職員互助団体に関する事務		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市立小中学校の教職員で組織する「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の向上を図る。 【内容】 市立小中学校の教職員で組織する互助団体である「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営している。 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 2,418名 会費徴収率　基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数　会長以下14名 教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業 慶弔金の内訳 出産祝金　10,000円 入学祝金　10,000円 卒業祝金　10,000円 銅婚祝金　10,000円 銀婚祝金　20,000円 特例給付金　20,000円 療養見舞金（療養休暇）　5,000円 〃　（休職）　10,000円 永年勤続慰労金　30,000円 互助会事業事故見舞金（死亡見舞金）　100,000円 〃　（入院見舞金7日～14日）　10,000円 〃　（入院見舞金15日～29日）　20,000円 〃　（入院見舞金30日以上）　30,000円 〃　（通院見舞金7日以上）　5,000円	【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の向上を図る。 【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を１名採用（３日／週）事務を行なっている。 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 城山町　128名 会費徴収率　基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数　会長以下26名 教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業 給付金の内訳 出産祝金　7,000円 入学祝金　7,000円 療養見舞金 15～29日　5,000円 30～89日　10,000円 90日以上　20,000円 退会金　5年未満　10,000円 5年以上　20,000円 永年勤続慰労金　20年　10,000円 30年　15,000円 弔慰金　10,000円	【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の向上を図る。 【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を１名採用（３日／週）事務を行なっている。 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 津久井町　207名 会費徴収率　基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数　会長以下26名 教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業 給付金の内訳 出産祝金　7,000円 入学祝金　7,000円 療養見舞金 15～29日　5,000円 30～89日　10,000円 90日以上　20,000円 退会金　5年未満　10,000円 5年以上　20,000円 永年勤続慰労金　20年　10,000円 30年　15,000円 弔慰金　10,000円	【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の向上を図る。 【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を１名採用（３日／週）事務を行なっている。 【参考】 平成16年4月1日現在会員数 相模湖町　76名 会費徴収率　基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数　会長以下26名 教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業 給付金の内訳 出産祝金　7,000円 入学祝金　7,000円 療養見舞金 15～29日　5,000円 30～89日　10,000円 90日以上　20,000円 退会金　5年未満　10,000円 5年以上　20,000円 永年勤続慰労金　20年　10,000円 30年　15,000円 弔慰金　10,000円	特になし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	相模川自然の村野外体験教室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	野外体験教室活動事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	19,959千円					
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊な心をはぐくむ教育の推進に寄与すること 【内容】 児童生徒の創造性、主体性の育成を図るため、集団宿泊生活及び各種体験活動を支援するために要する経費 主な内訳 ○活動指導者謝礼等　3,000 ○小中学校バス送迎借料　11,088 ○活動用PCネットワークリース料　1,662	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	相模川自然の村野外体験教室
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	野外体験教室管理運営事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	108,459千円					
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊な心をはぐくむ教育の推進に寄与すること 【内容】 野外体験教室における運営・各種保守点検委託料、燃料･光熱水費、施設修繕費等に要する経費。 （一般財源）　102,814 （特定財源）　5,645 計　108,459 主な内訳 ○施設等管理運営委託料　67,293 ○燃料費　10,050 ○光熱費　24,960 なお､隣接する経済部所轄の公共の宿「相模川清流の里」については平成１８年度に指定管理者制度への移行を予定している。 ○さがみはらネットワークシステム 施設利用検索及び利用予約入力、収納管理等を行っている。 【特定財源】 ・使用料　5,446千円 ・雑入　199千円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	青少年・教育相談事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	124,948千円	3,895千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例 相模原市青少年教育相談員に関する要綱	城山町教育相談センター条例 城山町教育相談センター条例施行規則	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	719千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 青少年の健全育成 【内容】 　青少年の心の成長と心の問題に係る相談業務，市内全市立小・中学校における出張相談業務を行う 【対象者】 １９歳以下の青少年（市内在住、在勤,在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年)及びその保護者、教員等 ※青少年教育相談員　非常勤特別職職員３３名 【特定財源名称】 　労働保険被保険者負担金	【目的】 　小・中学生及び保護者、教育関係者が日々抱える悩みや不安の解消・支援を行う。 【内容】 　いじめや不登校児童・生徒の問題など、町民の教育全般に関する相談窓口として来庁又は電話、場合によって学校や自宅に出向き相談業務を行う。 【対象者】 町内在住、在勤,在学の幼児、小・中校生など及びその保護者、教員等 ※カウンセラー　1人　カウンセラー補助員2人	【目的】 　町内教職員及び町民を対象とした相談活動 【内容】 　児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「やまびこ教室（適応指導教室）」を開設し、相談員を配置する。 【対象者】 　児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。 ※専任教諭１名（県費）、専任助手４名、スクールカウンセラー７名（うち３名県費）、スクールライフアドバイザー１名（県費）	【目的】 　町内教職員及び町民を対象とした相談活動 【内容】 　児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「適応指導教室」を開設し、適応指導教室担当（県費）、教育指導員（県費）を配置している。 【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。 ※　適応指導教室担当　　１名（県費） 　　教育指導員　　２名（県費） 　　スクールカウンセラー２名（県費）	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
7	ヤングテレホン事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	7,786千円	0千円	108千円			
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例 相模原市青少年相談センター相談員に関する要綱					
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 青少年の健全育成 【内容】 青少年の悩みや不安等に電話相談による支援を行う 【対象者】 １９歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中･高校生、有･無職少年）及びその保護者等 ○受付時間午前８時３０分から午後７時まで ○青少年相談センター相談員(非常勤特別職職員) ４名 ○相談件数　855件	該当なし ＊教育相談センターにおける相談業務として電話でも受けている。 ○カウンセラー又は適応指導教室専任教諭(県費) ○相談件数　2件	【目的】 児童・生徒をはじめ町民の抱える悩み、不安等の電話相談を実施 【内容】 悩み、不安等の電話相談による支援を行う 【対象者】 児童・生徒をはじめ町民等 ○受付時間午前８時３０分から午後５時まで ○適応指導教室専任教諭(県費) １名 ○相談件数　696件	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	青少年街頭指導・相談事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	8,872千円					
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例 相模原市青少年相談員及び相模原市青少年相談センター相談員に関する規定					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 青少年の健全育成・非行防止 【内容】 青少年相談員とともに街頭指導を実施し、特に問題ある青少年については他機関との連携を図るための相談業務を行う 【対象者】 １９歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中･高校生、有･無職少年) ○街頭指導相談件数　2,336件	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	青少年相談員経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	教育総務課課		
歳出予算額（平成16年度）	1,410千円					
根拠法令等	相模原市青少年相談員及び青少年相談センター相談員に関する規定 相模原市青少年相談員に関する要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　地域社会の青少年の健全育成を図り非行化を防止する 【内容】 　市内各全域に青少年相談員（委嘱配置し、青少年や保護者、地域住民に指導・啓発を行う。 【対象者】 　１９歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中･高校生、有･無職少年）及びその保護者等 ○青少年相談員　７６９名 【付属機関】 　相模原市青少年相談員協議会 【補助金名称】 　相模原市青少年相談員協議会運営費補助金 【補助目的】 　青少年相談員の連絡提携によってセンター業務に協力し、青少年をとりまく社会環境の改善及び非行化防止を図る。 【補助内容】 　運営費補助 【補助額】 　　315千円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
10	青少年相談センター運営協議会経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	20千円					
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター運営協議会要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 　青少年相談センター業務全般の円滑な運営と充実を図る 【内容】 　相談業務の充実や街頭指導業務の円滑な推進のため関係機関との連絡調整等を行う運営協議会を開催(年間２回) 【付属機関】 　相模原市立青少年相談センター運営協議会 ○協議会委員数　１７名（内民間委員２名） 　　内訳　学校関係　　３ 　　警察　　２ 　　国県関係機関　３ 　　市関係機関　　９	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	教育相談研究員経費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	595千円					
根拠法令等	教育相談研究員の職務に関する要綱					
会計の種別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 本市教職員が教育相談研究を行い、不登校児童生徒対策の一助とするとともに、カウンセリングマインドを備えた教職員を養成 【内容】 ２年間で教育相談研究を行い、研究成果を公表し、研究内容をまとめ研究収録を製作する。 【対象者】 市内小･中学校教職員 ○教育相談研究員　６名 ○研究収録発行部数　７５０冊	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
12	適応指導教室事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課課		
歳出予算額（平成16年度）	14,321千円	2,562千円	6,473千円	250千円		
根拠法令等	相模原市支援(適応指導）教室運営要綱 相模原市不登校専任相談員設置要綱	城山町適応指導教室の設置及び運営に関する要綱	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,045千円	750千円	750千円	250千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る 【内容】 不登校生徒について通室制の２教室「銀河」「若葉」を設置。不登校児童についてはセンター内で支援を行う。 【対象者】 不登校児童・生徒 【参考】 ○不登校専任相談員(非常勤特別職職員)６名 ○「銀河」通室者数　合計４９名 ○「若葉」通室者数　合計４０名 ○小学生適応指導通室児童数　合計８名 （平成１５年度） 【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金 【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業	【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る 【内容】 対人関係や学校生活適応上の悩みや不安など様々な心理的要因による不登校児童・生徒について教育相談センター内の適応指導教室で支援を行う。 【対象者】 不登校児童・生徒 【参考】 ○適応指導教員1名(県費)　相談員2名(県費非常勤)　訪問教育相談員1名(町費非常勤) ○通室者　小学生1名　中学生12名　合計13名 （平成１５年度） 【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金 【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業	【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る 【内容】 不登校生徒について通室制の教室「やまびこ教室」を設置し支援を行う。 【対象者】 不登校児童・生徒 【参考】 ○専任助手３名（町非常勤職員）、訪問相談員１名、小児精神科医１名、臨床心理士１名 ○「やまびこ教室」通室者数　合計８名 （平成１５年度） 【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金 【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業	【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る 【内容】 不登校生徒について通室制の教室「適応教室」を設置し支援を行う。 【対象者】 不登校児童・生徒 【参考】 ○適応指導教員1名(県費)　相談員2名(県費非常勤) ○通室者　小学生 3名　中学生 4名　合計 7名 （平成１５年度） 【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金 【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	学校教育部会	青少年相談センター
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	施設維持管理補修事業		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	14,425千円	1,065千円				
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例					
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	80千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 青少年相談センターの維持管理 【内容】 施設の維持管理、補修 ○構造　鉄筋コンクリート２階建 ○延べ床面積　１５６３.３㎡ 【特定財源名称】 青少年相談センター自動販売機光熱水費負担金 【特定財源内容】 自動販売機電気料負担金	【目的】 教育相談センターの維持管理 【内容】 施設の維持管理、機械警備委託等、補修 ○構造　鉄筋コンクリート２階建 ○延べ床面積　２５０.５９㎡	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 ○合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

監査委員部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	監査委員費		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）	4,197千円	606千円	1,066千円	414千円		
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 監査委員の監査事務に要する経費 【内容】 ○監査委員費の内訳 報酬　3,409千円 旅費　309千円 交際費　40千円 需用費(消耗品費)　25千円 役務費　5千円 負担金、補助及び交付金　409千円 ＊代表監査委員は常勤特別職のため上記報酬額に含まれていません。 ○負担金、補助及び交付金の内訳 全国都市監査委員会年会費負担金　236千円 関東都市監査委員会年会費負担金　37千円 神奈川県都市監査委員会年会費負担金　128千円 全国都市監査委員会事務研修会出席負担金8千円	【目的】 監査委員の監査事務に要する経費 【内容】 ○監査委員費の内訳 報酬　519千円 旅費　13千円 需用費(消耗品費)　24千円 負担金、補助及び交付金　50千円 ○負担金、補助及び交付金の内訳 神奈川県町村等監査委員協議会負担金　50千円	【目的】 監査委員の監査事務に要する経費 【内容】 ○監査委員費の内訳 報酬　872千円 旅費　91千円 交際費　5千円 需用費(消耗品費)　48千円 負担金、補助及び交付金　50千円 ○負担金、補助及び交付金の内訳 神奈川県町村監査委員協議会負担金　50千円	【目的】 監査委員の監査事務に要する経費 【内容】 ○監査委員費の内訳 報酬　317千円 旅費　23千円 需用費(消耗品費)　5千円 負担金、補助及び交付金　50千円 ○負担金、補助及び交付金の内訳 神奈川県町村監査委員協議会負担金　50千円 先進地行政視察負担金　5千円	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	条例、規則等の取扱い		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	相模原市監査委員条例	城山町監査委員条例	津久井町監査委員条例	相模湖町監査委員条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 相模原市監査委員条例（昭和46年6月21日条例第21号）第5条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」こととしている。 ・相模原市監査委員事務局規程(昭和46年6月30日監査委員告示第2号) ・相模原市監査委員職務執行規程(平成3年6月29日監査委員告示第3号) ・相模原市監査委員公印規程(昭和53年9月1日監査委員告示第2号) ・相模原市情報公開条例施行規程(昭和61年6月30日監査委員告示第2号) ・相模原市個人情報保護条例施行規程(平成5年4月1日監査委員告示第1号)	【内容】 城山町監査委員条例（昭和30年9月28日条例第16号）第9条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」こととしている。 ・城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(平成12年6月16日監査委員告示第2号) ・城山町監査委員職務執行規程(平成12年6月16日監査委員告示第1号) ・城山町監査委員公印規程(平成元年3月1日監査委員告示第1号) ・城山町情報公開条例施行規程(平成13年9月25日監査委員告示第1号) ・城山町監査委員が保有する個人情報に関する城山町個人情報保護条例施行規程（平成12年6月16日監査委員告示3号） ・城山町監査委員事務局文書管理規程（平成12年6月13日監査委員訓令第1号） ・城山町監査委員事務局職員服務規程（平成12年9月14日監査委員訓令第2号）	【内容】 津久井町監査委員条例（平成10年3月16日条例第1号）第4条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」こととしている。 ・津久井町監査委員事務局の組織及び運営等に関する規程(平成9年3月31日監査委員告示第2号) ・津久井町監査委員職務執行規程(平成9年3月31日監査告示第1号) ・津久井町監査委員公印規程(平成9年3月31日監査告示第3号) ・津久井町情報公開条例施行規程(平成14年12月25日監査告示第1号) ・津久井町監査委員が保有する個人情報の保護に係る津久井町個人情報保護条例施行規程（平成10年3月31日監査告示2号） ・津久井町監査委員事務局職員倫理規程（10年6月30日監査委員訓令第1号）	【内容】 相模湖町監査委員条例（平成14年3月19日条例第12号）第3条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」こととしている。 ・相模湖町監査委員事務局規程(平成14年3月29日監査委員告示第2号) ・相模湖町監査委員職務執行規程(平成14年3月29日監査委員告示第1号) ・相模湖町情報公開条例施行規程(平成13年6月1日監査告示第1号) ・相模湖町個人情報保護条例施行規程（平成13年6月29日監査告示2号）	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
8	職員の人事及び給与		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運営等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与 【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。 ・相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例 ・相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・相模原市一般職の給与に関する条例 【内容】 ○監査委員の定数 ・識見委員　定数 ２名 ・議会選出委員　定数 ２名 ○監査委員の給与及び報酬 ・識見委員(常勤)　640,000円／月額給与 ・識見委員(非常勤)　155,000円／月額報酬 ・議会選出委員　64,500円／月額報酬 ○事務局組織 局　長(部長級)　１名 次　長(課長級)　１名 主　幹(併任、課長級)　１名 副主幹　６名 主　査　３名 主　任　１名 計　１３名 ○事務局職員の給与 給　料　62,741千円 職員手当　40,612千円 共済費　14,835千円 計　118,188千円	【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与 【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。 ・城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ・城山町職員の給与に関する条例 【内容】 ○監査委員の定数 ・識見委員　定数１名 ・議会選出委員　定数１名 ○監査委員の給与及び報酬 ・識見委員(非常勤)　280,900円／年額報酬 ・議会選出委員　237,700円／年額報酬 ○事務局組織 局　長(課長級)　１名(兼務) 副主幹　２名(兼務１名) 計　３名(兼務２名) ○事務局職員の給与 給　料　4,810千円 職員手当　3,784千円 共済費　943千円 計　9,537千円	【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与 【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。 ・津久井町報酬及び費用弁償に関する条例 ・津久井町職員の給与に関する条例 【内容】 ○監査委員の定数 ・識見委員　定数１名 ・議会選出委員　定数１名 ○監査委員の給与及び報酬 ・識見委員(非常勤)　44,000円／月額報酬 ・議会選出委員　28,600円／月額報酬 ○事務局組織 局　長(参事級)　１名 代　理(係長兼務)　１名 計　２名 ○事務局職員の給与 給　料　10,406千円 職員手当　8,214千円 共済費　2,620千円 計　21,240千円	【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与 【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。 ・相模湖町報酬及び費用弁償に関する条例 ・相模湖町職員の給与に関する条例 【内容】 ○監査委員の定数 ・識見委員　定数１名 ・議会選出委員　定数１名 ○監査委員の給与及び報酬 ・識見委員(非常勤)　180,000円／年額報酬 ・議会選出委員　137,000円／年額報酬 ○事務局組織 局　長(参事級兼務)　１名 主任主事(兼務)　１名 計　２名 ○事務局職員の給与 給　料　2,503千円 職員手当　1,555千円 共済費　481千円 計　4,539千円	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
9	監査計画		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程 津久井町監査基準	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 ○年間監査計画書 ・策定日 　毎年1月下旬 ・内容 　ア　基本方針 　イ　実施方針及び手続 　ウ　監査日程 ○個別監査実施計画 ・作成日 　監査日2ヶ月前 ・内容 　ア　監査実施日 　イ　調査期間 　ウ　対象部又は対象団体並びに対象事務・工事名	【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 ○年間監査計画書 ・策定日 　毎年12月下旬 ・内容 　ア　基本方針 　イ　実施方針及び手続 　ウ　監査日程 ○個別監査実施計画 ・作成日 　毎年12月下旬年間計画と同時に作成 　個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容 　ア　監査実施日 　イ　調査期間 　ウ　対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名	【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 ○年間監査計画書 ・策定日 　毎年２月上旬 ・内容 　ア　基本方針 　イ　実施方針及び手続 　ウ　監査日程 ○個別監査実施計画 ・作成日 　毎年２月上旬年間計画と同時に作成 　個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容 　ア　監査実施日 　イ　調査期間 　ウ　対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名	【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 ○年間監査計画書 ・策定日 　毎年２月上旬 ・内容 　ア　基本方針 　イ　実施方針及び手続 　ウ　監査日程 ○個別監査実施計画 ・作成日 　毎年２月上旬年間計画と同時に作成 　個別の通知等は監査日約1ヶ月前に通知 ・内容 　ア　監査実施日 　イ　調査期間 　ウ　対象課	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
10	定期監査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査 【内容】 ○実施時期 毎月（ただし、8月を除く。） ○対象部局 市長事務部局　１２部１００課 保育園　１８園 出張所　１２所 議会事務部局　１部２課 教育委員会　３部１６課 公民館　２３館 小学校　５５校 中学校　２７校 選挙管理委員会事務局　１部 公平委員会事務局　１課 監査委員事務局　１部 農業委員会事務局　１部 消防　１部１２課 分署　１２署 消防分団　９分団５６部 水防倉庫　７箇所 防災備蓄倉庫　７箇所 防火水槽 ○サイクル 部及びこれに準ずるものを単位として２年で全ての部が一巡するように実施している。 ただし、小中学校等については、次のとおり実施している。 小学校・中学校　５年(毎回１６校抽出) 保育園　６年(毎回６園抽出) 公民館　６年(毎回３～４館抽出) 出張所　６年(毎回４所抽出) 分署等　毎回１５箇所抽出	【目的】 地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査 【内容】 ○実施時期 4月から翌年3月まで ○対象部局 町長事務部局　１５課・班 保育所　２所 議会事務部局　１部 教育委員会　２課 給食センター　１所 公民館　１館 小学校　４校 中学校　２校 選挙管理委員会事務局　１部 監査委員事務局　１部 農業委員会事務局　１部 ○サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。 経済課は川尻・中沢財産区会計を含む 保育所は福祉推進課の時に実施 給食センター・小中学校は教育総務課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施	【目的】 地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査 【内容】 ○実施時期 毎月（ただし、8月を除く。） ○対象部局 町長事務部局　２１課 保育所　７所 支所　４所 出張所　１所 議会事務部局　１部 教育委員会　２課 生涯学習センター　１館 給食センター　１所 公民館　２館 小学校　７校 中学校　５校 選挙管理委員会事務局　１部 監査委員事務局　１部 農業委員会事務局　１部 ○サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。 ただし、小中学校等については、２年に１回実施している。 保育所は児童福祉課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施	【目的】 地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査 【内容】 ○実施時期 １０月から３月 ○対象部局 町長事務部局　１１課 議会事務部局　１部 教育委員会　２課 選挙管理委員会事務局　１部 監査委員事務局　１部 農業委員会事務局　１部 ○サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
11	随時監査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。 【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第１９９条第２項の規定に基づく監査 ○実施方法　独立監査実施方式 ○監査テーマ　年１回テーマを設定し実施する。 ○実施時期　毎年２月 ○調査期間　職員による準備調査期間は、監査月前の約５ヶ月間。 ○調査員　２名(専任) (2) 財政援助団体等監査 地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査 ○実施方法　財政援助を与えている団体（補助金等500万円以上の団体）、出資団体（資本金等1/4以上の出資団体）及び公の施設の管理受託団体から選定基準に基づき年２～３団体抽出して実施。なお、所管課も併せて監査する。 ○実施時期　１０月、２月 ○調査期間　職員による準備調査期間は、監査月前の約１ヶ月間。 ○調査員　３名(専任) (3) 工事監査 地方自治法第１９９条第５項の規定に基づく監査 ○実施方法　契約金額130万円以上の工事から対象工事を抽出し、年2回（社）日本技術士会に調査を委託して行う。 ○実施時期　１１月及び２月 ○調査員　１名(兼任) (4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし	【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。 【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第１９９条第２項の規定に基づく監査 ○実施方法　定期監査並行随時方式 ○監査テーマ　定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 ○実施時期　定期監査時 ○調査期間　定期監査と同時期 ○調査員　事務局１名 (2) 財政援助団体等監査 地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査 ○実施方法　財政援助を与えている団体（補助金等500万円以上の団体）、出資団体（資本金等1/4以上の出資団体）から選定基準に基づき年１団体抽出して実施。 ○実施時期　１０月 ○調査期間　職員による準備調査期間は、監査月前の約２週間。 ○調査員　事務局１名 (3) 工事監査 地方自治法第１９９条第５項の規定に基づく監査 実施事例なし (4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし	【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。 【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第１９９条第２項の規定に基づく監査 ○実施方法　定期監査並行随時方式 ○監査テーマ　定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 ○実施時期　定期監査時 ○調査期間　定期監査と同時期 ○調査員　事務局２名 (2) 財政援助団体等監査 地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査 ○実施方法　財政援助を与えている団体（補助金等100万円以上の団体）、出資団体（資本金等1/4以上の出資団体）から選定基準に基づき年２団体抽出して実施。 ○実施時期　１２月 ○調査期間　職員による準備調査期間は、監査月前の約１ヶ月間。 ○調査員　事務局２名 (3) 工事監査 地方自治法第１９９条第５項の規定に基づく監査 ○実施方法　主な工事から２ヶ所程度抽出し実施している。 ○実施時期　概ね１２月 ○調査員　事務局２名 (4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成１４年度に一度実施した。 ○実施方法　指定金融機関の津久井郡農協を実施 ○実施時期　平成１４年１１月実施 ○調査員　事務局２名	【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。 【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第１９９条第２項の規定に基づく監査 ○実施方法　定期監査並行随時方式 ○監査テーマ　定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 ○実施時期　定期監査時 ○調査期間　定期監査と同時期 ○調査員　事務局２名 (2) 財政援助団体等監査 地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査 実施事例なし (3) 工事監査 地方自治法第１９９条第５項の規定に基づく監査 実施事例なし (4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
12	出納検査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査 【内容】 ○実施内容　毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 ○検査日　原則、毎月28日 ○実施方法　前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 ○調査期間　支出命令の検査については約３週間、財務諸表等の検査については２日 ○調査員　支出命令については全員、財務諸表等については２名	【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査 【内容】 ○実施内容　毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 ○検査日　原則、毎月末日 ○実施方法　前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 ○調査期間　支出命令及び財務諸表等の検査については約２日 ○調査員　事務局１名	【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査 【内容】 ○実施内容　毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 ○検査日　原則、毎月２５日 ○実施方法　前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 ○調査期間　支出命令及び財務諸表等の検査については約１週間 ○調査員　事務局２名	【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査 【内容】 ○実施内容　毎月助役の保管する現金の出納を検査する。 ○検査日　原則、毎月２５日 ○実施方法　前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 ○調査期間　支出命令及び財務諸表等の検査については約１週間 ○調査員　事務局２名	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
13	決算審査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査 【内容】 ○実施方法　市長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 ○決算認定　９月議会。８月上旬に決算審査意見書を市長に提出。 ○調査期間　職員による準備調査は７月(約３週間) ○調査員　全職員 ○会計区分及び基金の種類 会計区分(７会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・自動車駐車場事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 基金の種類(１５基金) ・用品調達基金 ・財政調整基金 ・奨学基金 ・青年海外派遣基金 ・土地開発基金 ・社会福祉基金 ・美術品等収集基金 ・みどりのまちづくり基金 ・緑地保全基金 ・広場基金 ・公共料金支払基金 ・国際交流基金 ・市街地整備基金 ・青年起業家育成基金 ・介護保険給付費支払準備基金	【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査 【内容】 ○実施方法　町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 ○決算認定　９月議会。８月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 ○調査期間　職員による調査は７月(約２週間) ○実施審査　監査員による審査。８月上旬４日間 ○調査員　事務局１名 ○会計区分及び基金の種類 会計区分(７会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・介護保険特別会計 ・川尻財産区特別会計 ・中沢財産区特別会計 基金の種類(１４基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・開発行為に伴う公共施設整備基金 ・文教福祉施設等建設基金 ・みどりのまちづくり基金 ・ふるさと創生事業基金 ・地域福祉基金 ・文化センター等建設事業基金 ・土地開発基金 ・国民健康保険診療報酬等支払準備基金 ・国民健康保険高額療養費貸付基金 ・介護保険給付費支払基金 ・川尻財産区基金 ・中沢財産区基金	【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査 【内容】 ○実施方法　町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 ○決算認定　９月議会。８月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 ○調査期間　職員による調査は７月(約２週間) ○実施審査　監査員による審査。８月上旬４日間 ○調査員　事務局２名 ○会計区分及び基金の種類 会計区分(１３会計) ・一般会計　・下水道事業特別会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・簡易水道特別会計　・介護保険特別会計 ・学校給食事業特別会計・三井財産区特別会計 ・中野財産区特別会計　・串川財産区特別会計 ・鳥屋財産区特別会計・青野原財産区特別会計 ・青根林野特別会計 基金の種類(２４基金) ・財政調整基金　・減債基金　・土地開発基金 ・育英奨学貸付基金　・公共施設整備基金 ・交通災害基金　・高額療養費貸付基金 ・地域福祉基金　・中道志川トラスト基金 ・コミュニティと緑の環境づくり基金 ・ふるさと文化振興基金・身体障害者福祉基金 ・道志ダム関連地域環境整備基金 ・国民健康保険出産費資金貸付基金 ・宮が瀬ダム道志道水路環境整備基金 ・介護保険給付費支払準備基金 ・診療報酬等支払準備基金 ・簡易水道特別会計財政調整基金 ・三井財産区特別会計財政調整基金 ・中野財産区特別会計財政調整基金 ・串川財産区特別会計財政調整基金 ・鳥屋財産区特別会計財政調整基金 ・青野原財産区特別会計財政調整基金 ・青根林野特別会計財政調整基金	【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査 【内容】 ○実施方法　町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 ○決算認定　９月議会。８月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 ○調査期間　職員による調査は７月(約２週間) ○実施審査　監査員による審査。８月上旬～中旬５日間 ○調査員　事務局２名 ○会計区分及び基金の種類 会計区分(６会計) ・一般会計 ・下水道事業特別会計 ・国民健康保険特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険医療特別会計 ・相模湖町・藤野町介護認定審査会特別会計 基金の種類(１０基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・町営住宅建設基金 ・義務教育施設整備費積立基金 ・ふるさと創生事業基金 ・かおる文化とうるおいの町づくり基金 ・地域福祉基金 ・千木良公民館建設費積立基金 ・土地開発基金 ・国民年金印紙購入基金	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
14	請求監査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運営等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査 【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求監査 ○請求件数　平成１５年度に２件あり ○調査員　　３名(専任) (2) 事務監査請求監査 地方自治法第７５条の規定に基づく請求監査 実施事例なし	【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査 【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求監査 ○請求件数　平成１５年度は無し （平成１６年度に２件あり） ○調査員　　事務局１名 (2) 事務監査請求監査 地方自治法第７５条の規定に基づく請求監査 実施事例なし	【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査 【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求監査 ○請求件数　平成１５年度は無し （最近は、平成１４年度に１件あり） ○調査員　　事務局２名 (2) 事務監査請求監査 地方自治法第７５条の規定に基づく請求監査 実施事例なし	【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査 【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求監査 ○請求件数　平成１５年度は無し ○調査員　　事務局２名 (2) 事務監査請求監査 地方自治法第７５条の規定に基づく請求監査 実施事例なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
15	要求監査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。 【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第９８条第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第１９９条第６項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第２３５条の２第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第２４３条の２第３項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし	【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。 【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第９８条第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第１９９条第６項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第２３５条の２第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第２４３条の２第３項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし	【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。 【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第９８条第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第１９９条第６項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第２３５条の２第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第２４３条の２第３項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし	【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。 【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第９８条第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第１９９条第６項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第２３５条の２第２項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし (4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第２４３条の２第３項に基づく監査 平成１４年度、１５年度とも、監査実施事例なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
16	報告の徴収等		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による市の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出 【内容】 (1)　収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第１６８条の４第３項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 ○ 平成１５年度の事業実績 平成１６年２月に、９金融機関（郵便局を含む）の支店における市税等公金収納事務取扱状況について抽出調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第１２５条による請願の処理等を行う。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第１９９条第１０項及び同法第２５２条の３８第４項に基づく意見の提出 ○ 平成15年度の事業実績 該当事項なし	【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出 【内容】 (1)　収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第１６８条の４第３項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第１２５条による請願の処理等を行う。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第１９９条第１０項及び同法第２５２条の３８第４項に基づく意見の提出 ○ 平成15年度の事業実績 該当事項なし	【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出 【内容】 (1)　収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第１６８条の４第３項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 ○ 平成１５年度の事業実績 平成１６年１月に、指定金融機関における公金収納事務取扱状況について調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第１２５条による請願の処理等を行う。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第１９９条第１０項及び同法第２５２条の３８第４項に基づく意見の提出 ○ 平成15年度の事業実績 該当事項なし	【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出 【内容】 (1)　助役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第１６８条の４第３項に基づき助役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第１２５条による請願の処理等を行う。 ○ 平成１５年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第１９９条第１０項及び同法第２５２条の３８第４項に基づく意見の提出 ○ 平成15年度の事業実績 該当事項なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	監査委員部会	監査委員事務局
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
17	外部監査		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例				
会計の種別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法に定められた法定事務及び同法第252条の33の規定に基づく外部監査人への協力 【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。 ○ 外部監査人補助者に関する協議 平成１５年度実績　３回 平成１６年度実績　１回 ○ 外部監査人への協力 随時 ＊外部監査契約は、市長事務部局の行政改革推進課で事務処理をしている。	【目的】 地方自治法に定められた法定事務及び同法第252条の33の規定に基づく外部監査人への協力 【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。 平成１６年度より制度化 ＊外部監査契約は、総務部総務課で事務処理をしている。平成１６年６月１０日契約予定。	該当なし	該当なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する

会　計　部　会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	会計部会	会計課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
6	収入事務		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市会計規則	地方自治法 城山町会計規則	地方自治法 津久井町予算決算会計規則	地方自治法 相模湖町予算決算会計規則		
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	財務会計システム	財務会計システム	財務会計システム			
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	（窓口収納） ・指定金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金（原則収納日の翌日）する。 ・日本郵政公社で収納された収納金（窓口収納）は、取扱金種別ごとの日本郵政公社口座（口座名義は、相模原市収入役）に振り分けられ、相模原郵便局が各口座に入金された合計額の小切手を作成し会計課に持ち込む。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。 ・日本郵政公社は、有料（担当課） （口座収納） ・口座振替による収納は、月１回 会計課窓口で、各収納代理金融機関の取りまとめ店にＭＴを受け渡す。 ・口座振替における収納金は、各収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金する。 引落し結果ＭＴは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が会計課に持ち込む。 ・日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に取扱金種別ごとの日本郵政公社口座に振り分けられ、相模原郵便局が小切手を作成し会計課に持ち込む。 ・口座振替依頼書のデータ入力作業は、会計課が行う。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料(担当課)は、1件当たり7.5円を上期，下期の２回に分けて支払う。日本郵政公社は、１件10円 （納付書消込） ・指定金融機関の横浜銀行相模原駅前支店から納付書（納入済通知書）等を受け取る。 ＯＣＲ納付書は、会計課でＯＣＲ読み取りを行い消込データを作成する。 パンチ納付書は、納税課が消込データを作成する。　消し込み作業は、毎日行う。 （日計表） 指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。	（窓口収納） ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）、指定代理金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社は除く）で収納された収納金 （窓口収納）は、各指定、収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付（原則収納日の翌日）する。 ・日本郵政公社では収納された収納金納付書が指定金融機関役場派出所に送付され、それにもとづき派出所で収入日計表を作成する。 ・指定金融機関、指定代理及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。日本郵政公社は有料。（担当課） （口座収納） ・口座振替による収納は月１回（担当課） 収納課で、各指定、収納代理金融機関の取りまとめ店に出向き、ＭＴで依頼する。 ・口座振替における収納金は各指定・収納代理金融機関（日本郵政公社は除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付する。 引落とし結果ＭＴは、各指定代理・収納代理金融機関の取りまとめ店に収納課が出向き受け取る。 ・日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に引落とし結果を派出所へ送付する。 ・口座振替依頼書のデータ入力作業は、収納課が行う。指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料（担当課）は１件当たり21円を年２回（10月、４月）に分けて支払う。日本郵政公社は１件10円 （納付書消込） ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合川尻支所から納付書（納入済通知書）等を担当課で受け取る。　ＯＣＲ納付書は、収納課でＯＣＲ読み取りを行い消込データを作成する。パンチ納付書も収納課が消込データを作成する。消込作業は、毎日行う。 （日計表） 指定金融機関から各金融機関の収入日計表を毎日徴し、会計班では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。	（窓口収納） ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの津久井町収入役口座に入金する。各収納代理金融機関は、収入日計書に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の中野支所に送付する。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取扱手数料は無料。 ・日本郵政公社は、取扱手数料は有料（担当課で支出） (口座収納) ・口座振替による収納は、月１回。（税は末日、保育料・給食費は２５日に振替） 担当課が各収納代理金融機関等にＭＴを持参し、依頼する。 ・口座振替における収納金は、各収納代理金融機関の取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの津久井町収入役口座に入金する。引落し結果ＭＴは、担当課が回収にまわり、口座振替（自動払込）済報告書とともに受領する。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料(担当課で支出)は1件当たり２０円を上期、下期の２回に分けて支払う。日本郵政公社は、１件当たり１０円を毎月支払う。 (納付書消込) ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合中野支所から収入日計書と納付書（納付済通知書）等を受け取る（収入日の翌日）。ＯＣＲ納付書は会計課でＯＣＲ読み取りを行い集計する。税と料金の消込データをＦＤにより作成し、担当課へ送付する。パンチ納付書は、担当課が消込データを作成する。消込作業は、毎日行う。 ・集計した収納金については、収入日の２日後に財務会計システムによる収入消込処理を行う。 ・担当課には、収納金通知書に納付書（納付済通知書）等を添え、送付する。 (日計表) ・指定金融機関から収入日計書・支出日計表・金融機関別収支現況簿を毎日徴し、会計課では財務会計システムにより各会計毎の日計表・現金出納簿を毎日作成し、照合管理している。	（窓口収納） ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、納付書と収入日計表を指定金融機関に送付する。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。 ・日本郵政公社は、取り扱い手数料は有料（担当課） （口座収納） ・口座振替による収納は、月１回、担当課が、各収納代理金融機関の取りまとめ店にＭＴを受け渡す。引落し結果ＭＴは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が担当課に持ち込む。 ・口座振替依頼書の作成は、各担当課が行なう。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関への口座振替手数料(担当課)は、1件当たり２０円を年２回支払う。日本郵政公社は１件１０円、毎月支払う。 （公金回収） ・必要に応じて各収納代理金融機関から小切手の発行をし、指定金融機関に持ち込む。 （納付書消込） ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から納付書（納入済通知書）等を受け取る。日計表の決裁後、各担当に納付書を配布し、担当課にて消し込みを行なう。 （日計表） 指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では指定金融機関作成の各会計毎の残高を集計した日計表の検査（決裁）を行なう。	・相模原市では収納代理金融機関(以下「金融機関」という。)が収納した市税等を、原則として収納した日の翌日、金融機関が振込み又は小切手により指定金融機関の収入役口座に納付することとしているが、３町では、収納された税金等は金融機関取りまとめ店の収入役口座に入金され、月１回又は資金不足時に職員が出向いて回収している。 ・口座収納用MTの金融機関との送付・回収の方法は、相模原市については金融機関の職員により受領、返却をしているが、３町については町職員が金融機関に持込み及び回収をしている。 ・口座収納における振替手数料は、相模原市７．８７５円、３町は２１円である。（消費税込み）	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	会計部会	会計課
大分類コード	**大分類項目**	**協議ランク**	**調整済の可否**
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	**中分類項目**	**調整方針の区分**	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	**事務事業名**		
7	支出事務		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市会計規則	地方自治法 城山町会計規則	地方自治法 津久井町予算決算会計規則	地方自治法 相模湖町予算決算会計規則		
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	財務会計システム	財務会計システム	財務会計システム			
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	支払事務 （口座振込による支払い） ・口座振込データをパソコン使用したデータ転送により、依頼をする。 振込先口座情報は、マスタ登録してある債権者情報を使用する。 データ作成は、支出命令票の支払希望日の４営業日前に作成を行い、３営業日前に依頼。 ・口座振込指令書による依頼 予算執行票の希望予定日の１営業日前に依頼を行う。 ・口座振込データＭＴ，ＦＤによる依頼 予算執行課が、ＭＴ，ＦＤの作成を行い依頼をする。（職員給与，非常勤賃金，各福祉手当等） （納付書，振込用紙による支払い） ・予算執行票の支払希望日の１営業日前に依頼を行う。 （窓口での現金支払い） ・横浜銀行相模原市役所出張所の窓口で受領する。（資金前渡等） ５０万円以上の受領，金種がある場合は、受領日の２営前までに総括店に連絡を行う。 （支払日） ・市役所営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。	支払事務 （口座振込による支払い） ・口座振込データをパソコン仕様にしたデータをＦＤに写し依頼する。 振込先口座情報は、債権者登録情報を使用する。 データ作成は、支出命令書の支払希望日の５営業日前に作成を行い、４営業日前に本所に依頼。 ・口座振替支払通知書による依頼 希望支出予定日の２営業日前に依頼を行う。 ・口座振込データＦＤによる依頼 予算執行課（総務課）がＦＤの作成を行い依頼する。（職員給与） （納付書、振込用紙による依頼） ・支払期日の２営業日前に川尻支所に依頼を行う。 （窓口での現金支払い） ・津久井郡農業協同組合城山町役場出張所の窓口で受領する。 （資金前渡等） 受領日の１営業前までに出張所職員に依頼をする。 （支払日） ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。	支払事務 （口座振込による支払い） ・定期の口座払（月６回、５日おき）、随時振込（随時に支払）、その他払（緊急の支払）による支払。 振込先口座情報は、財務会計システムによる債権者登録情報を使用する。 ・口座振込データＦＤによる依頼 定期の口座払については、会計課でＦＤの作成を行い依頼を行う。　６営業日前にＦＤを作成し、送付する。職員給与、児童手当の支払は、担当課でＦＤを作成する。 ・口座振込依頼書による依頼 随時振込・その他払については口座振込依頼書により、支払予定日の２営業日前に依頼を行う。 （納付書、振込用紙による支払い） ・支払予定日の２営業日前に依頼を行う。 ・公共料金支払基金による運用管理は行っていないので、全て納付書による支払となる。 （窓口での現金支払い） ・津久井郡農業協同組合中野支所役場内派出所の窓口で受領する。（資金前渡等） 受領日の１営業日前までに総括店に連絡を行う。 （支払日） ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。 （支払通知） ・口座振込通知書・支払通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。	支払事務 （口座振込による支払い） ・各課起票の伝票をもとに、口座振込依頼書を会計課にて作成し、指定金融機関に２営業日前に振込み依頼をする。 ・口座振込データＭＴによる依頼 予算執行課が、ＭＴの作成を行い依頼をする。 （職員給与のみ） （納付書，振込用紙による支払い） ・支払希望日の２営業日前に依頼を行う。 （窓口での現金支払い） ・津久井郡農業協同組合相模湖町役場内出張所の窓口で受領する。 （支払日） ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎月５の付く日（土日の場合、月曜日とする）に、支払いを行っている。	・相模原市の資金前渡等における窓口での現金受領は、横浜銀行市役所出張所窓口で行っており、３町が受領する場合、遠距離で不効率となる。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	会計部会	会計課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
8	指定金融機関等		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法 相模原市会計規則	地方自治法 城山町会計規則	地方自治法 津久井町予算決算会計規則 津久井町公金管理運用会議設置要綱	地方自治法 相模湖町予算決算会計規則		
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	（指定金融機関等の検査） 公金取扱状況検査実施 １.検査対象 　指定金融機関総括店については、毎年実施。その他については、取扱高、検査実績を考慮して選定 　随時検査は、必要の都度実施 ２.検査時期 　平成１６年度は１７年２月を予定 ３.検査方法 　（１）公金受入簿記載内容 　（２）収入原符（収入控票）の領収日 　（３）収入原符（収入控票）の整理編てつ 　（４）公金受入簿と収入原符（収入控票）との照合等 　（５）前期前納付報奨金の取扱い 　（６）延滞金の収納 　（７）収納金の口座より生じた利子 　（８）その他必要な事項 　指定金融機関等の指定については､財務課が担当 (資金運用) 　歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし､収入役、担当部長を構成員とした資金会議で定めた資金運用基準に基づき、資金を運用している。 　なお、各課・機関より毎月２０日までに翌月の収支予定表及び年間及び上・下半期収支予定表の提出を受け、 　これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。	（指定金融機関等の検査） 公金取扱状況検査実施 １．検査対象 　指定金融機関総括店、その他金融機関を順次選定 　随時検査は、必要の都度実施 ２．検査時期 　未定 ３．検査方法 　（１）公金受入簿記載内容 　（２）収入原符（収入控票）の領収日 　（３）収入原符（収入控票）等の整理 　（４）公金受入簿と収入原符（収入控票）との照合等 　（５）延滞金、督促手数料の収納 　（６）その他必要な事項 　指定金融機関等の指定については、財務課が担当 （資金運用） 　歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用のため、予算に基づき、収入役及び財務課と協議をして運用を行っている。 　各課より毎月20日までに、翌月２００万以上の支出がある場合、支出予定表の提出、年間収支予定表を財務課が作成。 　歳計現金に不足が生じたときは、収入役が町長と協議し基金の繰替運用を行う。	（指定金融機関等の検査） 公金取扱状況について検査を実施 １.検査対象 　指定金融機関総括店については、毎年実施。 　収納代理金融機関については、取扱高等を考慮して選定。 ２.検査時期 　平成１６年度は１６年１１月を予定 ３.検査事項 　（１）公金の収納事務及び収納金の振替事務の取扱い 　（２）小切手の支払、送金払、口座振替払、繰替払その他公金の支払事務の取扱い 　（３）公金の預金状況 　（４）帳簿及び証拠書類の整理 　（５）その他必要な事項 指定金融機関等の指定については､財務課が担当 (資金運用) 　公金管理・運用指針を円滑に実施するため、収入役、関係課長を構成員とした公金管理運用会議を設置し、計画に基づき資金を運用している。 なお、財務課より年間収支予定表の提出を受け、これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。	（指定金融機関等の検査） 公金取扱状況検査実施 １.検査対象 　指定金融機関・収納代理金融機関 ２.検査方法 　納付書・伝票と日計表を照合し、検査する。また、毎月月初めに各金融機関の通帳記帳を行い、通帳と日計表の残高の検査を行なう。 　指定金融機関等の指定については､町長が行なう (資金運用) 　歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし､助役と会計課が調整の上、資金を運用している。	課題なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称
30	各種事務事業の取扱い	会計部会	会計課
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否
		□A協議会　□B幹事会　■C専門部会	■　調整終了
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分	
		□①現行のまま存続　□⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合	
事務事業番号	事務事業名		
9	公共料金支払基金の運用管理		

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	相模原市公共料金支払基金条例 相模原市公共料金支払基金施行規則					
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	公共料金支払いシステム					
備考１						
備考２						
表組等添付ファイル数　.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため（予算執行票の削減，審査事務の負担軽減）、公共料金支払基金を設置している。 ・公共料金支払基金（３億円）を原資とし、口座引落しでの支払いを行う。 　１ヶ月間の引落し結果をもとに施設管理課の歳出予算から公共料金支払基金への振り替えをバッチ処理により行う。 ・公共料金の種類は、電気料金，ガス料金，上下水道料金，電信電話料金，放送受信料	現在実施していません。	該当なし 公共料金の支払は、全て納付書によって支払を行っている。	基金からの公共料金の口座引き落としはしておりません。納付書（請求書）による支払いをしています。	３町には公共料金支払基金がない	相模原市の制度を適用する。